

令和2年11月定例会

環境生活建設委員会

予算決算委員会（環境生活建設分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	3
2、出席者	3
3、審査事件	3
4、付託事件	4
5、経過	

(土木部)

分科会

土木部長予算議案及び第144号議案説明	5
監理課長補足説明	6
港湾課長補足説明	7
住宅課長補足説明	7
予算議案及び第144号議案に対する質疑	9
予算議案に対する討論	25

委員会

土木部長総括説明	26
道路維持課長補足説明	27
港湾課長補足説明	28
住宅課長補足説明	29
第129号議案、第145号議案、第150号議案及び第153号議案のうち 関係部分に対する質疑	29
議案に対する討論	36
陳情審査	36
河川課長補足説明	37
議案外所管事項に対する質問	38

(第2日目)

1、開催日時・場所	61
2、出席者	61
3、経過	

(文化観光国際部)

分科会

文化観光国際部長予算議案説明	61
物産ブランド推進課長補足説明	62
観光振興課長補足説明	63
予算議案に対する質疑	64
予算議案に対する討論	66

委員会	
文化観光国際部長総括説明	6 6
議案に対する質疑	7 1
議案に対する討論	7 4
陳 情 審 査	7 4
観光振興課長補足説明	7 4
スポーツ振興課長補足説明	8 2
議案外所管事項に対する質問	8 6

(第3日目)

1、開催日時・場所	1 1 9
2、出席者	1 1 9
3、経過	

(県民生活環境部)

分科会

県民生活環境部長予算議案、第128号議案及び第146号～第148号

議案説明	1 2 0
県民生活環境課長補足説明	1 2 0
交通・地域安全課長補足説明	1 2 1
自然環境課長補足説明	1 2 2
予算議案、第128号議案及び第146号～第148号議案に対する質疑	1 2 3
予算議案に対する討論	1 2 8

委員会

県民生活環境部長総括説明	1 2 9
第153号議案のうち関係部分に対する質疑	1 3 0
議案に対する討論	1 3 2
陳 情 審 査	1 3 2
議案外質問通告項目について	(書面答弁のため配付資料)

(交 通 局)

分科会

交通局長予算議案説明	1 3 3
管理部長補足説明	1 3 4
予算議案に対する質疑	1 3 6
予算議案に対する討論	1 4 5

委員会

交通局長所管事項説明	1 4 6
議案外質問通告項目について	(書面答弁のため配付資料)
委員間協議	1 4 8

審査結果報告書	1 5 1
---------------	-------

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料(土木部)
- ・分科会関係議案説明資料(追加1:土木部)
- ・委員会関係議案説明資料(土木部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1:土木部)
- ・分科会関係議案説明資料(文化観光国際部)
- ・分科会関係議案説明資料(追加1:文化観光国際部)
- ・分科会関係議案説明資料(追加2:文化観光国際部)
- ・委員会関係議案説明資料(文化観光国際部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1:文化観光国際部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加2:文化観光国際部)
- ・分科会関係議案説明資料(県民生活環境部)
- ・分科会関係議案説明資料(追加1:県民生活環境部)
- ・委員会関係議案説明資料(県民生活環境部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1:県民生活環境部)
- ・分科会関係議案説明資料(交通局)
- ・委員会関係議案説明資料(交通局)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1:交通局)
- ・議案外質問通告項目について(県民生活環境部、交通局)

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年11月25日

自 午後 1時 2分
至 午後 1時 6分
於 委員会室 3

2、出席委員の氏名

委員 長	山本 由夫 君
副委員 長	久保田将誠 君
委員	田中 愛国 君
”	溝口芙美雄 君
”	徳永 達也 君
”	山田 朋子 君
”	ごうまなみ 君
”	宅島 寿一 君
”	宮島 大典 君
”	宮本 法広 君
”	中村 泰輔 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午後 1時 2分 開会

【山本(由)委員長】ただいまから、環境生活建設委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、徳永委員、中村(泰)委員のご両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和2年11月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午後 1時 3分 休憩

午後 1時 6分 再開

【山本(由)委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないので、これをもって、本日の環境生活建設委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。

午後 1時 6分 散会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年12月8日

自 午前10時 0分
至 午後 4時32分
於 委員会室 3

都市政策課長 植村 公彦 君
道路建設課長 馬場 一孝 君
道路維持課長 馬場 幸治 君
港湾課長 平岡 昌樹 君
港湾課企画監 松永 裕樹 君
河川課長(参事監) 浦瀬 俊郎 君
河川課企画監 松本 憲明 君
砂防課長 鈴田 健 君
建築課長 三原 真治 君
営繕課長 平松 彰 君
住宅課長 高屋 誠 君
住宅課企画監 小山 俊一 君
用地課長 佐々木健二 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 山本 由夫 君
副委員長(副会長) 久保田将誠 君
委 員 田中 愛国 君
" 溝口芙美雄 君
" 徳永 達也 君
" 山田 朋子 君
" ごうまなみ 君
" 宅島 寿一 君
" 宮島 大典 君
" 宮本 法広 君
" 中村 泰輔 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（環境生活建設分科会）

第122号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）
（関係分）

第124号議案

令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算
（第1号）（関係分）

第125号議案

令和2年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）

第126号議案

令和2年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

第156号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第10号）
（関係分）

第157号議案

令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算
（第2号）（関係分）

第158号議案

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

土木部長 奥田 秀樹 君
土木部技監 有吉 正敏 君
土木部次長 天野 俊男 君
土木部参事監
(まちづくり推進担当) 村上 真祥 君
監理課長 田中 庄司 君
建設企画課長 川添 正寿 君
建設企画課企画監 中村 泰博 君
新幹線事業対策室長
(参事監) 大塚 正道 君

令和2年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

7、付託事件の件名

○環境生活建設委員会

（1）議案

第128号議案

自然公園内県営公園施設条例の一部を改正する条例

第129号議案

長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

第145号議案

契約の締結の一部変更について

第146号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第147号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第148号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第149号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第150号議案

諫早市テニスコートの事務の受託に関する協議について

第153号議案

長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について（関係分）

（2）請願

なし

（3）陳情

- ・県の施策に関する要望書（新上五島町）
- ・要望書（佐々町）
- ・令和3年度 離島・過疎地域の振興施策に対する要望書
- ・令和3年度 簡易水道の整備促進に関する要望書

・新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

・要望書（壱岐市）

・長崎県に対する要望書

・要望書（有明海沿岸道路西部地区の整備促進について）

・陳情書（本件海域（別紙海図1）での海砂採取の即時中止を求める陳情）

・要望書（半島振興対策の充実について他）

・要望書（島原半島の地域高規格道路の整備について他）

・要望書（地域高規格道路島原・天草・長島連絡道路（南島原工区）の早期事業化について他）

・要望書（雲仙市愛野町から小浜町までの幹線道路整備について）

・要望書（地域高規格道路「西彼杵道路」の整備について）

・要望書（対馬市）

・陳情書（行財政改革で、石木ダム建設事業は～）

8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【山本(由)委員長】 おはようございます。

ただいまから、環境生活建設委員会及び予算決算委員会環境生活建設分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第128号議案「自然公園内県営公園施設条例の一部を改正する条例」ほか8件であります。そのほか陳情16件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委

員会に付託されました予算議案の関係部分を環境生活建設分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分ほか6件であります。

次に、審査方法についてお諮りします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、これより土木部関係の審査を行います。

分科会に入ります前に、委員の皆様にお諮りします。

本日審査を行います第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」と、委員会付託議案である第149号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連があることから、まず、予算議案及び第149号議案についての説明を受け、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論・採決を行うこととします。

そして、委員会再開後、第149号議案及びその他の議案についての討論・採決を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、そのよう進めさせていただきます。

【山本(由)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

土木部長より、予算議案及び第149号議案に

ついて、説明を求めます。

【奥田土木部長】 土木部関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会環境生活建設分科会 関係議案説明資料」の土木部をお開きください。また、これに加え、「追加1」をお配りしておりますので、そちらも併せてご覧ください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分、第124号議案「令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分（追加1）、第157号議案「令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第2号）」のうち関係部分（追加1）です。

このうち、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち土木部関係の歳入歳出予算は、記載のとおりです。

2ページをご覧ください。

補正予算の内容としては、令和2年台風9号及び第10号等による被災施設の復旧等に要する経費として、災害復旧費公共事業21億1,300万円の増、単独事業2億7,018万1,000円の増、河川災害復旧助成費公共事業10億3,000万円の増、災害関連事業費公共事業3億円の増、国の内示に伴い公共事業5億5,300万円の増、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少する中で運航を続けている航路及び航空路の公共交通事業者に対し、公共施設使用料相当分の支援金を給付することとして6,372万6,000円の増、また、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費として8,055万1,000円の増を計上しています。

このほか、繰越明許費及び債務負担行為につ

いては、記載のとおりです。

なお、本議案と関連する第149号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、県営住宅等の管理・運営を行う指定管理者を指定しようとするものです。

また、第124号議案「令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号）」のうち関係部分については、職員給与関係既定予算の過不足調整に要する経費であり、内容は記載のとおりです。

このほか、第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分（追加1）、第157号議案「令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第2号）」のうち関係部分（追加1）については、職員給与の改定に要する経費であり、内容は記載のとおりです。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)分科会長】ありがとうございました。

次に、監理課長より補足説明を求めます。

【田中監理課長】お手元の「環境生活建設委員会課長補足説明資料」の1ページをご覧ください。

繰越明許費について、補足してご説明いたします。

表の一番下の土木部合計の欄をご覧ください。今回お願いいたしておりますのは、合計324件、110億3,133万円でございます。前回の9月定例会では、この時点において年度内で適正な工期が確保できないものを計上いたしておりましたが、その後、地元の調整の遅れなど、やむを得ず発注時期がずれ込み、3月末までに適正な工期を確保できないものが新たに発生いたしております。

また、今回の補正予算案としても計上いたしておりますが、9月の台風9号及び第10号等の被害による災害関係事業につきましては、国による災害査定後の発注となることなどから、3月末までに適正な工期を確保できないものもございます。

今回は、これらについて繰越明許費を計上しているものであり、あらかじめ繰越し承認をいただき、翌年度にまたがる適正な工期を確保して発注しようとするものでございます。

今回計上した繰越明許費の件数及び金額の内訳については、道路橋梁費54件40億4,900万円、河川海岸費33件19億1,500万円、港湾空港費19件16億2,160万円、都市計画費3件1億3,312万円、住宅費3件7億4,000万円、公共土木施設災害復旧費212件25億7,261万円となっております。

なお、繰越の縮減については、本庁各課及び各地方機関に繰越し縮減のための推進員を置き、毎月の進捗状況や課題等の把握を行うなど、部の重点目標に掲げ、鋭意取り組んでいるところでございます。

今後とも、安易な繰越を計上することがないように、計画的、効率的な事業執行に努めてまいります。

続きまして、資料の2ページをご覧ください。

ゼロ県債の設定について、補足してご説明いたします。

制度としましては、来年度に予算化する事業につきまして、今年度に支出を伴わず、前倒して発注するため、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

ゼロ県債につきましては、平成27年度から取り組んでおりますが、平成28年度からは県単事業に加え、交付金事業にもゼロ県債を適用し、4月から6月の端境期の事業量を確保するなど、

発注の平準化を図ることといたしております。

今年度は、交付金事業で25億5,240万円、県単独事業で36億8,950万円の合計62億4,190万円のゼロ県債を設定しようとするものであります。

事業課別の設定金額は、記載のとおりでございます。

内容は、前倒し可能な事業や雨季を避けて実施すべき事業について設定をいたしております。

以上で説明を終わります。

【山本(由)分科会長】次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【平岡港湾課長】第122号議案、交通事業者への使用料支援給付事業について、補足してご説明いたします。

お配りしております課長補足説明資料の3ページをご覧ください。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で人の移動が制限され、利用者が大幅に減少する中でも、離島と本土や県間の移動手段として運航を余儀なくされている定期航路や空路の安定した運航を確保するため、売上げが大幅に減少した事業者に対して、県が管理する港湾、漁港の係船料や、県営空港の着陸料等相当分を支援する事業であります。

事業予算は、6,327万6,000円であり、このうち係船料相当額として6,002万9,000円、着陸料等相当額として369万7,000円を計上しております。

事業内容ですが、対象者は補助航路を除く定期旅客及び定期航空路事業者、対象施設は係留施設及び空港施設とし、事業費内訳は記載のとおりでございます。支援期間は、令和2年4月から令和3年3月までの1年間としております。

支援内容でございますが、支援期間における

対象航路または空路の売上高が前年同期と比較して30%以上50%未満の減収の場合は、その月の使用料相当額の2分の1を給付、50%以上の減収の場合は、その月の使用料相当額の全額を給付するものでございます。

給付時期につきましては、本議会におきます議決後に補助金交付要綱を制定し、記載のとおり給付を予定しております。

4ページをご覧ください。

支給対象となります航路と空路について、港湾、漁港、空港の一覧を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山本(由)分科会長】次に、住宅課長より補足説明を求めます。

【高屋住宅課長】第149号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、補足してご説明いたします。

議案の39ページをご覧ください。

本議案は、県営住宅等に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項及び長崎県営住宅条例第79条などの規定により、議会の議決をお願いするものであります。

その内容につきまして、お手元の補足説明資料に沿ってご説明いたします。

「環境生活建設委員会課長補足説明資料」の5ページをご覧ください。

まず、1.選定結果ですが、公募で選定しました長崎地区、佐世保地区、県央地区につきましては、長崎県住宅供給公社、そして非公募で選定しました西海地区につきましては、西海市を選定いたしましたので、それぞれ指定管理者として指定をお願いするものでございます。

それでは、選定経過等について、内容をご説明いたします。

今回の公の施設としての県営住宅等につきましては、2. 対象施設のとおり、長崎地区、佐世保地区、県央地区及び西海地区にあります県営住宅等で84団地の1万2,399戸が対象となっております。

3. 指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。

次に、4. 選定経過について、ご説明いたします。

(1) 公募期間でございますが、長崎地区、佐世保地区、県央地区、それぞれ令和2年7月17日から令和2年8月17日まで公募いたしました。主な応募資格につきましては、県内に主たる事務所を有する法人等の団体であること、管理している賃貸住宅等が、応募しようとする各地区の県営住宅等の戸数の概ね1割以上であることなどで、グループでの応募も可能といたしました。

(2) 応募団体でございますが、公募の結果、長崎地区は2者、佐世保地区も2者、県央地区は1者の応募がありました。

なお、西海地区につきましては、この後、ご説明いたします理由により非公募としており、1者から申請がございました。

資料の6ページをご覧ください。

(3) 選定方法でございますが、外部有識者5名で構成する「長崎県土木部指定管理者選定委員会」により計3回の選定委員会を開催し、応募者から提出された事業計画書等による書類審査及び面接審査を実施しまして総合的に審査していただきました。また、非公募分につきましても、選定委員会でご審議いただき、県営住宅が立地する旧大島町という地域の特殊性をはじめ、今後、隣接する市営住宅への集約の方向性などを考慮して非公募とし、西海市を選定して

いただきました。

次に、5. 公募の応募状況及び選定委員会採点結果でございます。

長崎県住宅供給公社は、全ての地区に応募しまして、長崎地区は長崎県住宅公社とA社の2者、佐世保地区は長崎県住宅供給公社とC者の2者、県央地区は長崎県住宅供給公社のみという応募状況でございました。

審査は、600点満点で実施され、3つの地区で、それぞれ長崎県住宅供給公社が437点を獲得し、次期指定管理者として選定されたところでございます。

選定委員会における選定理由といたしましては、長崎地区では、全ての審査項目において、長崎県住宅供給公社がA社を上回る評価を得ており、特に入居者へのサービス向上及び管理経費の削減方策に関する提案に対して、その実効性や確実性に高い評価点を得ております。

佐世保地区では、全ての審査項目において、長崎県住宅供給公社がC社を大きく上回る評価を得て、特に、サービスの向上、個人情報保護対策、管理運営体制の確立及び重点課題等への取組提案に対し、その実効性、確実性に高い評価点を得ております。

県央地区では、長崎県住宅供給公社のみの応募でしたが、賃貸住宅の管理実績があり、提案された事業計画書に示された入居者へのサービス向上、管理経費の節減方策及び管理運営体制の確立、重点課題等への取組に対し、その実行性、確実性に高い評価点を得ております。

また、今回の長崎県土木部指定管理者選定委員会の開催状況につきましては、6. 指定管理者選定までの経緯に記載のとおりでございます。

今回、指定管理者として指定を議決いただいた後、次期指定管理期間である令和3年4月から

5年間の指定管理者負担金につきまして、令和2年度中に基本協定を締結する必要がございますので、本年2月定例会でご審議いただいた令和2年度当初予算において債務負担行為の設定を認定いただいているところでございます。

しかしながら、予定しておりました指定管理者負担金につきまして、今回、指定管理者選定委員会で認定された事業計画書で法定点検費などの費用が増加することが判明いたしました。このため、債務負担行為設定額の増額が必要となりましたので、今回の11月補正予算でご承認をいただこうとするものでございます。

増額の主な理由といたしましては、バリアフリー対策のために実施いたしましたエレベーター設置後の法定点検費用の増、法改正に伴い、屋内風呂釜の法定点検が必要となったことによる費用の増、施設老朽化に伴う三点給湯設備更新費用の増などでございます。

なお、ご承知のとおり、債務負担行為の設定につきましては、上限額の設定であり、今回、指定管理者選定委員会で認定された事業計画書に基づき、指定管理者負担金の基本協定締結に向けた協議を進めてまいりますが、過度な増額とならないよう、十分に内容を精査してまいります。

今後とも、県営住宅等が公の施設として県民の居住の安定に最大限寄与することができますよう努めてまいります。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【山本(由)分科会長】ありがとうございました。

【平岡港湾課長】すみません。修正をお願いします。

第122号議案の交通事業者への使用料支援給付事業につきまして、先ほど、事業費を6,327

万6,000円とご説明いたしましたが、資料に記載のとおり6,372万6,000円でありまして、説明が過っておりまして、お詫びして訂正申し上げます。

【山本(由)分科会長】 それでは、以上で説明が終わりまして、これより予算議案及び第149号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宅島委員】 おはようございます。

第149号議案の「公の施設の指定管理者の指定について」ということで、結果は長崎県住宅供給公社ということで、これに異論はないんですが、競争された応募者、長崎地区がA社、佐世保地区がC社ということで記載してあるんですけど、ほかの入札の場合は、全て業者名がきちっと載っていて、総合評価の点数も公表するのに、なんでここだけA社、C社となるんでしょうか、教えてください。

【高屋住宅課長】 指定管理者の応募の規定上、選定された業者以外は公表しないということで規定しておりますので、今回、公表しておりません。

【宅島委員】 土木部住宅課だけですか、そういう話は。

【高屋住宅課長】 指定管理者の選定につきましては、県全体でガイドラインを設定しておりますので、県全体の方針ということでございます。

【宅島委員】 ほかの部というか、土木部に限らず、指定管理のお話については、業者名がきちっと載っておって、ここに選びましたよということは見たことがあるんですけども、それは全く私の見間違いで、絶対公表はしないということがいいんでしょうか、次長、何かわかれば教えてください。

【天野土木部次長】 私も他の部のやり方までつ

ぶさに把握しているわけではございませんが、土木部におきましては、指定管理者の候補者についてのみ名前を掲上しまして、結果的に指定管理者に当たらない会社につきましては、業者名を公表しないというふうにしております。

これは、むしろ落ちたところに対しての配慮といえますか、この結果はホームページ等に公表しておりますので、当然、当該者はわかっておられますので、積極的には、その者の立場を考えて公表しないとしておりますが、再度、他の部の状況をまた確認をいたしまして、改める必要があれば、そこは検討してまいりたいと考えております。

【宅島委員】今の説明を聞いて、そうであれば、ほかのこういう総合評価だって同じことだと思うんですよ。だから、本当は正々堂々と競争されたのであれば、きちっと企業名を公表しているんじゃないかと思えますので、委員長におかれて理事者側と協議の上、検討していただければと思います。

【山本(由)分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【宮本委員】おはようございます。

第149号議案について、私の方からも確認の意味を含めて質問をさせていただきます。

公の施設の指定管理者の指定についてということでご説明をいただきました。すみません、私の認識不足であれば申し訳ないんですが、長崎地区、佐世保地区、県央地区とあります。それぞれの地区において住宅の課題というのは違うかと思うんです。437点、全部一緒、同じ会社なのでこうなるのかもしれませんが、事項とか区分とか評価の観点というのを見た時に全部一緒になるべきものなのか。例えば、緊急対応とか入居者サービス、県民サービスの提案につ

いては、それぞれの地区によって若干違っててもいいんじゃないかという気がするんですが、それぞれの地区でこの点数、同じ会社なのでこうなるのかもしれませんが、この背景について、もうちょっと詳しくお聞かせいただければと思います。

【高屋住宅課長】それぞれ3地区ございまして、提案書は、当然それぞれの地区ごとに出てきております。審査項目そのものは共通の項目で審査委員が採点をされているということで、地区ごとの特徴があるかと思いますが、結果的には同じ点数になっているということでございます。

【宮本委員】やっぱりここまでぴったり一緒になるものですかねと思ってですね、ちょっと不思議だったところです。従前も長崎の住宅供給公社がされていたので、それを踏まえてだと思えますが、にわかには信じがたいところもあるのかなと思ったものですからお聞きさせていただきました。

ちなみに、従前の結果も同点だった、それぞれの地区で同じ点数だったのかということがわかれば教えていただけますか。

【高屋住宅課長】申し訳ございません。前回の結果の資料が今手元にございませんので、ちょっと今確認ができません。

【宮本委員】例えば、佐世保地区で見た場合、佐世保地区、長崎地区、そして県央地区もそうですけれども、ちょっと確認です。緊急対応、24時間体制というのは、今現在、状況としてどのようになっているか、教えてください。

【高屋住宅課長】現在の指定管理者でございます住宅供給公社の24時間体制につきましては、民間の事業者へ委託しておりまして、入居者が、公社に電話をしていただければ、そちらに転送されて内容に応じた対応がされるというような

状況になっております。

【宮本委員】それは、もちろん土日も含めてということですね。

県民サービスの提案があるか、そして、入居者サービスの提案があるかについてですが、これは長崎地区、佐世保地区、そして県央地区それぞれですけれども、今後、どのような形のサービスを提案されたのか、具体的にわかれば教えてください。

【高屋住宅課長】県営住宅につきましては、かなり入居者の高齢化が進んでおりますので、たしか75歳以上だったと思いますけれども、そういった方について定期的に訪問したりとか、そういった高齢者に配慮したサービスであるとか、あるいは入居者の募集を定期的に行いますけれども、そういう場合に土日に対応するとか、そういった工夫をしているところでございます。

【宮本委員】わかりました。サービスの向上につきましては、私自身もそうですけど、いろいろな苦情を承っているところであります。例えば、電話の対応がなかなか厳しいとか、言ってもちょっと対応がというお話もいただくものですから確認をさせていただきました。果たしてそれが実行されているのか、しっかりと検証していただきたいと思っておりますし、ここに書いてある24時間体制についても、土日は連絡がなかなか取れないというお声もいただいたところです。私も前定例会につきましては、民間の業者を入れた方がいいんじゃないかという質問をさせていただいたのは、そこにあります。今回、437点、同点だったものですから非常に不思議なところがあって質問をさせていただいたところです。

そういった県民の皆様方からの苦情というのは、恐らく住宅課にも届いているはずですが、

それについてはその都度、指定管理者の方に連絡はいつているものと承知してよろしいですか。

【高屋住宅課長】電話対応等の悪い部分につきましては、住宅課にも報告が上がってきております。その都度、公社の方に状況を確認いたしまして、今後、適切に対応するように、そういった協議をしているところでございます。

【宮本委員】そういう点はしっかりとお伝えいただいて、改善していかなければならないと思っておりますので、サービスの向上とか管理業務等々ありますけれども、全て上回っています。上回っているということは、それをやるこういうでしょうし、やらなければならないということですので、そこはしっかりと指導していただきますようにご要望を申し上げます。

それともう1点、ゼロ県債についてお聞きをさせていただきます。

課長補足説明資料の2ページですけれども、ゼロ県債のご説明をいただきました。債務負担行為ということで私も何度か質問させていただきましたけれども、今回の県単ゼロ県債は、令和元年度に比べれば結構増えております。いろいろ書いてありますが、今回、平準化ということになってはいますが、県単ゼロ県債が大幅に増えております、金額も増えているし、件数も増えています。これについてもうちちょっと詳しくご説明いただければと思います。

【田中監理課長】今回のゼロ県債の中で県単のゼロ県債を特に増やしておりますのは、特に緊急自然災害防止対策事業債というものを充てられる事業が令和2年度までということに制度的になっておまして、事業が令和3年度にまたがった場合には、令和2年度までと同様の財政措置、交付税が70%受けられるということもございまして、この分の事業をゼロ県債を活用し

て令和3年度にまたがる事業としてやることで、財政的にも県に有利になるということを考えまして、平準化と財政的な面と両方で効果を発揮しようというものでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。これは年々、平成27年度からの取組ですけれども、実際に平準化というのは見えないところがあるんですが、実際に現場におきましては、建設現場においては、平準化というのは保たれているという実感はありますか。きちんとできているのかなというのが見えないところなんです、お願いします。

【川添建設企画課長】今、委員ご指摘のとおり、平準化ということの年々の推移の数字を我々も持っているわけではございません。ただ、平準化というのは、もともと経緯からいいますと、4月、5月、6月に工事の端境期がどうしてもあるので、そこに対して、要は、年度を通して、平均に対して、その率がどうかという中で、今、長崎県は市町も合わせるとコンマ65という、全国的に見ても余り好ましい数字ではございません。そこには原因がいろいろあるんですが、4月、5月、6月の端境期に一定の工事量を確保するためには、どうしてもこういったゼロ県債、あるいは繰越しというのがそこに結びついていくという状況もあるので、9月にも繰り越しを提案させていただきましたが、今回も同様に繰り越しとゼロ県の両方から設定を行って、4月、5月、6月の端境期に工事量を保ちたいと考えております。

冒頭、宮本委員が言われました平準化についての年々の率は、年度末に補正とか入る年と入らない年があるので、そこについては一定のものはないんですけれども、他県と比べるとあんまり好ましい状況ではないというのは、平成30

年度、令和元年度、そういった数字が出ております。

【宮本委員】わかりました。平準化、端境期対策ということで、ゼロ県債は大事な取組であると思いますし、先の定例会でも繰越しについて話がありましたので、またしっかり業界の方といろいろ意見交換をされて、さらなる平準化に努めていただきたいと思います。

【山本(由)分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【宮島委員】おはようございます。

私からも第149号議案に関して質問させていただきます。

大変勉強不足で恐縮なんですけれども、指定管理者の指定について、いわゆる公募されるようになったのは、どのようないきさつでようになったんでしょうか。

【高屋住宅課長】従来、県営住宅は、直接管理しておりましたが、県営住宅にも指定管理者制度を取り入れるということになりまして、その時点から公募という形を取っております。当初は、全体を一つで公募していた時も、できるだけ民間事業者が参加しやすいようにという観点から、長崎地区、佐世保地区、県央地区ということで分けまして、より広く事業者の方に参加していただける形をつくって公募しているということでございます。

【宮島委員】一つには、公平公正を期するということがあると思いますし、もう一つは、今、答弁がありましたとおり、民間事業者の皆さん方の活性化、活力を引き出すという意味合いもあったんじゃないかなというふうに考えます。

そういうようなことを踏まえて、先ほどの宮本委員のご質問に関連してでありますけれども、私も採点結果を見ておりまして、それぞれ地域

がばらばらであるにもかかわらず、点数が同じというのは、いささか問題じゃないかなというふうに思うんですね。確かに、採点の審査基準の項目などを見ますと、同じ項目でありますので、県の住宅供給公社としては同じ点数である。

しかしながら、この審査基準の中には、例えば、物的管理能力などというものがありますけれども、そうしたところで管理する戸数も違いますし、また、場所も違う、そういうような状況が異なる時に全く同じような点数が出てくるというのは、ちょっとなんか不思議に思うところもあるんですけども、まとめてそのことについての見解はいかがでしょうか。

【高屋住宅課長】 同じ事業者が3か所に応募しているということで、一定、提案内容は共通の部分もございますし、そういった戸数等、個別の部分もございます。そういったところもヒアリングも行っておりますし、内容と面接の結果を踏まえて各委員さんが審査をされているんですけども、先ほど申しましたように、結果的に同じ点数になったと考えております。

【宮島委員】 もう1点、この選考理由の中に、サービスの向上の部分について高い評価がなされたというふうにありますけれども、このサービスの向上については、長崎地区では大きな差はないようでありまして、佐世保などではかなり大きな違いがあるようであります。サービスの向上という面について、どのような評価がなされたのか、お聞かせいただきたいと思っております。

【高屋住宅課長】 住宅供給公社で提案されているサービスの向上の中身につきましては、例えば、先ほど申し上げた中身でございますけれども、時間外のテレホンサービス、緊急の対応サービスであるとか、入居者の申込みについて

土日も受け付けるであるとか、入居者の説明会をしたりとか、アンケートを実施したりとか、そういった細かな対応を提案されておりました。

また、今回、新たな提案をされておりましたのは、入居者の申込み時のサービス向上として郵送受付を今行っておりますけれども、そういったものの期間の延長であるとか、公社のホームページに県営住宅の応募者がわかりやすいような情報、例えば、間取図であるとか、住戸写真を掲載するとか、そういった細かなサービス向上の提案が多くなされておまして、そういったものが評価されたのではないかと考えております。

【宮島委員】 確かに、住宅供給公社は、それだけの実があるところでありまして、大きなところでありまして、できる部分もあろうかと思っておりますけれども、一方で、それぞれの地元にある業者については、やはり地元の実情、地元とのいろいろな関連があるがゆえに、言葉で言えば小回りがきくようなサービスもできるという利点もあるんじゃないかなというふうに思うんですね。

確かに、一部お話を聞けば、住宅供給公社も最終的には関連の事業者をお願いして、そうしたサービスを提供する場合もあると思うんですけども、その辺でなかなか小回りがきかない、言えばかゆいところに手が届かないようなところもあるんじゃないかなという感じがするんですね。

そういう意味では、サービスの内容もしかとこれから精査をしていただきたいと思っておりますし、また、その内容についても、どれだけ違うのかということをも極めて厳しく県の目でも見ていただきたい、選定委員会の目でも見ていただきたいというふうに考えます。

また、額も大きいので、本来であれば、申し上げましたとおり、民間活力というものを一方でどう生かしていくかという発想を県にも持っていたいただきたいというふうに思うんですね。それはある意味、公社のありようということにもつながってくると思いますので、公社が、ある意味、県内の民間事業者の皆さん方の活力を最終的に抑えるような、圧迫するような形であってはならないと思いますので、そうしたこともこれから先々十分にご配慮いただきながら、これからの選考をしていただきたいということを強く要望して、終わりたいと思います。

【山本(由)分科会長】ほかに予算議案及び第149号議案に対する質疑はありませんか。

【宅島委員】先ほど、指定管理者の選定の、A社、C社ということで聞いたんですけど、この額ですが、これはこのページの下に載っている、補正後に34億円ですね、この全額を住宅供給公社に指定管理するということがいいんですか。

【高屋住宅課長】先ほどの説明でも申しましたとおり、債務負担行為の額というのは上限でございます。今後、基本協定を結ぶ中で全体の枠としての協議をしてみたいです。あとは毎年度、毎年度につきましては、個別の協定を1年ごとに結んでいくということになっております。ですから、実際の金額につきましては、毎年度、毎年度の計画を立てて金額を決めていく。それをこの債務負担の範囲の中でやっていくというふうに考えております。必ずしもこの全額を公社の方に支払うということではございません。

この債務負担行為の中には西海市分も入っております。

【宅島委員】1万2,399戸、84団地ですね。この賃料の総収入というのは幾らあるんですか。

【高屋住宅課長】概数でございますが、約40

億円程度でございます。

【宅島委員】そしたら、約40億円ある収入を、本来、県に入ってくるお金ですよ。それを住宅供給公社が、例えば、徴収も含めてやるということでもいいんですか、そこを教えてください。

【高屋住宅課長】基本的に家賃収入につきましては、県に直接入ってくるということでございます。そういった業務につきましては、基本、県が直接やっております。

ただ、滞納の対応につきましては、一部、公社の方にも協力をいただいている部分があるかと思っております。基本的には県でやっております。

【宅島委員】よくわからないんですけど、じゃ、5年間でおおよそ幾らいくんですか。指定管理者でされようとしているわけですよ、5年間。おおよそ幾らぐらい住宅供給公社に払われるんですか。

【山本(由)分科会長】しばらく休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時46分 再開

【山本(由)分科会長】委員会を再開します。

【高屋住宅課長】住宅供給公社の債務負担額のベースですけれども、毎年、約7億9,000万円が公社の負担金ということになっております。

【宅島委員】よくわからんですけど、要するに、1年間に約40億円入ってくるんですね。5年間という県に200億円入ってくる分のうちの三十数億円を指定管理者の県の住宅供給公社さんにお渡しして、それで下に書いてある業務、ここには「増加理由」と書いてあるんですけど、バリアフリー対策によるエレベーター設置後の法定点検費用の増とか、法改正による屋内風呂釜の法定点検費用の増、施設老朽化による三点給湯設備更新費用の増とあるんですけど、34億円

なので5年間で割ると7億円弱になります。その7億円弱で、要は管理だけをするということがいいですか、ちょっと教えてください。

【高屋住宅課長】維持管理はもちろんですけれども、入居者の公募の手続、そういったこともやっております。

【宅島委員】わかりました。通常、民間ベースで考えると、例えば、賃料が発生するマンションとかアパートとかを考えると、収入の大体5%ぐらいで何とか収めようとするんですよ、管理費は。これでいくと率がちょっと高いので私は疑問に思ったので質問したんですけど、それだけ、40億円のうち約7億円が住宅供給公社に支払われる。やっぱり仕事は仕事できちっとしていただいて、とにかくここに入られている入居者の方たちが心地よく住んでもらうことが一番大事なので、説明でいくと、本当は全部項目を記すべきだと思うんですよ、こういうことをさせていただきますよと。そこだけ指摘させていただきたいと思います。

後でいいので、何をやらせるのか教えてください。

【山本(由)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【田中委員】数字をいろいろお聞きしたいと思います。

11月補正で44億円補正して、合計1,198億円、1,200億円近くになるわけだけでも、ここ4～5年の単年度の土木の予算としては、どんな推移でいっているのかな。1,200億円近くいったのは久しぶりという感じが私はするんだけど、11月補正で44億円プラスして、トータルすると1,198億円で単年度予算はなるわけね。1,198億円という数字は、ここ数年の推移からするとどうなんでしょうかということです。

【田中監理課長】1,000億円を超えるというのは、令和元年度に1,110億円ほどございますが、それまでは1,000億円を超えるような予算はございません。決算ベースで申し上げますと、令和元年度が1,119億円ございます。それ以前は1,000億円を超える予算はございません。

【田中委員】昔、小淵内閣の時はあったような気もするんだけどね。相当昔の話になるのでね、あの時は、もうびっくりするほど土木の予算を組んだ経緯があったのでね。去年から1,000億円を超えて、去年が1,119億円、今年は1,198億円ということです。

どうなのかな、頑張っているから増えているんだろうけれども、いろいろ条件があつてのことだと思うので、来年度を聞こうと思うけれども、来年度予算の関係も増えているのかどうか、強靱化の関係もあるのかどうか、そこら辺を含めて聞かせてください。

【田中監理課長】委員ご指摘のとおり、国土強靱化の予算というものが令和2年度にもございまして、それが約72億円ほどございます。そういうこともございまして、それと令和元年度は経済対策補正予算もございましたので、予算的には大きく伸びてきているという状況がございます。

【田中委員】私個人は、土木の予算が増えることは大歓迎で、どんどん増えてほしいと思っております。

そういう状況の中で、もう少し詳しく、繰越明許の110億円というのは、各年度の推移としてはどんな感じですか。

【田中監理課長】まだ令和2年度から3年度への繰越しが途中でございますので、単純に比較はできませんけれども、ちなみに、令和2年度は経済対策分の補正も含めまして362億円、そ

の前の平成30年度から令和元年度への繰越しは318億円、その前の平成29年度から30年度への繰越しは333億円ということで、経済対策補正がございましたので、どうしても年度末にその分の予算が来るということもございまして、繰越額が大きい状況が近年は続いております。

【田中委員】繰越明許費に関しては、単純に比較はできないということになるわけね、その時の都合でと。

ここの補正の繰越しでちょっと気になったのが道路建設、道路改良、19件、22億円余りね。これは見通しは立っているのかな。道路改良費で19件、22億3,700万円ほどが地元調整ということで出てるよね。この地元調整の見通しは立っているのかどうか。最たるものを2、3件挙げるとするとどこなのかね。

【馬場道路建設課長】基本的に繰り越した事業につきましては、次年度でしっかり執行していくというのが原則かと思っておりますので、現時点で見通しが立っているのかという話ですけども、そういったところも踏まえて工程管理等をしっかりやっつけていかなければいけないと思っております。

主な箇所でございますけれども、個別には色々ございますけれども、主な原因が多いところは、工事をやっている途中で、当然、工事用道路を造りながら本体工事を進めていくというようなことでございます。例えば、橋梁の工事であれば現道のないところに入って行って橋梁の下部工をつくる、そういったことで工事用道路を施工するに当たり地元の協力をいただいたりすることがございます。農業用地であれば田んぼを作っている時期は避けてくれとか、そういった調整がございまして着工が遅れて繰り越したということもございます。また、用地

等については、単価に対する不満とか、そういったところもございまして、なかなか簡単にはいかないところがございますけれども、しっかり対応できるように努力をして年度内には消化していくということで考えております。

【田中委員】箇所をわざわざ聞いたのは、地元で大型事業もやっているし、用地交渉等なかなか大変だと思う。少し応援してやろうかなと思って聞いたんだけどね。

もう一つは、住宅の7億4,000万円、これは入札の不落不調等という感じなのかな。これはどういう処理をやるような形で繰越明許になっているのでしょうか。

【高屋住宅課長】公営住宅建設費の7億4,000万円につきましては、エレベーターを外づけする住戸改善工事についてでございますが、エレベーターの技術者が今全国的に不足しております、年度内に完成することが厳しいという状況を聞いております。

ですから、一旦繰越しをさせていただいて、その後に適正な工期を年度をまたがってとった上で発注をさせていただくということで考えております。

【田中委員】これも私の地元かなと思ったりして聞いたんだけど、住宅課の予算は少し少ないかな、住宅改善関係は順調に進んでないね。エレベーターの技術者が少ないから進んでないのかという話になると、それはちょっと私も何とも言えんけれどもね。住宅課は規定方針どおりやる時には、ちゃんとした予算を組んでやってもらわないといかんわけね。それはとどめておきたいと思います。

次に、債務負担行為で、交付金事業等で25億円、県単で36億円、62億円。これも例年の推移からすると増えているよね。いいことだと思う。

ただ、ここら辺が今の県の財政からいうと限度ぐらいなのか。事業がいっぱいあれば財政はもっと対応できるような状態なのかどうか、ちょっと聞いておきたい。

【田中監理課長】委員のご指摘は、交付金事業等についてももっとゼロ県債事業を取り組んだらどうかというご指摘かなと思うんですが、ゼロ県債の箇所を選定するに当たりましては、まずは用地の確保、用地のストックがあるかどうかとか、詳細設計が既に済んでいるかどうか。それと、雨季を避けるような特殊な事業であるかどうかとか、そういったいろんな諸条件を整理した上で選んでおりまして、予算があればやれるというものばかりではないと、こういう条件を踏まえた上で、やれるものを今回も極力計上させていただいているという状況でございます。

【田中委員】今、いみじくも、用地がうまくいけばというような話があったので、用地課の体制は、最近少し人員不足なのかなと私も思っているんだけどね。用地課長、どうですか、そこら辺は。人員不足なら不足で、やっぱり体制を整えてもらわんといかん。用地がうまくいけば事業もうまくいくというような話も、今、監理課長からあったのでね、用地課長には頑張ってもらわんといかん。財政の問題じゃないんだ、用地の方が。そんな感じなんだ、私が見るとね。私の地元でも進まないのは、やっぱり土地の関係、用地の関係。これは簡単にいかないのはわかるけれども、最近、個人情報ということで一切出さない。それはあなたにとっていいかもわからんけど、我々はさっぱりわからない。私も100件近く、家屋の補償とか用地関係でね、ここずっと応援しているつもりだけれども、やっぱり用地が簡単に進まないね、個人情報

報だ、相手があることだと、それはそうだろうけれどもね。体制そのものが若干人数不足なのか、専門家をもう少し増やさなきゃいかんのか。そこら辺の課長の見解を聞いて、部長の見解も聞きたいと思います。

【佐々木用地課長】用地の取得体制についてのお尋ねでありますけれども、今年の4月1日現在、用地職員数は96名配置をしております、そのうち地方機関に74名配置しております。

言われますように、年々、経験者が不足しているというのは事実でありますけれども、その辺につきましては、まずはOJTで経験者から研修を受ける。本庁としましても、初任者研修とか中堅研修を通じて資質の向上等を図っております。

一方で、用地交渉においては、年々、相続問題等で困難な案件が増えてきているのも事実でありますし、個人さんの要求が高くなってきているということもございまして、交渉自体も非常に難しくなっているということもあります。

そういうことに対しましては、個々人ではなかなか難しいところもありますので、そこは事業の担当者も一緒になって対応してきております。

特に、今言われましたように用地ストックというのは大事であると私どもも考えておりまして、地方機関におきましては、事業課と用地課で用地関係連絡調整会議を立ち上げておりまして、これを定期的開催していただいて、工事が必要となる箇所、あるいはここを買えば用地がまとまって工事ができるという箇所を重点的に用地交渉させるように指導してきております。

今後とも、工事が一日も早く完成するように、そういった用地ストックの確保に向けて頑張っていきたいと思っております。

【奥田土木部長】必要な人員については、きちんと確保したいと思っております。関係部局とも相談して、用地職員がいないから事業が進まないんだということにならないように、そこはしっかりと対応していきたいと思っております。

また、直接、職員だけではなくて、いろいろと外部の力も借りれる部分もあれば、そういったところもしっかり活用して事業を推進していきたいと考えております。

【田中委員】用地課が少し大変みたいだなという気がするのですね。外部の力を活用してと、昔はよく言っていました、民間の力を。今、個人情報云々で一切出ないみたいだね。不動産屋さんたちも、家屋を移転するのにいろいろと情報があるみたいだけれども、少しスムーズにいてないような気がする。個人情報という、そこら辺の見解、どのくらい民間活用ができるのか、今後検討してもらわないと。今、即答はしづらだろうから。財政はある程度やれそうだという雰囲気だったからね、あと、用地の関係が一番だという感じで、繰越明許の地元調整にしたら、そんな感じがするのですね。

【山本(由)分科会長】ほかに予算に関する質疑はありませんか。

【溝口委員】さっきの繰越明許費ですけれども、道路の改良とかは、それぞれ地元の調整がかなり入り込むんですけれども、河川の方が地元調整ということなんですけれども、どのような感じで止まっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

【浦瀬河川課長】今回、11月定例会で繰越明許費を上げている件につきまして、地元調整におきましては9件上げておりますけれども、そのほとんどが工事用道路等の確保についての調整でございます。

ただ、予算的には、今回、事業の遅れということで10億円上げておりますけれども、この予算については、佐奈河内川の災害復旧工事に伴います災害復旧事業費というのが額的には一番大きく、先ほど言いました9件は約3億1,000万円で、1か所当たり数千万円の工事になります。

【溝口委員】事業決定の遅れで繰越明許になるのはわかるんですけれども、当初予算関係とか、補正も早くつけたものについては、今年度中にするのが、特に砂防とか危ないという箇所はするのが当たり前じゃないかと思っております。どうしても地元の関係というのは、例えば、名義が違ったから、名義の変更とかで遅れているんですかね。その辺、遅れた原因を教えてくださいと思っております。

【鈴田砂防課長】砂防事業というお言葉が出ましたので、砂防課の状況をご説明いたします。

砂防課でも地元調整ということで6件、繰越しをお願いしているところです。砂防課の地元調整の内容といたしましては、用地を買収させていただき、また、急傾斜の場合には用地を提供させていただき場合の用地取得の前段の地元への説明だとか、あと境界の確認、了解をもらうのに、相手が長崎県外にいらっしゃるして、そういうことに時間を要して着手が遅れて繰越しをお願いしている状況でございます。

【溝口委員】危険な場所ですから、できる限り早く実行していただきたいと思っておりますし、できるだけ繰り越さないような形をとっていただきたいと思っております。事情は大体わかりますけれども、名義とかで、地元におらないという形はわかるんですけれども、できる限り早く実行できるように努力をしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【山本(由)分科会長】1時間たちましたので、

換気のために休憩を入れたいと思います。

11時20分に再開します。しばらく休憩します。

午前11時 8分 休憩

午前11時18分 再開

【山本(由)分科会長】 分科会を再開します。

ほかに予算議案及び第149号議案に関する質疑はございませんか。

【中村(泰)委員】 お疲れさまでございます。災害復旧費の件でお尋ねいたします。

サマリーの方で前年度比約2倍ということになって上がっています。これまでも災害、今回であれば台風、豪雨、具体的にこういったところにお金がかかったのかというご報告はいただいておりますが、改めて、今回特に前年度と比べてこういった分野での、橋であるのか、港湾設備であるのか、土砂であるのか、こういったところで費用が大きく増額したのか、もしくは地区等、特記することがありましたらお知らせください。

【平岡港湾課長】 今回計上させていただいております災害復旧費につきましては、全て港湾関係の台風9号、10号による被災施設でございます。港湾関係では、公共災害としまして56件、それと単独災害としまして155件の災害が発生しておりまして、今回、計上させていただいている分は、全てその金額となっております。

【中村(泰)委員】 不勉強だったと思います。今回、補正で上がっている分は、増額した分というのは、全て港湾に関わる費用で、ちなみに、前年度分の費用の中身というのは港湾関係なんでしょうか、そこがわかれば。

【田中監理課長】 港湾だけに限るわけではございません。前年度以前の予算につきましても、港湾だけではなく、河川、港湾、道路、そ

う幅広い部分で被災した分をこれまで予算に計上させていただいております。

【浦瀬河川課長】 今回の11月補正だけじゃなくて、災害復旧の全体の前年度とか近年を比べた時に、どういう災害が起きたかということの説明させていただきたいと思います。

今年度におきましては、港湾関係の災害が大きかったですけれども、特に今回につきましては、大瀬戸から大村にかけて線状降水帯が7月に発生しまして、その関係で特に河川の災害復旧費というのが多くございます。

この中で特に今回、災害復旧だけじゃなくて災害復旧助成費を今回の補正予算で10億3,000万円計上しております。これは近年の災害では単なる災害復旧費だけでしたけど、今回は大村の佐奈河内川につきまして、単なる災害復旧だけでは再度災害の防止ができないということで、改良計画を加えた形で災害復旧を行うものでございます。その中で災害費と助成費を合わせて河川改修を行うことになりまして、今回、災害復旧助成費というのを追加しております。

ちなみに、災害復旧助成事業というのは、近年でいきますと、平成2年の川棚川の災害、彼杵川の災害、また、雲仙岳の噴火関係で平成5年ぐらいに水無川で災害復旧助成事業というものを行っていますけど、それ以降の事業になります。

【中村(泰)委員】 すみません、今、私は頭が混乱しておるんですけれども、今回、令和2年の台風9号、10号に係る災害復旧関連事業で58億円、これは河川土木だけじゃなくて、ほかの部署も含まれている費用であるようですけれども、今回、土木部としては、河川、海岸、港湾というようなことで費用として上がっておるので、港湾だけじゃないという理解でよろしいんです

か。

【浦瀬河川課長】今回、災害復旧費で上げていきますのは、災害復旧費の公共費の港湾課が約10億7,000万円、それと河川災害復旧助成費の公共費が10億3,000万円が土木部所管の関係でございます。

【中村(泰)委員】わかりました。要は、港湾だけじゃないということで理解いたしました。2倍ということで、甚大な災害がございましたので、やはり費用も発生するということは当然理解をいたしております。

県の基本的な考え方として、今回、規模としては2倍に膨らんだということで、当然、災害の規模もあるんですけども、老朽化であるとか、ほかに県独自の事情があるのかどうか、そのあたりについてお知らせいただけないでしょうか。

【浦瀬河川課長】まず、災害復旧費におきましては、施設が壊れたところについて申請をするということで、これについては近年の災害の規模を想定して当初予算である程度計上しますが、災害の実績に応じて復旧しますので、これについては実績に応じて多くなる場合もあれば、少なくなる場合もあります。

また、災害が維持管理によって影響するかどうかなんですけど、維持管理については、河川におきましては、近年、自然災害防止債等で地元からの要望も含めて、例えば、護岸の老朽化とか、あと浚渫とか、そういうものもやっていますのである程度の対応はできていますが、ただ、長崎県におきましては、昭和32年とか昭和42年とか、昔、かなり大きな災害がありまして、その頃に整備した護岸というのがかなり多くありますので、点検した中で目に見えない部分で老朽しているものにつきましては、実際、

被災しているような現場もあると私は認識していますので、災害復旧だけでは後追いになってしまいますので、事前のそういう対策というものもしっかりとやっていかないといけないと思っております。自然災害を防止したりとか、浚渫したりとか、そのあたりの予算についても有効的に活用していきたいと思っております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。なぜそういったことを伺ったかということ、今回、自然災害防止事業費ということで2億6,000万円、債務負担行為の設定ということで上げられております。

もちろん、災害が来るのかどうか、どこに来るのかとか、そういうことを予測することは不可能ですので、当然、規模にもよりますけれども、最終的にコストを下げていくといった時に、県として、今後、事前にこの辺が危ないとか、いかに情報をつかむのかということがすごく大事になってくるんじゃないかと思えます。例えば、センサーを張り巡らせて、この辺が危ないとか、そういったことをつかむことは、これからの土木において求められてくると思えます。

そういったことを含めて今後の県の、今年は余りにも災害が大きかったので、これを機に考えが大きく変わるとか、方針を変えていかなければならないとか、そういった状況にあるのかどうかをお知らせいただけないでしょうか。

【浦瀬河川課長】これまで河川施設等の点検におきましては、出水前に職員が回って目視で監視をするほか、地元の方が、ここは壊れているんじゃないとか、ひびが入っているんじゃないかということで、そういう情報を得ながら、事前防止ということで、自然災害防止事業等の県単事業を活用して施設の老朽化対策を行っているというのが現状でございます。

今、委員が言われましたように、目視だけではなかなか確認できないところもありますし、効率的にも悪いので、今、ITとかいろんな技術もありますので、そのあたりを含めて今後検討していく必要があると思っております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。スマート土木という言葉も言われていますが、この実現というのは、これからになってくるのかなと思うんですけれども、近年の甚大化する自然災害を踏まえた時に、そういったことをぜひともやっていただいて、今回、補正額が2倍ということで出てきておりますけれども、コスト削減に取り組んでいただきたいと思えます。

もう1件でございますが、第122号議案の交通事業者の皆様への使用料の給付事業ということで、私も県民の皆さんから悲痛な声をいただいて、補助航路になっていない航路事業者の方が、係船料の負担がものすごく大きいんだということを言われていました。何度かお願いをして、やっとこういった予算をつけていただいたことに心から感謝を申し上げる次第でございます。

しかしながら、補正をしたとしても、一定のダメージが残っていると思えます。数字がわかれば結構ですが、補助事業者ではない方々の、この補正をした後のダメージ、影響がどの程度、前年度と比べてあるのか、わかればお知らせいただけないでしょうか。

【松永港湾課企画監】今回、補助航路以外で支援の対象となっているところについては、9事業者の航路についての支援という形でございます。この9者さんが年間にすると1億1,000万円ぐらいの係船料をお支払いしていただいております。今回、支援をする額、係船料として約6,000万円ということになります。年間係船料の大体55%を一応支援の総額という形で考えており

ます。

この売上げ要件からしますと、月の売上げ、去年と同月比、去年の9月と今年の9月と比較して、売上げが30%から50%、落ちているところについては半額支給、50%以上落ちていけば、その月の分を全額支給と。中には30%まで至っていないような月もございますので、トータルからすると、事業者さんとしては、前年からすると、年間にすると概ね3割から5割、影響を受けているのではないかとということが想定されております。

【中村(泰)委員】わかりました。この補正をつけた時の、そもそも3割から5割減ということで、幾分かというところであろうと思えます。しかしながら、係船料というのが実際にどれぐらいの費用を納められているのかということを見た時に、ものすごい金額で、こんなに係船料は高いんだなということを知りました。それでもまだまだ回復できないところもあるかと思えますので、その状況をわかっていただきながら、大きなご対応をいただいたところではありますけれども、引き続きのご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

【山本(由)分科会長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】委員長を交代します。

【久保田副会長】分科会長、どうぞ。

【山本(由)分科会長】私も、第149号議案のことで確認したいと思います。

すみません、復習みたいな話で恐縮ですが、この指定管理料のそもそもの決め方というか、数字の根拠をお示しいただけますか。

【高屋住宅課長】指定管理料につきましては、まず、公募段階では過去の実績の金額、大体1年間でこれぐらいの、こういう中身で実施して

きましたというものを表示しております。そういうものを参考にしながら、新たな部分もありますので、参加者、公募に応募された方が積算されて、今後5年間でこういった費用がかかるというご提案をされるような形になっております。それを根拠に今回は債務負担の設定をしているという状況でございます。

【山本(由)分科会長】 ちょっとすみません、私は理解してなかったんですが、今回、指定管理者を募集する時に、この金額でやりますよというふうな金額を出すんですか。

【高屋住宅課長】 今回の公募につきましては、あくまでも参考として過去の事例を表示しております。上限というのは、公募上は定めておりません。

上限は設定しておりません。応募者の方が、これくらいの額でということでご提案をしてくるということでございます。

【山本(由)分科会長】 その金額は、この審査基準とか採点には反映されていますか。

【高屋住宅課長】 入札ではございませんので、予定価格があったりとか、そういうことではございません。ただ、金額そのものは審査委員会の方に提出しておりますので、それを踏まえた上で審査は行われているということでございます。

ご提案の中にコストの削減等の項目も入っておりますので、その中で審査基準として設定されておりまして審査をされております。

【山本(由)分科会長】 経費削減とか、そういったところが評価の中にあるのであって、金額自体が、こっちが安いから点数が高いとか、そういうふうなことではないということですね。

先ほどもちょっと話があったんですけども、指定管理料が約8億円弱ぐらいで、収入が40億

円ぐらいということになると、家賃に対する管理料というふうな見方をすると、2割ぐらいになっていると。

先ほど、宅島委員からも話がありましたけれども、民間の不動産業の場合は、よくて5%ぐらいだろうというふうに、私が知っている限りでは、そんな感じなんですね。それからすると20%というのは、ちょっと高いんじゃないかなというふうな感覚をどうしても持ってしまうんですけども、その辺いかがですか。

【高屋住宅課長】 年間約8億円と申しましたが、その中には修繕も含めて維持管理の費用と、あとはエレベーター等の定期点検費用、プラス定期公募を行う、そういった公募に係る事務費、事務手続の費用、そういったものも全て含まれておりますので、この金額自体は適正なものと考えております。

【村上土木部参事監】 公営住宅の考え方について補足をさせていただきます。

公営住宅の家賃につきましては、いわゆる応能応益家賃といまして、住宅の広さとか立地によるいわゆる市場の家賃と、入居される方がお支払いいただける収入に応じた払える金額等勘案して決定されるというものでございます。同じ住宅でございまして、収入の少ない方が入居される場合には家賃の額は低くなるということでございます。

もともと制度の趣旨といたしまして、住宅にお困りの方、収入が少ない方に供給するという住宅でございまして、家賃の収入の考え方そのものが民間の賃貸住宅とは異なってくるということがございます。

ですので、民間ですと家賃の5%というお話がございましたけれども、公営住宅におきましては、その考え方は必ずしも当てはまらないと

ということが言えるかと思えます。

以上、補足でございます。

【山本(由)分科会長】 いわゆる維持管理に関する工事費等が入っているということに関しては理解しました。

これも先ほど質問があったんですけども、業務内容については、入退去関係業務、諸修繕関係業務、駐車場管理関係業務ということで公募をされていらっしゃるということですけども、他県では結構、いわゆる収納等の管理業務、家賃の収納であったりとか、滞納の督促であったりとか、そういった業務まで委託をしているというふうなケースがあるわけですね。

先ほどご答弁の中で、催促といいますか、それに関して協力するというふうなお話があったんですけども、実際、未収金対策で必ず出てきますよね、県営住宅の家賃の話は。確かに、収納率、徴収率というのは高いとは思うんですけども、ここの部分というのが民間が一番ノウハウを持っている部分じゃないのかなと。そういったところも入れてもよかったのではないかと、いわゆる家賃の収納業務というか、回収に係る業務ですね。この辺は検討されなかったのか、将来的にどう考えているのか、そこをご答弁をお願いします。

【高屋住宅課長】 家賃の徴収につきましては、県は家賃徴収員を置いておりますので、その家賃徴収員が滞納者に対応しております。その家賃徴収員に協力する形で指定管理者も家賃徴収の業務に当たっているというような状況でございます。

【山本(由)分科会長】 家賃徴収員さんは住宅供給公社とは別ですよ、県の方で別に家賃徴収員の方がいらっしゃるということですね。

だから、一つは、先ほど申し上げたようなこ

と、民間がどこにノウハウを持っているか、民間の管理業者は県内にもたくさんいらっしゃるわけですね。ただ、残念ながら、1万2,000戸というのは、とてもできる範疇ではありません。100戸であったり、200戸であったり、多いところで1,000戸であったり、そういったことに関してはノウハウがあらわれるんだろうと思うんですね。当然、入退去の手續もされますし、現状回復の話もされるし、当然、家賃の回収もされるし、そういった部分でかなり広くノウハウを持っているという意味では、民間の活用という意味であれば、そういった業務まで含めて民間の知恵を出していただくというのはありだろうなというふうに思うんですね。

あともう一つ言うならば、今年の3月に民法が改正されて保証人に関する対応が少し変わってきたという中で、保証人を1人であったりとか、将来的には保証人をなくしたらいいんじゃないかという意見も出ている。これも民間に関しては、家賃保証会社が絡むことによって、そのリスクを少しでも減らそうとしている。そういった回収に関するノウハウは民間はかなり持っているんだろうと。ただ、民間が参入できないのは、戸数が多いからではないかなというふうに私は感じているんですね。

だから、そういったことも検討された上で、今回はこれでいかれるとしても、将来的にはそういったところもご検討してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【高屋住宅課長】 おっしゃるとおり、今後は民間の徴収に対するノウハウというものも我々も研究させていただきながら、それを指定管理業務にどういうふうに取り入れていけるかということは検討させていただきたいと考えております。

【山本(由)分科会長】 ぜひお願いしたいと思えます。

その場合、長崎地区で一括という形になると、かなり規模が大きいと。もちろん、スケールメリットというものはあるかもしれないけれども、場所、場所で違う部分があるかと思えますので、そういったところも含めてご検討いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【久保田副会長】 委員長を交代します。

【徳永委員】 149号議案、課長も大変でしょうけど、私もちょっと質問させていただきます。

いろいろと意見が出た中で計算をすれば、1戸当たり年間大体6万円の管理費になるわけですね。私は、6,000円とっていたら6万円でした。ちょっとこれは高いなど。先ほど参事監が言われた公営住宅の目的というのはわかりました。

そういう中でちょっとお聞きしたいのは、いわゆる建設費は当然かかるわけですね、維持管理はずっと。だから、営利が目的でないのか、これは県民の税金で建てた建物でありますから、その辺はどうなんですか。建設費を幾ら使ったと。当然、民間であれば、これ、回収するわけですよ。維持コストも家賃に設定するわけですが、公営住宅というのは、そうではないと言われれば、じゃ、建設費は別に回収はなくてもいいというふうな受け止め方をしているんですか。

【高屋住宅課長】 民間の賃貸住宅と違いますのは、公営住宅というのは、建設費に補助金、交付金が入ります。今でいうと45%ですね。そういった費用が入るところが民間と違うところでございます。全体の仕組みの考え方としては、残りの負担額ですね、県の負担額を家賃を徴収して、維持管理費に使って、そこで

バランスがとれるというような考え方になっております。

【徳永委員】 ということは、55%が県費ということですか。それはしっかり家賃で回収していくと。当然、その中から維持コスト、維持管理費を出していくということですね。

では、もう1点、指定管理というのは、私が思うには、管理費を行政側がするよりも、第三者にしっかりやっていただいて安くするというのが、そもそもの指定管理の目的じゃないかと思うんですよね。

そういう中で、さっき、費用について設定してないと言われましたけれども、しかし、それはある程度しておかないと、じゃ、何社か応募されて、その中で高くても、ここはしっかりしているからいいんだとなれば、これは確認なんですよ。やっぱりある程度、県としても、大体これぐらいの管理費というのを定めた中でやっていくべきだと私は思うんですけれども、その辺どうですか。

【高屋住宅課長】 条件の設定につきましては、他の案件では設定しているものもございますので、今後、その辺も含めて設定について検討してまいりたいと考えております。

【徳永委員】 してなかったと、今までは。その辺、ちょっとおかしいんじゃないですか。じゃ、何のために指定管理というのが土木部住宅課の方で今回やったのか、ちょっと解せんですよ、その辺は。「今後検討します」と言われても、さっき言われたように、これは回収によって運営をやっていかなければならないということであれば、建物ですから、建設費、維持費、管理費等かかるわけですよ。これを公営だから民間とは違うんですよということでは、ちょっとそれ、どうなのか。税金ですから、金額は、そこ

が出したもので採用するということなんですか。

【高屋住宅課長】今回の債務負担の設定につきましては、その提案額に従って設定させていただいておりますけれども、先ほど申しましたように、全体で基本協定を結び、各年度、年度で実施協定を結んでいきますので、その中で十分精査しながら、できるだけ安い額で管理ができるような形で協議をしていきたいということで考えております。

【徳永委員】協議をしていきたいということは、今後はしたいということで、だから、今回まではそうじゃなくて、いわゆる指定管理の応募をかけて、応募してきた方の条件で、ここはいいということ、理事者の中でそういう判断をしたということですか、そうなんですか、もう一度。

【高屋住宅課長】今回につきましては、条件を設定しておりませんでしたので、今回の提案の中で設定をするということで考えております。

【天野土木部次長】指定管理に要する費用につきましては、他の指定管理施設なんかの場合には、例えば、過去5年間の実績等で、このくらいの額でできるはずだということで上限を設定する場合がございます。

県営住宅の場合は、一定、住戸改善等が進んで、例えば、エレベーターの設置台数が増える、そうすると法定点検費用も増えるとかといった過去とは違う事情が出てきたりする場合もございます。

それから、今回、指定管理をしようとした住宅会社につきましても、事務費、人件費とかは前回よりも経営努力で減らそうといった努力をしております。また、法定点検とか、そういったところは、さっき申し上げたとおり、エレベーターの台数が増えたら当然法定点検費用も増える、あるいはいろんな法律変わって、また新

たな費用がかかるケースもある。そういったところもありますので、その費用の明細がどうなっているか、そういったところもつづさに再度また詳細資料で再聴取をいたしまして、その結果も選考委員の方々に見ていただき、その上で費用がどうかということも採点要素の一つであると。そういった中で公社が選ばれたといった状況でございます。

【徳永委員】これ、全てをこの金額でというのは難しいと思うんです。さっき次長が言われたように、建造物ですから、修繕もしなければいけない、今言われたように、法律が変わって追加でいろいろ出てくる、これはわかるんですよ。ただ、基本的な管理費というのがあるわけですから、これは計算すれば大体わかること。行政から第三者にさせていただくということは、それだけのコスト削減をするということが目的ですので、今後はしっかりとした、ある程度というよりも、これは県がしっかり計算をして、その基準というものをもって判断する。正直言って、お金なんですよ、幾らかかるかどうかということですので。

私が言いたいのはそこをしっかりと、税金を使うわけですから、県としてもしっかりとした計算をして、その基準をもって、今後、そういった選定にもしっかりと対応していただきたいと思っております。

【山本(由)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって予算議案及び第149号議案に対する質疑を終了します。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第122号議案のうち関係部分、第124号議案のうち関係部分、第156号議案のうち関係部分及び第157号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

それでは、午前中の質疑はこれにてとどめまして、午後は1時30分より再開いたします。

しばらく休憩します。

午前 11時51分 休憩

午後 1時31分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開します。

午前中に続き、土木部に関する審査を行います。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたしますが、所管事項等についても併せて説明を求めます。

まず、土木部長より総括説明を求めます。

【奥田土木部長】 土木部関係の議案について、ご説明いたします。

「環境生活建設委員会関係議案説明資料 土木部」をお開きください。また、これに加え、「（追加1）」お配りしておりますので、そちらも併せてご覧ください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第129号議案「長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」、第145号議案「契約の締結の一部

変更について」、第149号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、第150号議案「諫早市テニスコートの事務の受託に関する協議について」、第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」のうち関係部分であり、その内容は記載のとおりであります。

なお、補足説明資料を配付させていただいております。

続きまして、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定について。

令和2年度に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定5件を専決処分させていただいたものであり、内容は記載のとおりです。

起訴前の和解について。

県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いにつき、起訴前の和解の申立て3件を専決処分させていただいたものであり、内容は記載のとおりです。

公共用地の取得状況について。

令和2年度8月1日から令和2年10月31日までの土木部所管の公共用地の取得状況については、佐世保市における一般国道497号松浦佐々道路工事（西九州道）ほか6件であります。

続きまして、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

令和3年度の重点施策について。（追加1）

令和3年度の予算編成に向けて、「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。このうち土木部の予算編成における基本方針及び主要事業について、ご説明いたします。

基本方針といたしましては、4つの柱として、1、交流人口の拡大や地域産業の活性化のため、交通ネットワークの形成や個性あるまちづくり

の推進。2、頻発化・激甚化する自然災害から県民の生命と財産を守るための防災・減災対策の推進。

3、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるための戦略的なインフラ老朽化対策の推進。4、地域の守り手となる建設業の担い手を確保・育成する取組の推進を上げております。

主要事業につきましては、引き続き、島原道路整備事業、西彼杵道路整備事業、長崎港松が枝地区旅客船ターミナル整備事業等を実施してまいります。

幹線道路の整備について。

地域振興を支える高規格幹線道路等の整備については、去る11月20日、西九州自動車道の一層の整備促進を図るため、昨年に引き続き、2度目となる東京での建設促進大会を、本県、福岡県、佐賀県及び3県の沿線市町合同により開催し、松浦佐々道路をはじめとした事業中区間の早期完成など、国土交通省並びに財務省へ要望を行いました。

今後とも、地域の振興や安全・安心の確保を図るため、効率的で効果的な道路ネットワークの整備に力を注いでまいります。

新たな行財政改革に関する計画素案の策定について。

令和3年度から新たに取り組む行財政改革に関する計画につきまして、このたび計画素案として取りまとめました。土木部関係の主な取組といたしましては、港湾施設整備特別会計の経営基盤の強化等に取り組むこととしております。

また、地方公社の経営健全化については、引き続き、土地開発公社、住宅供給公社、道路公社の経営健全化のため、適切な指導・監督に努めることとしております。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様のご意見もいただきながら、今年度中の計画策定を目指してまいります。

そのほか、土木部関係の所管事項について今回ご説明いたしますのは、石木ダムの推進、本明川ダム水源地域整備計画の決定の手續について、九州新幹線西九州ルート建設促進について、事務事業評価の実施について、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の達成状況についてであり、その内容は記載のとおりです。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。

次に、道路維持課長より補足説明を求めます。

【馬場道路維持課長】 第150号議案「諫早市テニスコートの事務の受託に関する協議について」、補足してご説明いたします。

お手元にお配りしております「課長補足説明資料」の7ページ、「諫早市テニスコートの事務の受託に関する協議について」をご覧ください。

まず、経緯について、ご説明します。

諫早市の県立総合運動公園のテニスコートは、利用者が多いため、現在のコート8面だけでは予約が取りづらく、また、県大会などの大きな大会の開催は困難な状態であります。

このような中、平成29年7月に、諫早市からテニスコート増設の要望があり、県、市で協議した結果、県立総合運動公園のサッカー場にテニスコート8面を諫早市が整備することとし、平成31年3月に、「テニスコート整備に関する覚書」を県と市で締結いたしました。

その覚書に基づき、本年6月に県立総合運動公園のサッカー場を廃止し、その跡地に、現在、

諫早市においてテニスコートの整備が進められているところですが、

次に、提案理由でございますが、諫早市が整備したテニスコートと現在のテニスコートは、一体的に管理・運営を行う必要があるため、県が市テニスコートの管理・運営を行うに当たり、地方自治法に定める事務委託を市から受託しようとするものであります。

事務委託を受けるに当たっては、地方自治法の規定により、協議により規約を定める必要があります。また、その協議につきましては、県、市それぞれの議会の議決を経る必要があることから、今回、提案させていただくものでございます。

次に、規約の内容でございますが、事務の委託範囲や管理、管理及び執行の方法、経費の負担、使用料等の収入について定めることとしており、施行日は令和3年4月1日であります。

参考までに、8ページに県立総合運動公園の平面図を添付しております。

平面図を横にして見てもらって右側に現在の県立コート8面がございまして、その横、左側の旧サッカー場に諫早市がテニスコート8面を整備しているところでございます。

次の9ページが新しいテニスコートの配置図となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【山本(由)委員長】次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【平岡港湾課長】第129号議案「長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例について」、補足してご説明いたします。

課長補足説明資料の1ページをご覧ください。

この条例につきましては、本年4月に発生し

ました「コスタ・アトランチカ号」による新型コロナウイルス感染症の集団感染による検証報告を踏まえ、感染症の拡大が懸念される場合において、クルーズ船が入港することにより、県民の安全・安心が脅かされるおそれがある場合や、その他不測の事態に対応できるよう、船舶からの必要な情報の提供や港湾利用者の協力、入港及び接岸の制限等の措置が可能となるよう、長崎県港湾管理条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきまして、ご説明いたします。

第1条では、県民生活の向上及び地域経済の発展に資するとともに、港湾の適正な利用によって県民の安全・安心を確保するよう、条例の目的を改正いたしました。

第3条では、県が港湾管理者や関係機関と協力の下、港湾を適正に管理するとともに、利用者についても県民の安全・安心を確保するため、県の施策に協力することを責務として追加いたしました。

新たな感染症等不測の事態に備え、港湾の利用制限ができるよう、第7章を新設し、第42条において、クルーズ船等船内での感染症が疑われる時などに船舶から乗員・乗客の健康情報等の入手を可能とし、第43条においては、県民生活の安全が害されるおそれがある場合または県民を著しく不安にさせる場合は、係船等港湾の利用を制限するよういたしました。

この条例を改正することで港湾における新型コロナウイルス感染症やその他の不測の事態にも対応でき、県民の安全・安心の確保及び港湾の適正な管理・運営ができるものと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろ

しくご審議賜りますようお願いいたします。

【山本(由)委員長】次に、住宅課長より補足説明を求めます。

【高屋住宅課長】続きまして、資料の2ページをご覧ください。

第145号議案「契約の締結の一部変更」について、ご説明いたします。

事業名は、高田南宅地整備事業であり、設計業務と建設業務を一括施工として令和2年3月19日に契約し、現在、施工中の案件でございます。

事業場所や事業概要等は、2ページに記載のとおりでございます。

変更理由としましては、入札手続中に生じた公共工事設計労務単価や材料費の上昇に伴う増額措置を行うものでございます。

現在の契約額48億8,137万4,300円を5,850万4,600円に増額し、49億3,987万8,900円に変更するものであります。

以上で第145号議案「契約の締結の一部変更について」の補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山本(由)委員長】ありがとうございました。以上で説明が終わりました。

第149号議案に対する質疑につきましては、先ほど分科会において終了しておりますので、ここでは第129号議案、第145号議案、第150号議案及び第153号議案のうち関係部分に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】それでは、まず第129号議案「長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」について質問をいたします。

改正の効果と目的については、ご説明いただ

きまして理解をいたしました。新型コロナウイルス感染症に対する一つの対応ということで理解いたしました。

第7章、第42条と第43条、追加とあります。ちょっと確認です。これは、区域に入港する船舶の情報提供を依頼して、それをキャッチする実行部隊というんですかね、港湾課がこれを受け持つのか、それとも別途するのかを教えてくださいいただけますでしょうか。

【平岡港湾課長】情報の収集につきましては、港湾課の方で担当させていただきたいと考えております。

【宮本委員】わかりました。港湾課の方で。

ただ、これは結構入ってくる。24時間態勢になるようなイメージですけど、その態勢は、いつでもそういった情報が入手できるような態勢はできているんですか。今からそれを構築されるのかを教えてください。

【平岡港湾課長】情報収集の体制といたしますか、どういうふうにとっていくか等を運用方針という部分で記載して、今、策定を進めているところでございます。

【宮本委員】わかりました。

条例が改正されて、例えば船が入ってきます。その船に対して、何かおそれがないかというのは、これも確認ですけど、毎回毎回、その確認をされるのか。それとも、向こうから情報発信がこっちにあるのか。そのやり取りというか、確認については毎回入ってくるたびにされるのかを教えてくださいいただけますか。

【平岡港湾課長】現在のように感染症が拡大している場合とか、例えば寄港地で感染が拡大している場合、そういう場合におきましては、毎回、情報の提供をお願いしていこうというふうに考えております。

ただ、感染がもう収まって平時になった場合には、その場合にはそういう対応はしていかないような形になるかと思っております。

【宮本委員】わかりました。県民の安全・安心を確保するという面からは、随時の方がいいのかと思いますが、運用については、今後、別途検討されるでしょうから、どこで区切るかという線引きは難しいと思いますが、しっかりと協議をしていただきたいというふうに思います。

これは、日本船及び外国船、両方、とにかく入ってくる船舶に対してはというイメージでよろしかったでしょうか。

【平岡港湾課長】コスタ・アトランチカ号の検証報告をもとに、条例の改正を進めさせていただきました。ということで、国内のクルーズ等を含めまして海外のクルーズにも適用できるというふうに考えております。

ただ、現在、国におきまして、国際クルーズについてはまだ継続検討という形で検討がなされているところがございますので、その整合に伴っては若干修正が出る可能性がございますが、今のところ、国内、国際、両方の対応ができるのではないかというふうに考えております。

【宮本委員】わかりました。国際船ですかね、「コスタ・アトランチカ号」の検証でもあったかと思うんですが、なかなか情報の収集が難しいというのがあったかと思えます。要は、外国船籍から情報が入ってきにくいというのがあったんじゃないかと思うんです。そういったのが今後、港湾課で対応できるのかと、国内船については大丈夫かと思えますが、国際船、外国船籍については、そこらあたりのやり取りというのは十分にできるのかなというのがありますが、

外国船籍について、そういったスムーズな対

応は可能なんですかね。先ほど課長もおっしゃったとおり、今、国では国際法というの、いろいろやり取りされているんでしょうけれども、それにのっとっての対応なんでしょうけど、そういったスムーズな対応ができるのか、ちょっと不安があるんですけど、その点についてはいかがですか。

【平岡港湾課長】国際クルーズ船の入港に当たりましては、船舶代理店の方から係船等の許可の申請が出されております。これまでもそういう形で係船の申請が行われておりまして、その代理店等に情報の提供をお願いしていくという形になるかと思っております。

その代理店等を含めまして10月28日に、クルーズ船受入れに関する感染症対応連絡調整会議、これは国のC I Qの機関とか、市の消防局、保健所、それと県の保健部局、港湾部局、あとは大学病院とか、そういうところを含めまして組織を立ち上げました。その中で情報の共有や連絡体制、迅速に対応することができるように整えてまいりたいというふうに考えております。

【宮本委員】わかりました。条例施行日が令和3年1月1日から、あと1か月もありませんので、体制の構築をしっかりと、できるだけ急ぎながらしていただきたいと思えますし、先ほどおっしゃったとおり、関係団体との協議も重要だろうと考えますので、その点についてもしっかりと協議をなさっていただければと思います。

それと、第150号議案について、これもちょっと確認をさせてください。

3の規約の内容について、の事務の委託範囲、これはわかりました。

の経費の負担とありますね。維持保全に要する経費で、これは別途協議ということですが、維持保全ということは、要は整備。芝

生かどうなのかわかりませんが、その維持保全、これが一番大事なところだろうと思います。管理に関するのは県が負担をして、これは要は今後、諫早市と県で、市がするか県がするか、何対何にするかという協議ということまで理解してよろしいのでしょうか。

【馬場道路維持課長】 経費の負担についてのご質問でございます。

まず、管理執行に要する経費の県負担でございます。これは一般的な維持管理でございます。今、指定管理者において、現在のテニスコートの管理をしているところでございます。それに併せて今回諫早市が造った分も、一般的な維持管理を県の負担でやるということでございます。

それと維持管理、維持保全に関する経費ということで、別途協議して定めると。これは大規模な修繕とかが出てきた時は、別途協議して、諫早市が負担するのか、県が負担するのか、将来的に出ると思うんですけども、管理、更新の時期を想定しているところでございまして、そういう大規模な管理に関して、維持保全に関してということで別途協議して定めるということにしているところでございます。

【宮本委員】 わかりました。ここは大事ですよ。恐らく、維持保全ですから、今後こういった形で、大きく広くテニスコートを造りましたと、要はこれを運営していく、管理していくというのが非常に大変だろうと思いますので、この協議は非常に大事なところだろうと思います。

これ、すみません、もう一回確認ですけど、あらかじめ決めるのではなく、その時に、大規模改修があった時に随時、その都度決めていくという理解でよかったのでしょうか。教えてください。

【馬場道路維持課長】 現時点では、そういうふうな取り決めをしているところでございます。

【宮本委員】 わかりました。諫早市と、よく協議をしていただければと思います。

あと、の使用料等の収入についてですけど、施行日は来年の4月1日からですけど、使用料については、ある程度決まっていますか。それも教えていただければと思います。

【馬場道路維持課長】 使用料につきましては、現在、県が使用していますテニスコートの使用料と同等を料金として設定する予定でございます。

【宮本委員】 現在と一緒にですね。申し訳ないですけど、今どれくらいかというのはわかりますか。わかれば教えてください。

【山本(由)委員長】 しばらく休憩します。

午後 1時56分 休憩

午後 1時57分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開します。

【馬場道路維持課長】 テニスコート、一般、平日で1面、1時間310円でございます。ちなみに休日は580円となっているところでございます。

【宮本委員】 わかりました。それをそのまま継続ということで。

要は、広くなります。先ほど説明もありましたとおり、今後、県大会とかもここでどんどん競技が開始されるようになれば使用料も、これは県の収入ということなので、増えてくること予想されますので、料金の設定についても、そういった面を考えれば、ちょっと負担を軽くしたりとかということも考えてもいいんじゃないかなとちょっと思ったところなので確認をさせていただきました。

ちなみに駐車場は、コートが広がりますので、駐車場についても広くとったりという対応はさ

れているのでしょうか。

【馬場道路維持課長】テニスコート増設によりまして新たに87台を整備しているところでございます。これは無料でございます。

【宮本委員】わかりました。その図面にある上の方ですね、87台、これが確保されたということですね。

いずれにしても、ここのテニスコートで今後、いろいろな大会があって、交流人口拡大にもつながることが予想されますので、整備については、しっかり市と協議をしていただきたいということをお願いして終わります。

【山本(由)委員長】ほかに議案に関する質疑はありませんか。

【中村(泰)委員】私も第129号議案の長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例について、お伺いをさせていただきます。

県民生活に対して、「県民の安全・安心を確保する」と、こういった文言が港湾管理条例に含まれたということが、過去にないというか、ほかにはないということで、ご説明を事前にいただいております。

他県も、要は、今回のコロナの、このクルーズの件を受けて同じような動きをやっておられる県があるのでしょうか。

【松永港湾課企画監】他県の港湾管理条例について、本県と同じような取組があるのかというお尋ねでございます。

まず、現状としまして、ほかの県の条例において、「県民等の生活の安全が害されるおそれがある場合に港湾の利用を制限できる」ということをうたっているところは、東京港、新潟港、この2港でございます。

それから、伝染とかウイルスもしくは汚損のおそれがある場合に港湾施設を利用させないという

ふうの規定をしてあるのが、博多港、それと那覇港、今申し上げた4港について、既に条例等に規定があるということでございます。

東京港や新潟港は、県民の安全というところは規定があるんですけど、安全・安心まで規定をしたということは、本県が初めてということになります。

その他については、今のところ、改正の動き等についての情報は入っておりません。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。ちょっと細かい質問なんですけど、安心ということが加わったということは、本県の特徴ということになるということでしょうか。安全と安心の、何となくわかるんですけど、その違いがもしあれば。

【松永港湾課企画監】今回、安心というところまで含めたというのは、先ほど以来、4月に発生しました「コスタ・アトランチカ号」、これは民間の岸壁でございまして、ここで実際発生をしております。このことにおいて県民の皆様が大変不安な思いをされたと。

例えば、そこでやはり感染が拡大するんじゃないかと、病院にも行けないんじゃないかとか、あるいは外も出歩かれないんじゃないかとか、いわゆる不安というのを持たれていると。裏返しで言うと、そこがやっぱり安心ということになりますので、その安心を確保するというのをこの条例の目的に入れるということは、必要不可欠だという判断をして入れたというふうな経緯でございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。安心の方が、多分、何というのか、先に来てしまうというか、要は、不安であるとか、恐いとか、そういった県民の皆さんのお気持ちに寄り添った時に、先に要はそういう事態が起こり得るだ

ろうと。そうなったタイミングで、もう既に条例を発動するというか、そういう趣旨であるということがよくわかりました。コスタ・アトランチカも経験をして、県民の皆さんに寄り添った条例を出していただけたと思っております。

しかしながら、一方で、先ほど宮本委員も触れておられましたけれども、国際法との兼ね合いでございます。

現状を私もいろいろと勉強をいたしました。国連海洋法条約、要は、船は旗国主義ということで、結局は日本の領海に船があったとしても、そこは日本ではないといったところもあって、この条例の効力というようなところがやはり気になるところであります。

国も、外務省を中心に、こういった国際法に対して、今、世界で取り組んでいこうということで、お金をつけて、そしてやっているところなんですけれども、本県がこういう条例を打ち出したという意味というか価値を、日本、そして世界に対しても理解をしてほしいというところはあるんですけれども、その条約の効力というか、今後、国際法に対してどのように本県として、「コスタ・アトランチカ号」の経験を踏まえて対応していくのかというところがもしあればお知らせいただけないでしょうか。

【平岡港湾課長】委員からご指摘がありました国際条約等の中にありますように、人道的なものというのは、また別に考えなくちゃいけないところかなと思っております。

例えば、油がもうないので、どうしても寄港しないと流されてしまうとか、そういうふうな人道的なものについては、別途、交流していかなくちゃいけないと考えておりますけれども、今回、「コスタ・アトランチカ号」が入ってきて、その検証報告にもございますけれども、例

えば県内のベッドが逼迫してしまっているとか、県民の方の安全が害されると申しますか、病床等を確保できずに逆にクラスターが発生するとか、そういうのをまずは防いでいかなきゃいけないと思っております。

そういう時には、今の現状であります。法律的なもので、そういうものを縛るものがないので、今回、この港湾管理条例でそういうところを制限できるようにしていきたいと考えて、今回の条例の改正を提案させていただいているところでございます。

【中村(泰)委員】すみません。実際伺いたかったところは、結局、県が、例えば来た船に対して移動をしてくれとか、そういった指示をした時に、それを聞いてくれないみたいになった時に、困ったなというふうになるかと思うんですね。もちろん県としても、もうそこまでできないんですけれども、やっぱり国際法に対してどのように働きかけをするのかというところが、根本的に重要であるというふうに思います。

県の話ですので限界があるんですけれども、そこに対しての県としての働きかけというか、そこについてお伺いをしたかったんですが、いかがでしょう。

【平岡港湾課長】「コスタ・アトランチカ号」の検証報告書の中にも、国にお願いしていく分と県の中で対応していく分と2つに分けて整理をされているかと思っております。

今回の取組の中でも、国にお願いしていく分というのは、しっかり国の方にお願いしていかうと考えております。

【中村(泰)委員】県としては、このように何よりも県民の安全・安心が一番大事なんだということを条例として掲げているので、県民を守る

というスタンスで国に働きかけをしていただけるものだと思います。

もう一つ、ちょっと話は戻って条例の中身なんですけれども、今回、県民の皆さんから多くいただいたご意見の中で、例えば検査費用であるとか、そういった費用面の負担が、一定、県民、市民の負担に、県の費用としては発生していないと伺っていますけれども、市税であったり、国のお金が一定そういったところに使われたといったことも伺っております。

条例で、そういったところをブロックできないのかなと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【平岡港湾課長】今、委員からお話があったのは、保健所を通して感染症ということで入院された場合、国の負担が50%、あと地元の市の負担が50%出たということでのお話だと思います。

その部分は、今回の港湾管理条例では賄いきれない部分になりますので、それも検証報告書の中で国のお願いしていくような部分になっておりますので、併せてそれは国にお願いしていく形になるかと考えております。

【中村(泰)委員】わかりました。私の勉強不足で申しわけございませんでした。

いずれにいたしましても、「安全・安心を確保する」というふうにしっかりと明言をいただいて、具体的にどういう場合に、これを発動し、効力があるということをしかりと書いていただいたのは、県民を代表してお礼を申し上げます。ありがとうございます。

【山本(由)委員長】ほかに議案に対する質疑はございませんか。

【溝口委員】「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」ですけれども、土木部として5年

間をかけて何を共にやっっていこうとしているのか。私が見たところでは、3-3で、「災害に強く、命を守る強靱な地域づくり」ということで出ていると思うんですけれども、ほかに何かこれ以外のことをやろうとしているのかどうか、そこら辺についてお尋ねしたいと思います。

【馬場道路建設課長】道路建設課が所管するところで言いますと、126ページになりますが、施策として3-2の「人流・物流を支える交通ネットワークの確立」といったところに、高規格幹線道路の整備であるとか、国県道の整備であるとか、そういったことを記載させていただいているところであります。

【溝口委員】すみません。そのページ等を持ってきておらなかったもので。

総合的な防災と危機管理体制の構築ということなんですけれども、減災はできるだけしていかないといけないのではないかと考えているんですけれども、急傾斜等について危険区域がかなりあると思うんですけれども、その辺について5年間でどのような対策を講じていこうと考えているのか、お尋ねしたいと思っております。

【鈴田砂防課長】急傾斜につきましては、委員がお話しいただきましたとおり3-3の「安全安心で快適な地域を創る」、ここを目指してやっていく事業の一つでございます。

現在も、砂防、地すべり、急傾斜、砂防系の事業をやっておるのですけれども、これについて、今の事業に加えまして、新規事業も含めて、現在、うちの方では予定としては200カ所程度の事業に今後5年間では取り組んでいこうと思ひまして、それによって保全される人家を、今以上に増やしていこうと考えているところでございます。

【溝口委員】わかりました。5年間で200カ所

ということです。相当数あると思うんですけども、せっかく強靱化という法律ができて、私たちは急傾斜の方にある程度力を入れていかないと危ないんじゃないかと思うんですよね、大雨があつたりなんだりということで、異常気象でございますので。その辺についてもう少ししっかりとした計画をつくって、200と言わずに、300でも幾らでも頑張っただけいいなと思っておりますので、その辺については、よろしくお願いいたしますと思います。

ただ、新しく取り組もうとしているのは、さっき170ページにあると言ったんですかね。新しくチャレンジしていこうとするその中身は、土木部としては何かあるんですか。

【川添建設企画課長】今のご質問は、今回の計画で新しく数値目標を立てたのはあるのかみたいなところでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

今回、新しい計画で、まず数値目標を立てたのは、政策と事業部を合わせまして18項目あります。今までの計画は15項目だったのに対して3項目増えているというような状況です。

そうした中で、今回新しく数値目標を立てておりますのが4つございます。

1つは港湾課所管の地域間産業の活性化のための港湾施設整備、2つ目が都市政策課の都市地域における民間都市再生事業計画の認定数、3つ目が同じ都市政策課の立地適正化計画を作成した市町村数、それと住宅課における危険ブロック等除去支援事業を実施する市町村数ということで4つございます。それと新幹線に関する進捗状況が廃止になりましたので、4つ増えて1つ廃止ということで、差し引き3つが今回新たに増えたということになっております。

【溝口委員】わかりました。ありがとうございます

ます。

一応、5年間の計画ですので、ぜひ数値目標を作って、その数値を達成するように努力をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【山本(由)委員長】委員長を交代します。

【久保田副委員長】委員長、発言をどうぞ。

【山本(由)委員長】1点だけ、第150号議案の諫早市テニスコートの関係です。

確認をしたいんですけど、今までの8面というのは、県立ですよ。県の土地に県営のテニスコートを管理していて、今回、県の土地に諫早市がテニスコートを造るということで、収入は県の方ということで、先ほど利用料の話がされたんですけども、市営テニスコートの場合に、結局、市民だったら幾ら、市民じゃなかったら幾らというふうな、大概そういうふうな差を設けておられると思うんですけど、先ほど同じというふうなお話をされたんですけど、その取扱いが決まっているんでしょうか。

【馬場道路維持課長】県の総合運動公園に市が造って県が管理するというので、県が一体的に管理して、県民のためということで同じ料金でやっています。今、委員長がおっしゃった、市独自で持たれているのは、市民が幾らで、市外の者が幾らという設定があると思うんですけども、この場合は県民のためのということで、県民で皆さん同一料金となっているところがございます。

【山本(由)委員長】わかりました。

それと、もう1点、維持保全、多分、芝の張り替えあたりが一番今後出てくると思うんですけども、通常の指定管理というんですか、そういう場合には、基本的には市のやつですから、大規模については市がやりますと、小規模につ

いては指定管理者の方でしますというのが一般的なかなというふうに理解したんですけれども、これはすぐすぐは起こらないことだと思うんですけれども、その都度協議というのはどうかと、ある程度決めておかれた方がいいのかなと思いましたが、そこはいかがですか。

【馬場道路維持課長】それにつきましては市と協議した上で、現時点ではそういった協議になっておりますので、そういった大規模な改修になった時には再度協議して取組をやっていきたいと思っております。

【久保田副委員長】委員長を交代します。

【山本(由)委員長】ほかに議案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了します。

次に、先ほどの第149号議案も含めて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第129号議案、第145号議案、第149号議案、第150号議案及び第153号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付しております陳情書一覧表のと

おり陳情書の送付を受けておりますので、ご願います。

審査対象は、84、85、87、90、94から97、100から104、106になっております。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【宮島委員】陳情書の85番、佐々町から出ております要望書の9番目、国道204号の歩道整備についてお伺いをしたいと思います。

この件につきましては、陳情の内容にも書いてありますとおり、これまで一定の改修改良等が行われておりますことにつきましては、評価をいたしたいと思っておりますけれども、依然として、なおまだこうした通学路としての安全性を確保するための対策というものが望まれているところであります。

殊に、2番目にもありますような佐々小学校区の区間につきましては、ここに清峰高校もありますので、私も現地を見てみますと、清峰高校の通学生が、時間帯によってはやっぱり多く通行をしておるといった状況もあって、そういう意味でも整備が必要だということを常々感じておったところでありますけれども、この部分のこれからの対策等についてお聞かせをいただければなと思います。

【馬場道路維持課長】204号の道路整備についてのご質問でございます。

ここにつきましては、口石小学校の歩道と、佐々小学校区の歩道と口石小学校区の歩道ということで3地区によって事業を実施しているところでございます。

まず、口石小学校の区間の歩道でございますけれども、235メートルございまして、昨年度、測量設計が完了しまして、今年度は用地買収を今行っているところでございます。それ次第、工事に着手予定でございます。

次に、佐々小学校の入口付近の150メートル区間でございますが、それと口石小学校の歩道につきましては、先ほど申しました口石小学校の歩道整備の進捗状況を見ながら、歩道の優先度について、今後、市町とともに検討してまいりたいと思っております。

【宮島委員】改めて申すまでもなく、住居、あるいは店舗、そうしたものと道路の間が非常に切迫をして、歩道が狭隘であるというような状況でありますので、今、用地の話もありましたけれども、状況がいろいろ変化をしている部分もありますので、しっかりと地元と協議をしていただきながら、事業を進めていただきたいと要望して終わりたいと思います。

【山本(由)委員長】ほかに陳情に関する質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】それでは、ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般について河川課長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けるといたします。

【浦瀬河川課長】本明川ダムの水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画の決定の手續について補足説明させていただきます。

課長補足説明10ページをご覧ください。

水源地域対策特別措置法、水特法(通称)は、ダム建設によって、その周辺地域の産業基盤及び生活環境に著しい影響を受ける地域において、その環境を緩和するための各種対策を講ずることによって、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム建設を推進することを目的に、昭和49年に施行された法律でございます。

この水特法の対象ダムとなることにより、影

響緩和のための各種対策事業の実施に当たり、国庫補助事業の優先採択や下流受益者による整備事業費の一部負担など、制限地域を抱える自治体について整備事業実施に係る負担を軽減するメリットがございます。

11ページをご覧ください。

水特法に基づきます手續の流れの図をお示ししておりますが、本明川ダムにおきましては、平成28年3月にダム指定、平成31年3月に水源地域の指定を受けており、今後は、水源地域整備計画の決定を受け、ダム完成時期をめぐり水源地域整備事業も進めていく必要がございます。

そのため、10ページの下段にお示ししております経緯のとおり、平成26年度から、国、県、諫早市及び地元住民で結成されました本明川ダム建設対策協議会で、協議・調整を進めた結果、水源地域整備計画の原案の提出の準備が整いましたので、県議会への報告を経て国土交通大臣宛て提出したいと考えているところでございます。

12ページをご覧ください。

この水源地域整備計画の実施については、全国では、これまでに神奈川県宮ヶ瀬ダム等94ダムが水源地域整備計画の決定を受け、現在、大分県の大分川ダム等16ダムにおいて事業を実施しております。

13ページをご覧ください。

今回、国に提出を予定しております水源地域整備計画の原案をお示ししておりますが、本明川ダムで実施する事業の概要につきましては、1つ目が県道富川溪線と諫早市道9路線等の整備、2つ目が公園整備6か所、3つ目が防火水槽2か所など19事業を計画しており、その計画図を14ページにお示ししております。

先日、この委員会において現場を見学してい

ただきましたけど、地元は、特に生活の道路をやっぱり欲しいという要望がありまして、今回、その中でも道路整備が主体になっております。

整備計画の決定後につきましては、事業を実施していくこととなりますが、詳細については、地元の協議会と協議・調整を行いながら取り組んでまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより議案外の所管事務一般について、事前通告に基づき質問を行います。

事前通告をされた方が8名いらっしゃいます。事前通告をされた各委員の方で挙手により順次質問をいただきたいと思っております。

しばらく休憩します。

午後 2時26分 休憩

午後 2時38分 再開

【山本(由)委員長】 会議を再開します。

これより議案外の所管事務一般について、事前通告に基づき質問を行います。事前通告をされた委員の方からご質問をお願いします。

【山田(朋)委員】 子育て応援住宅支援事業について伺いたいと思っております。

もう何年間かやっているかと思うんですけども、この間の実績をまずお聞かせいただきたいと思っております。

【高屋住宅課長】 子育て応援住宅支援事業につきましては、令和元年度から制度をスタートしております。令和元年度の補助実績は64件となっております。今年度は、途中でございますが、10月末現在で77件の申請を受け付けておりま

す。

【山田(朋)委員】 補助スキームの内容と、予算がどれぐらいだったか、併せて教えてください。

【高屋住宅課長】 子育て応援住宅支援事業につきましては、多子世帯、これは同居する18歳未満の子どもさんが3人以上いらっしゃる世帯、それと子育て世帯、これは小学生以下の子どもさんがいる子育て中の世帯、こういった世帯について支援をするメニューになっております。

多子世帯の場合につきましては、中古住宅を取得する費用、あるいは取得した住宅のリフォーム費用が補助対象になっております。

3世代同居・近居につきましては、中古住宅を取得する費用、あるいは今住んでいるお宅のリフォーム費用が補助対象になっております。

いずれも上限額を県市合わせて40万円として補助をしております。

【山田(朋)委員】 県市合わせて40万円ということですが、こちらの事務事業の評価結果の6ページに「事業進捗が悪い市町がある」と書いてありますが、21市町での取組状況を合わせてお願いします。

【高屋住宅課長】 まず、3世代の部分と多子世帯に分かれますけれども、3世代につきましては、21市町中20市町が取組を行っていただいております。多子世帯につきましては、21市町中14市町が今のところ取り組んでいただいているという状況でございます。

【山田(朋)委員】 3世代の方がちょっと少ないかなということで、こちらに対してのアプローチをしていきたいということですか。

あと、以前質疑をした時に近居のレベルが市町によってちょっと違っていただかなと思いましたが、そのあたりは今どういうふうになっているのかも併せて教えてください。

【高屋住宅課長】3世代同居につきましては、既に20市町が対応していただいておりますが、多子世帯の方がまだ取り組んでいただけてない市町があるというところで、それぞれに今お願いをしているところでございます。

同居、近居の対象エリアは、市町ごとに違いがあるというところは、引き続きそこは変わっていない状態でございます。

【山田(朋)委員】わかりました。同居を促すために、あと、子育て世代に対して応援をするということで、この事業をしていただいているようではありますが、感覚として予算がどれくらいか、ちょっとわからないんですが、予算規模に対して申込件数は今どういう状況にありますか、教えてください。

【高屋住宅課長】今年度予算で申しますと、予算枠としては150件分の予算を確保しております。それに対しまして、10月末現在で77件の申込みがあっており、ほぼ半数ぐらいの申込みがあっているという状況でございます。

【山田(朋)委員】この調子であれば、順調にいけば予算ぐらい、もしかしたらいけるかなという感じで、去年との違いというのは、多子世帯を新たに追加したということですかね。

【高屋住宅課長】制度上は、昨年度と今年度は変わりはありませんけれども、多子世帯に取り組んでいただいている市町の数が増えていく。特に長崎市、佐世保市が、昨年度は多子世帯の取組がなくて今年度から取り組んでいただいけるというところがありまして、そのあたりが件数の伸びにつながっているんじゃないかと考えております。

【山本(由)委員長】ほかに議案外について質問をお願いします。

【宮本委員】それでは、議案外について質問を

いたします。

まずは、いただいた資料の中からですけれども、「令和3年度長崎県重点戦略（素案）」の中から質問をさせていただきます。

まず、1点目が55ページの土木部の分の来年度の重点戦略の中で新規事業で、健康で賑わいのある都市・地域づくりの推進と、ウォーカブルなまちづくり推進事業費とありますが、これについて概略を教えてください。

【植村都市政策課長】ウォーカブルなまちづくり推進事業についてお尋ねいただきました。

この事業は、まちなかなどに楽しく歩ける空間や環境を創出いたしまして、徒歩や自転車による人々の回遊を促進することによりまして、まちのにぎわいの向上ですとか、身体活動量の増加による健康寿命の増進につなげていこうという取組でございます。

具体的には、道路や公園、広場等の公共空間の有効活用を図りますとともに、民間の方々と連携しまして、物販や飲食、文化等のサービスの環境を、その施設の周辺で向上させることによりまして、居心地がよく、歩きたくなるまちなかという空間を、県下であちらこちらに生み出していきたいと考えております。

来年度、新規事業として1,000万円の予算を要求させていただいておりますけれども、その内容としましては、まずは県で社会実験的に取組をやってみたいと考えておりまして、2~3カ所程度、モデルとなり得るところをピックアップして、そこで社会実験を行うことで、基礎的なデータの収集ですとか、取組による効果の把握、あるいは問題点の抽出等を行って、その次のステップにつないでいきたいということでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。すばら

しい新規事業だと思っています。健康寿命につながる、まさしく大事な視点だと考えました。

すみません。ここは先ほどあったとおりまちなかにある、楽しく歩けるような空間、歩いたり自転車を使ったり、もしくは道路、あと公園を有効活用するというご説明をいただきまして、今現在で想定されている地域、2~3カ所と言われましたが、わかれば教えていただければと思います。

【植村都市政策課長】県の内部で、関係部署でプロジェクトチームを組織しまして、来年度の取組をいろいろ議論してまして、社会実験の実施の対象となる箇所を議論はしておるんですけども、現段階では、あくまで県の内部でのアイデアレベルにすぎませんで、まだ地元の市町や民間の方々との調整もできておりませんので、この場で特定の場所を述べるのは差し控えさせていただきますと存じます。

【宮本委員】わかりました。今から取組ということですが、少しでも多くのところで実証実験をしていただきたいと思います。

確認です。もう一回、1,000万円の要求、これは実証実験ということなので、ハード整備とかではなくて、どうなりますか。人件費、協議会費という事務費みたいな意味合いでよろしかったでしょうか、確認させてください。

【植村都市政策課長】基本的には、データの収集ですとか、効果の把握ですとか、そういうことにかかる外部委託の費用が多く部分を占めるのではないかと考えております。

一部、ハードの部分で、皆さんが歩きやすい環境にするための環境の改善とかというところも必要となってくる可能性がありますので、そういうところにも充当していきたいと考えております。

【宮本委員】福祉保健部と連携は取られてますが、確認させてください。

【植村都市政策課長】今回のウォークブルなまちづくりにつきましては、先ほど言いましたまちづくりと健康寿命の増進のほかに、例えば商業や観光、文化の振興といったような効果も考えられますので、県庁内の関係する部局、具体的には土木部のほかに福祉保健部、地域振興部、文化観光国際部、産業労働部、こういったところと一緒にプロジェクトチームをつくって検討を進めているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。素晴らしい取組ですよ。健康寿命につながって、こういったところから長崎のまちを散策しながら、公園の有効活用というのは非常に大事な視点だと思いますから、要求がしっかりと実現できるように後押しをさせていただければと思います。

もう1点、令和3年度の重点戦略の中からですが、戻りまして54ページになりますけど、長崎港の松が枝地区旅客船ターミナル整備費について13億円、これを、もう少し具体的に教えていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【平岡港湾課長】松が枝岸壁2バース化は、交流人口の拡大によります地域活性化が期待されることから、県市一体となって国に要望を行い、今年度新規事業化となったところでございます。

今年6月には、現地を視察された赤羽国土交通大臣からは、町なかに直接接岸できる長崎港のポテンシャルの高さを認識され、「2バース化をしっかりと進める」との発言もいただいております。来年度も引き続き事業を推進するために、この重点戦略において、国と一体となって実施する県の補助事業等の概算要求額を計上させていただいているところでございます。

内容につきましては、今はまだ調整を行って

いる段階でございますので、申しわけございません。詳細は控えさせていただきたいと思いません。

【宮本委員】ありがとうございました。2バス化、これは非常に大事ですので、引き続き、全力を挙げて取り組んでいただければという思いで質問をさせていただきました。

あと、空港についてお聞きさせていただきます。県管理の空港です。小値賀空港と上五島空港があります。空港利用の、分科会でもありましたけれども、小値賀空港と上五島空港も県管理であると把握しておりますが、現状について教えていただければと思います。

【平岡港湾課長】小値賀空港、上五島空港については、両空港とも平成18年3月をもって定期航空路が廃止されておりますが、平成27年度から昨年度までの5年間の年平均利用実績では、小値賀空港が117回、上五島空港が89回の利用となっております。このうち約80%が、医師や患者の搬送や、その訓練に利用されておまして、両空港とも島民の命をつなぐ役割を担っていると考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。いずれも、医師、あと患者搬送で使用されているという現状を確認できました。

1つ提案と申しますか、今から長崎県はIRを推進して誘致を目指しています。上五島、そして小値賀にも世界遺産があります。よって富裕層の方々がプライベートジェットで訪れることも想定しなければならないと考えております。このような離島の空港というのは、富裕層の方々にとっては、いい基点の場所ではなからうかと思えます。もちろん整備についてはまだまだ整ってない部分はあるかもしれませんが、離島と離島を渡って、周遊観光にもつながると

いう観点からすれば、もっともっと利用価値はあるんじゃないかなと考えますが、そういったIRの誘致を踏まえた利用、そしてまた、観光の面からもっと利用してもいいのではないかと考えますけれども、これについて県の考えがあれば教えていただければと思います。

【平岡港湾課長】委員ご提案がございましたプライベートジェットの着陸等利用につきましては、現在、小値賀空港と上五島空港の滑走路延長が800メートルと短いことから、利用できる飛行機に制限があるのではなからうかと考えております。

特に、上五島空港につきましては、世界遺産の構成資産であります頭ヶ島教会が空港のすぐ横にございまして、現在の空港の駐車場等を活用して、物品の、土産物の販売とか、空港内で乗換等、民間の車両からバスへの乗り換えとか、そういうのに活用をいただいているところでございます。

県としましても、空港の利活用を今後考えていかなければならないと思っております。地元の方とも活用について協議を行っているところでございます。

【宮本委員】そうですね、800メートルという距離の問題は大きいんですね。周辺の整備についても、設備についてもそうでしょうけれども、何かこういったのは長崎県独自の取組、資源、観光、実際の自然環境を生かした取り組みで離島としては非常に優位なところかなとやっぱり思います。

よって、今後、プライベートジェットとは限らずとも、例えば、もうちょっと小型のものというのはあるかどうか分かりませんが、そういった観光周遊でも使えるような形で地元とも協議をして、そしてまた、県の方もそういった

提案というか、取組について部局横断的になっていいかと思えます。何か提案できればと思えますし、私も、また何かできないか模索をしながら、また、提案をさせていただければと思えますので、併せてよろしく願います。

それと、南島原における自転車道の整備についてお尋ねをいたします。

我が会派の川崎県議も、様々、一般質問で質疑をしております、私も2年前は自転車活用推進計画について県としても策定するべきだという質問もさせていただきました。

現状の南島原市における自転車道の整備状況、そして今後の予定、わかるところまでになるかと思えますけれども、教えていただければと思えます。

【馬場道路維持課長】南島原市の自転車歩行者専用道路整備につきましては、南島原市が事業主体となりまして、今年度より社会資本整備総合交付金において新規事業化を至っておりますのでございます。

全体計画につきましては、島原鉄道跡地を活用した加津佐町から深江町までの32キロでございます、そのうちの、現在11キロメートル区間について、今年度は測量及び詳細設計を実施しているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございます。すみません、この総事業費というんですかね、大体どれくらいかというのはわかりますか、わかれば教えてください。

【馬場道路維持課長】全体計画は32億円というふうに聞いております。

【宮本委員】ありがとうございます。やはり結構かかるんだなというのを改めて思いました。

また引き続き、地元とも協議をしながら、国に対しても要求をしていただければと思えます

ので、よろしく願います。

最後に1点だけ、西九州自動車道の整備についてお尋ねをしたいんですけども、今、大塔から佐々ですかね、二車線で、トンネルが2つ事業化になっていると思いますが、完成年度がわかれば教えていただければと思えます。

【馬場道路建設課長】西九州自動車道の佐々インターから佐世保大塔インター間、西九州自動車道4車線化のお尋ねでございます。

これにつきましては、ネクスコ西日本の方で施工を実施していただいているところであり、昨年度から事業化がなされまして、1年余りで着工式を執り行うなど、順調に進められております。

現在、天神山トンネル、弓張トンネル、2本のトンネルの工事に着手をされておるほか、橋梁下部工などの大型構造物を中心に実施されておるところでございます。令和6年度から供用を開始して令和9年度の完成予定と聞いておるところでございます。

【宮本委員】令和9年度供用開始ですね。やっぱりかかりますね。事業については順調であると。

令和6年度から供用開始ですか、令和9年度からですか、もう一回教えていただければと思えます。

【馬場道路建設課長】令和6年度から順次供用を行い、令和9年度までに全体を完成するというところでございます。

【宮本委員】わかりました。計画、そして事業費については順調であると捉えてよろしかったでしょうか、それも確認をさせていただければと思えます。

【馬場道路建設課長】ネクスコ西日本で施工されておりますので、予算も含め、工事について

も技術的にも高うございますので、しっかりやっていただけるものと思っております。

【宮本委員】ありがとうございました。いずれにしても、交通量も多いところでありまして、また、工事もどんどん進んでおりますので、ずれ込むことがないように、引き続き要望させていただければと思います。

【徳永委員】それでは、質問させていただきたいと思っております。

県の事業の執行状況の中で、いわゆる入札の状況ですけれども、辞退や超過による不調・不落が発生している事例があるということで、今、行政側も大変苦慮されていると聞いておりますけれども、その状況について、まず説明をお願いしたいと思います。

【中村建設企画課企画監】今年度の不調・不落の状況というお尋ねですけれども、10月末時点でのデータとなりますが、773件の発注を行っておりますが、そのうちの51件が不調・不落という状況になっております。一般競争におきましては13件、指名競争入札では38件の不調・不落というふうな状況になっております。

指名競争入札におきましては、約340者を指名しておりますが、そのうちの辞退が約160者、超過が約180者というふうな状況になっております。

なお、この数字につきましては、250万円未満は随意契約でやっておりますので、250万円以上の工事のデータということになっております。

【徳永委員】結構多いんですね。ちょうど今から指名の入札も多くなるだろうと思う状況の中で、大変な数字を今お聞きしました。

今の数字について、不調・不落の状況、これを県としてどういうふうに見えられている

のか、お願いいたします。

【中村建設企画課企画監】長崎県の社会資本整備につきましては、まだまだ道半ばだというふうに考えておまして、今年度も、年度当初から事業の早期発注を実施しております。

ただ、今回の不調・不落の発生によりまして、事業進捗が遅延したりとか、繰越しが増加するということが懸念されます。また、再入札の手続を行うことで、我々職員とか入札参加者の手間も増えるということになりますので、土木部といたしましては、この不調・不落は何とか件数を減らしてまいりたいと考えております。

【徳永委員】事業執行というのは、まず設計をして、入札にかけて、業者が受注をして、完成して初めて事業が終わり、執行というのが成り立つというふうに私は考えております。

その中で、県は発注者側ですけれども、当然、建設業者が受注をしていただかなければ事業というものは完成をしないわけでありまして。

そういう中で、業界とのこういった話し合い、意見交換をやっておられますか。どういう話がそこで出ているのか、その辺をちょっと教えていただけませんか。

【中村建設企画課企画監】業界との意見交換会につきましては、通年でありまして年度当初に、協会、支部も含めまして意見交換会を行うところでございますけれども、今年度につきましては、コロナ禍の影響におきまして、年度当初からの意見交換会が実施できておりませんでした。

そういう中であったんですけれども、11月11日に、当時はコロナも一定落ち着きがあったというようなところもございましたので、今年度最初の意見交換会を実施いたしました。

その中についても我々の方から、不調・不落に対して今後どうしていったらいいかというよ

うなところで業界にお話をしたんですけれども、業界の方からは、技術者の不足とか下請業者の不足があるということで、工事の平準化が今後必要だと。要は、繁忙期と閑散期がないような形で発注を行っていただきたいというふうな意見が出ておりました。

あともう一つ、農林部の事業を受注した時に、受注した業者が次の土木部の発注の工事を請けようとする時に、今年度の受注比率の関係で、土木部の工事が受注しにくくなるというふうな意見も出たところでございます。

【徳永委員】確かに人手不足、そして技術者不足というのは、これはもう今に始まった問題ではなく、前から非常にこれは大きな問題になっておりますし、このことが非常に大きな原因というのも我々は理解しております。

しかしながら、そうは言いつつ、やはり事業はしっかりと執行しなければならない。特に建設業、この事業については、県民から一番多い要望でありますので、予算も1,000億円を超える、県の予算の中では事業費としては一番大きいのが土木部の予算であります。

そういう中で、建設業界との意見交換会をしたということで、いろんな意見があったと。先ほど言われた意見もあるし、そのほかにもあったと思いますけれども、このような意見に対して、県としてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

【中村建設企画課企画監】まず、国は現在、建設業の担い手対策として工事の平準化というのを強く打ち出しておりますので、県もこの流れを受けて前回の9月定例会で繰越しの設定の承認をいただいたところでございます。

それに加えて、一般競争入札におきましても、前回の9月定例会の際に本委員会でご説

明をさせていただきまして、11月1日より一般競争における1者入札も有効というような対応をとるようにしております。

そのほかにも、一旦、不調・不落となった工事につきましては、発注ロットを拡大したり、標準歩掛かり等条件が合わないような現場につきましては、事前に見積りを取って工事を発注するなど、そのような対策を行っております。

【徳永委員】土木部でも受注環境を改善して受注していただくというふうなことを努力されていることは私も知っております。

ただ、受注側にとっても、限界といいますが、やはりその中には先ほど申し上げました技術者不足、人手不足等、そしてまた、工種によっては、その仕事を受注したことによって、次の仕事も受注したいけれども、なかなかいけないというようなことも伺っております。

しかしながら、先ほど企画監が言われたことで全てが解消するわけではありませんので、今後さらなる不調・不落というのが出てくるのではないかと私は思っております。

今後、県として、さらなる改善策というものをお持ちであるのか、その辺はどうなんでしょうか。

【中村建設企画課企画監】先ほど申しましたように、国が進める平準化に合わせて、県も今後平準化を積極的に推し進めたいということで、9月定例会での繰越し設定とか、1者入札を有効というふうなところの進めさせていただいておりますけれども、まずは、この状況を見極めていきたいと考えております。

ただ、我々も現在のままで全てが解決するというようなことは考えておりませんので、今後、先ほども申しましたように、不調・不落が特定の工種に集中している状況もあるというような

状況がございますので、その工事の特性を考慮いたしまして、今後、工事量の対策として検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

【徳永委員】現状が一過性であれば、私もそう心配しないんですけれども、今後、これもしっかりとした対策をしなければ、さらに数が増える。そうした場合に、何回も言いますように、事業執行が成り立たないという非常に大きな。これ、国予算ですから、ちゃんと消化をしなければならぬわけですよ。そういう中で、いわゆる平準化に努力はされていると聞きます。

ただ、私が聞くところでは、長崎県の平準化率は他県に比べて低いんですよ。これが一つ、目標が、県としてはなるべく繰越しはやらないようにということをやられておりますし、先ほどの分科会の説明でもあったように、例えばゼロ県債ですか、そういうのも一生懸命やるんですけれども、結果的に現状では平準化率が低い、この辺はどういうふうに我々は受け取っていいんですか。

【中村建設企画課企画監】現在の長崎県の平準化率は0.65というふうな状況になっております。国は、これは全国展開として平準化率を上げていこうというふうな状況になっておりまして、先日も九州地方整備局で、その会議があっただけなんですけれども、平準化も含めての会議なんですけれども、その中で、まずは0.8という数字を九州各県、統一してやっていこうというような形で一定の数値目標を出されておりますので、今後、我々もそれに近づいて、なおかつそれよりも上回るような平準化を進めていきたいというふうに考えております。

【徳永委員】そこは我々も平準化率、いわゆる繰越しを少なくすると。これは当然そうなん

ですけども、しかし、結果的に事業執行ができない場合には、やはりそういったこともしっかり対処する。他県も、そういうところがあって平準化率を上げているところがあるのではないかと思いますので、業界自体もそこはそういった意見が出ていると私も聞いておりますので、ここをしっかりとですね。まずは、これだけ予算を一生懸命とって事業化をして、しかし、これが入札をかけても受注されないとなれば、これは大変な問題になりますので。特に、インフラというのは県民にとって非常に大きな影響がありますので、ここはしっかりと今後やっていただきたいと思っておりますので、その辺の対策を最後にお聞かせいただきたい。

【建設企画課長】今、まさに徳永委員からご指摘があったように、長崎県は、私が冒頭説明しましたように平準化率が全国で見てもあまりよくない。

さらには、今年になって不調・不落率も長崎県は高い状況が、高いというのはよくないということですけども、よくない状況に今、なりつつあるというような中で、業者からのヒアリングをすると、担い手、技術者不足、あるいは下請がつかまらないという意見が多いんですが、そこに加えて、やっぱり入札制度でいろいろな問題があるとか、あるいは工期が厳しいというような話があります。

対策としては幾つか打ちようがあるんですが、先ほど企画監が言ったように、入札の不調・不落の状況を見て、入札等の手続でできるものは、当然、我々の方で随時、業界と意見交換をしながら改革をしていきたいと思っておりますし、もっと構造的な問題である担い手不足に関しては、業界とそういった協議会をつくって、いろんな意味で若手とか女性を入れるような仕組みをやる

と。

さらに、今回、繰越しとゼロ県債を提案していますが、工期が、今、どうしても働き方改革を受けて、土日とか余裕工期とか、そういうので工事期間が長くなる傾向が強うございます。そうすると、やっぱり適正な時期に繰越しもとらないといけないし、ゼロ県債の設定額も、より多くするような取組も必要だと思います。

そうした入札制度、あるいは担い手、それと予算みたいな、そういうのを複合的に組み合わせながら、何とか平準化、あるいは不調・不落率を少しでも改善するような取組を、第1弾、第2弾、第3弾と、随時惜しみなく、そういった努力を続けていかなければならないというふうに思っております。

【徳永委員】 もう1点、通告をしていました。幹線道路の整備状況についてお尋ねします。

私の地元の島原道路ですけれども、県の事業、諫早の鷲崎かな、あそこは令和3年度中には供用ができるということを聞いておりますけれども、問題は、これは国の事業ですけれども、島原道路の中に入りますので。なかなかここが、この前も視察には行きましたけれども、国土交通省、河川事務所の副所長もはっきり言われませんでしたけれども、我々地元からは、やはりこの区間が早く完成しないと、ここは特に真ん中ですので、両端、吾妻のインターから供用していますけれども、いわゆる中間がぶち切れているものだから、このことについて地元からの要望と、それと、いつ完成するのかということで再三我々も言われます。これは国の事業ですので、はっきりとわからないところもあると思いますけど、大体のところはわからないんですかね。

【馬場道路建設課長】 島原道路の一般国道57

号の森山拡幅を国の方で整備をいただいているところがございます。島原道路の一部としましては5キロ区間がございます、大分整備が進んでおります。用地についてはほぼ終了しておりますし、工事についても見える形で進んできている状況であります。

県としましても、一刻も早く早期完成をしていただきたいと常々お願いをしておりますし、予算の確保についても国の方に強く求めているところがございます。

昨年、再評価が行われておりまして、全体事業費が少し増額になっております。残事業費が75億円ぐらいというようなことがございます。その残事業を一刻も早く終わらせていただくということが我々としても大きな願いでございますので、皆様とともに、しっかりお願いをするというようなところでございます。

【徳永委員】 部長は国土交通省から来られていますがけれども、大体の目安をつけていただかないと、森山は特に国土交通省の区間ですから、なぜ、あそこが。確かに地盤が悪いとか、要因はいろいろあるんですけども、ただ、大体のところも言えないというのは、我々にとってはちょっとあれなんですよ。

ただ、この前に少しヒントはいただいているんです、個人的には、所長から。大体あと100億円ぐらいかかるということで、予算がつけば、それで割ればということで言われましたけれども。

そういうことを考えた場合に、あと4~5年ぐらいでできるんじゃないかなという感じはするんですけど、どうなんですか。

【奥田土木部長】 道路関係予算でいきますと、高規格幹線道路と言われているものについては、限られた予算の中で国も重点配分をされてきて

おります。

一方で、その他の道路につきましては、どちらかというところ、予算のつきが、地元から見ると必ずしも十分ではないというふうな見え方になります。

どれぐらいで供用するのかということになりますと、用地が概ね取得できましたら、あとは工事をどれだけ進めていくかということ、まさに今、徳永委員が言われました残事業費と年間につく当初予算がどれぐらいなのかというふうなところの割り算でもって、概ねそこは想像がつくところではあります。

大事なのは、今、防災、減災、国土強靱化の予算でも、ミッシングリンクを解消していくことが国土の強靱化につながるというふうなところ、まさに今、別枠として5か年しっかりとというふうなところで、道路のネットワークの強化というふうなものも含まれますので、大いに期待していますし、引き続き、我々としてはしっかり要望していきたいと思っております。

【徳永委員】 よろしく申し上げます。

【田中委員】 通告をしていました国道についてということで、6月定例会だったかな、国道の実態について調べてほしいというようなお願いをした記憶があるんだけどね。国道といっても、長崎県内いっぱいあるから、私が言っているのは、1つは国道35号線、佐賀県境から陣の内交差点、早岐の警察署前までぐらいのあの路線が、もう本当に貧弱な二けた国道だなと私は思っているだけなんですけれどもね。佐賀県に比べても見劣りする。

それと、もう一つは、針尾バイパス。針尾バイパスのもう終点までぐらいですから、あと、そう長くはないんですけれども、あの距離につ

いてはね。その辺の問題及び国道205号、これも区域を言うと針尾橋というかな、ハウステンボス入り口、針尾バイパスの終点から川棚との県境まで。一番貧弱なのは国道なのに歩道が整備されていない。

今、国道、県道の歩道の基準というのは大体どんな感じですか、ちょっと聞かせてください。

【馬場道路維持課長】 国県道の、県の管理道路の歩道の整備率でございますけれども、約52%というところでございます。幅は2.5メートルを標準としているところでございます。

【田中委員】 6月定例会でもお願いしたけれども、現場を見ているのかな。前の部長にも、4～5年前、現場を見てもらったことがあるけれども、何もなかった。ただ、遊びに来たのかどうかね。

私も初めてあの国道を案内して、危ないところで。もう車が頻繁に来るから国道を案内するだけでも大変なのよ。「こんなに危ないですよ」という話をした記憶があるけれども、何の進展もないし、一步も動かない。今回も見に行ってくれたとしたら、実態を聞かせてください。

【馬場道路建設課長】 最初にお尋ねの国道35号線でございます。国で管理をしていただいているところでございます。歩道の整備状況を少し調べております。

大塔のイオンから県境までの状況でございますけれども、道路延長としましては9.3キロございます。佐賀県の方に、武雄の方に向かって左側につきましては、歩道が9.3キロのうち8.3キロ、88%ほどついております。

一方、佐世保方面になりますが、下り方向につきましては、9.3キロのうち2.8キロ程度しかついていないというようなことで、片歩道みたいな状況の箇所が多いということになります。

また、幅員につきましてですけれども、最低2メートル、整備を行う場合は2.5メートル以上を設置するようにしておりますけれども、現況としまして2メートル以上と2メートル未満という形で見ますと、上り線で8.2キロの歩道があるところがございますが、2メートル以上でいくと3.9キロ、2メートル未満で4.3キロと、そういうふうな状況でございます。

十分な整備というふうなことではないとは思っておりますので、今後、地元からそういった要望があれば国の方にしっかり伝えていきたいと思っております。

【田中委員】 問題提起だけじゃだめなんだね、ちゃんとした要望をやっぱりしないとね。国道だからということで遠慮しながら、私も26年ばかり県議会議員をしているけれどもね。

今言ったように、2メートル未満、もっと言うと1メートルもないような側溝蓋の上を歩かせるとか、歩道と言えるのかな。危ない歩道と言ってほしい。通ったら危ないよという歩道に。

桑木場、昔は検問所があったんだけど、中学校、小学校の生徒は全部あそこを通っているよ、三川内はね。しかし、本当に何も動かない。そんな感じがするんだけど、ほかの地域は知らない。徳永委員の今の話を聞いていると、なんか島原だけは相当進んでいる感じだけでもな、国道。もちろん佐世保市からの要望も上がってこないようなのがいっぱいあるから、上げようと思うけれどもね、今回、そういうことならば。

針尾バイパスについてはどうかな、205号。

【馬場道路建設課長】 国道205号針尾バイパスについての整備を国の方で現在実施していただいているところがございます。整備につきましては、残りの区間が2.2キロほどございまして、

鋭意整備を進めていただいているところでございます。

【田中委員】 先ほども意見が出ていたけれども、見通しはどうか、進めてもらっているという話だけれどもあその場合は、針尾バイパスは4車線ということで若干余裕があるかもわからんけれどもね。205号の川棚の県境のところなんて、両側、歩道はずっとないよ、川棚の境の辺はね、そんな感じがするんだけどね。県道は、あなたたちも管理をしている意味があって、よく見ているだろうけれども、やっぱり国道にも少しは関心を示して国に対して何らかの形のアプローチはしないといかんと思うよ。

川棚の国立病院の前、あそこも「やるやる」と言って、もう何年たつかな、10年ぐらいたつんじゃないの、進まないね。あそこは川棚町のことだから、私は追及しないけれども。

だから、本当に国道にもう少し関心を持ってほしい、国道に、そんな感じがします。針尾バイパスは、そういうことだろうけれども、205号はどうか。

【馬場道路建設課長】 国道205号の現道についての、これも35号と同様、歩道の整備状況等を確認をしているところであります。

これも申しわけないですけれども、大塔から東彼杵までの距離になりますけれども、道路延長としましては22.8キロでございます。歩道としましては、川棚方向を見て左側になります、22.8キロのうち19.9キロということで約87%が歩道がついている。

一方、佐世保側の方を見て上り線につきましては、22.8キロのうち10.6キロということで約半分、46%に歩道が設置となっております。

それから、先ほど2メートル以上と未満という話もいたしましたけれども、2.2メートル未満

の箇所というのも多くあります。十分な整備状況ではないと思っておるところでございます。

【田中委員】 距離が幾らで、幾ら整備したと、それだけ聞いて終わって、あまり意味がないので、あとをどうするのか。年次計画ぐらい立てて、やっぱりやっていかなきゃいかんと思うんだけどね。県道の場合は道路維持課だ、道路建設課だと、こうやるけど、国道の場合は歩道にしたって、全部、道路建設課長がやるのかな。それはいい。

要は、佐賀県に比べて長崎県の道路はみっともないよと、整備が進んでないよと、川棚町に比べて佐世保市の方が整備が進んでないよという話です。1回、じっくり見てほしい。忙しいだろうけれどもね。あなたたちはあまり動かないから、見れば何らかの形で動いてくれる。国から来た部長さんは、もういなくなると何も無い。前の部長だったか、その前の部長だったか忘れたけれども、何回も私は現地を見せたことがあるけれど、全然進まない。202号の針尾の歩道にしたって、あれも部長が出てきて、いろいろ話をしたけれども。

次に、河川急傾斜地の地すべり事業について質問いたします。

河川の整備、これは今はもう一番重要な話だと思っているけれども、事業が長過ぎる。石木ダムは別格かもわからん。石木ダムは50年やっている、やれるかどうかという瀬戸際なんだね。50年かかってやれるかどうか、石木ダム関係はね。これは置きますけれども、早岐川にしたって、どうだろう、30年でやれるかな。1期、2期の工事全部にしたってね。今から工事入るので、少し予算をつけてもらおうと思って私は質問しているんだけど、やっぱり10年ぐらいで、ある程度めどが立つような事業計画を立て

てもらわないとだめね、一つの事業で。早岐はもう7年、8年ぐらいかな。しかし、県の事業に入るまでに15年、20年たっているんだからね、事業採択までに。その歴史からすると、やっぱり50年だよ。私も42年議員しているから知っている。50年だよ。あまりにも事業が長過ぎる、長崎県は。あちこちやらなきゃいかんというのはわかるけれども、集中してほしい。

それから、急傾斜地について質問いたします。

これも整備率が低いんだろうと思う、長崎県の急傾斜地の整備率が。ここ2~3年かな、よくなったような感じが、佐世保、県北ではするけども、事業箇所が多いから、10カ所ぐらいをやっている。

けども、先ほど徳永委員が言っていたように、急傾斜の場合、特に不落が多い。なぜか。あの工事は大変ですよ。業者に聞いてみると、「いや、損してまでもさせません」と、どう考えても採算が取れない、県の今の基準ではね。建設企画課長は、前向きみたいな話をしていたけれども、急傾斜に関しては本当に真剣に取り組まないと、事業をやる人がいないと、県北の場合は、そんな話をしていました。だから実態に合わせた入札をやっぱりやらなきゃいかんという感じがする。不落なのは、業者が悪いんじゃないんですよ、発注者が悪い、発注者が反省しないと。不落になると事業が進まないんだから。そこら辺について答弁を求めておこうかな。

【鈴田砂防課長】 砂防課、特に急傾斜に関しまして不落が多い、そこについての見解はということでございます。

まず、数字的なもので申し上げますと、今年度、令和2年度の4月から10月末まで砂防関係の事業、これは事業費の大きな工事から小さな工事まで含んでおりますけれども、98件発注した

中で14件で不落が発生しております。

不落が発生した事業につきまして、業者さんから、その後聞き取りする中では、技術者の配置とか、下請の確保が困難、手持ちの工事が多いとか、そういう声が聞こえます。それに対しては、先ほど建設企画課長からの答弁の中にもありましたけれども、工事の平準化とか、適正な工期とか、そういうことを考えていくんですけども、それに加えて急傾斜の場合は工事に手間がかかる。手間がかかる割には金額が合わないとか、そういうところも聞こえておりますので、工事に入る前の仮設工事とか、準備工事とか、そういうのも含めて標準の積算では合わない部分は、業者さんから見積もりを取って、それを積算に生かすとか、そういったことで積算面でも適正な執行に努めることで、不調・不落の削減、縮減に努めていきたいと考えております。

【田中委員】もう最後にしますけれども、不落とかいろいろ言っているけれども、最終的には、事業に採択されているところはまだいい。危なくて危なくてというところをずっと見ているけれども、なぜできないかという、地主さんがオーケーしてくれない。これが結構、土地の所有者が現地にはいない、よその人ばかりという感じだね。

だから、例えば10人地主さんがいて、9人がオーケーしても1人がオーケーしなければ事業はできないんですね。この辺は用地課というところとちょっと語弊があるのでね、どこがやるか。どちらかという地元市町に用地まで確保して、そして上げてくださいよという話をしている。市町がそこまでいかないと進まない。誰が見ても危ないなというところも全然進まない。行政の長の皆さんは、毎年、市の区域を、同じ場所

を何回も見に行って、「危険ですよ、危険ですよ」と、そんなに危険なら早く改善すればいいのに、という感じもするけれどもね。

この地権者対策は、どこが、どうやればいいのか、ある程度指針を示してほしいと思うね、県の事業であっても。何か答弁があれば。

【鈴田砂防課長】砂防課の、特に急傾斜事業にしましては、受益を受ける方が限られる事業ですので、砂防の急傾斜法の中では、急傾斜、崖地対策は、所有者の方にやってもらう。それができない場合、ある一定規模以上につきましては、県とかが対策を取りましようというような形になっております。そのため最低限として所有者の方からは土地は無償で提供していただいております。そのため金銭が絡んだ用地交渉とか、用地買収はありませんので、無償提供のいろんな登記とかの手續は、もちろん用地課にもお手伝いいただきながら、事業課の砂防の担当がやっております。

その中で事業に着手するに当たっては、先ほど委員のご発言の中にもありましたけれども、市町の方で、まずは地権者の方から同意とか要望書とか、そういうのを集めていただいて上げていただいているんですけども、いざ事業に入りますと、それぞれの土地につきまして、先にお話がありましたように、その土地を離れて遠くに住んでいらっしゃる方との調整とかで、なかなかうまくいかないところがあります。そこはいろいろ苦慮しているところではありますけれども、県民の安全・安心につながる事業ですので、苦労しながらも何とか前に進めていかないといけないということで取り組んでいこうと考えております。

【田中委員】そこで個人情報云々という話が出てくるのよ。「何で進まないんだ」、「いや、

地主さんがですね」と、「地主は誰なんだ」、「いや、個人情報だから言えません」と。やっぱり自治会の会長さんとかいろいろおられるから、そこら辺には、ある程度オープンに話をし協力を要請するとか、やっぱり方法を考えるべきだと思うね。

要望書を取るならば、用地はちゃんと地元でという話になっているけれども、取れなければずっとやらないのか。危なくて危なくて同じところばかり見に行くような実態になっているところを何らかの形で検討してほしいと。要望して終わります。

【山本(由)委員長】 しばらく休憩します。

午後 3時42分 休憩

午後 3時50分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開します。

議案外質疑を続行します。

【ごう委員】 通告していた2点について質問させていただきます。

まず、元船のPFI事業について質問させていただきます。

長崎市の中心市街地に位置して、離島への人流や物流の拠点として重要な役割を担っている元船地区の長期的な発展に向けて、コンセッション事業等、PPP、PFI導入による施設の整備、改修、維持・管理運営事業の可能性を検討されておりました。令和2年にサウンディングも行われたということでございますが、その後の、この事業の結果と方向性について教えてください。

【平岡港湾課長】 元船地区におけますPFI事業についてのご質問でございます。

元船地区におきますPFI事業は、中長期的な地区全体の再開発を見据えまして、その中の

短期的な取組として、賑わいの場を創出するために課題となっているドラゴンプロムナードの老朽化と駐車場不足により慢性的な交通混雑に対処することとし、昨年度、想定される事業について民間の意見を伺いながら、PFIの導入可能性について調査を行いました。

意見を伺った事業内容としましては、駐車場の収入を活用しながら、ドラゴンプロムナードの改修や駐車場の増床などを行うもので、事業期間は10年から15年としたものでございます。

サウンディング調査の結果、ドラゴンプロムナードの屋根などの撤去費用に約5億円が必要になることや、15年間では事業期間が短いこと。また、事業範囲も、規模が小さく、民間が参入することは困難であるというものでございました。

このようなことから、中長期的な元船地区全体の見直しを前倒ししまして、民間事業者が参入できるよう、事業規模や期間を確保する事業スキーム等について、現在、検討を進めているところでございます。

【ごう委員】 サウンディングを行った結果、範囲が狭すぎるとか、屋根に5億円かかるとか、いろんな課題が見られたということで事業の見直しをということでございました。

全体の再開発事業を含めた検討を行うということですが、すみません、勉強不足ですけど、全体というのがどれくらいの範囲になるのかというのを教えてください。

【平岡港湾課長】 元船地区の上屋倉庫が北側にあるかと思えますけれども、その部分と沖側、西側のターミナル、そして駐車場、それと南側に位置しますおくち広場、大波止ビル等を含めたところの検討を進めたいと考えております。

【ごう委員】 わかりました。エリアを広げて検

討されていくということでございます。

当初のこの事業の計画というのが、今回の見送りによって少し遅れていきますよね。それがどれくらいの期間遅れて、どれくらいで完成という見込みになっているのか教えてください。

【平岡港湾課長】現在、元船地区や小ヶ倉柳地区の上屋利用者や物流事業者へのヒアリングを進めております。その中で物流機能の再編がどのようにできるかを検討していこうというふうにしております。来年度にかけまして、地区全体の将来計画を立案し、その後、PFI事業の詳細な検討を行いたいと考えております。

必要な機能の移転等に時間がかかることが想定されますので、現在のところ、いつできるかというスケジュールを出すところまでは至っていないところでございます。

【ごう委員】わかりました。この元船エリアの再開発ということは、もっと広いことで考えた時に、駅の再開発から松が枝の2バス化まで含めて、このエリアというのが非常に重要なポジションだなというふうに感じております。

そんな中、今、前に見えておりますMICEは来年11月のオープン、そして新幹線は、その次の年ということで、周辺がどんどん整備されていく中で、こういう一番拠点になるような本土と離島をつなぐ大事なターミナル等もある中で、ここが遅れていくということが長崎県にとってすごくマイナスだなというふうには思っているんですけども、だからといって、いつまでにできるか今わからないというようなお答えだったんですが、そのあたり、もう少しきちんと計画を立てて、ここまでにとかというようなお考えは現在はないんですか。

【平岡港湾課長】今、元船地区というのが、離島のターミナルがある基地の機能と、あと、物

を置く倉庫がございまして、物を動かすための物流の基地という役割を担っております。その中で物流が元船になくはないのかというところを前提に、今調査等を進めておるところでございまして、その物流の移動にどのくらい時間がかかるかが、今のところ想定できないものでございまして、スケジュール的なものを現在お示しすることができないところでございます。

【ごう委員】わかりました。しかしながら、この事業をやると決めて、7グループですか、いろいろご提案をいただいていますよね。その方々にしてみれば、7グループからせっかくご提案をいただいている絶好のチャンスだと思うんですね。民間は大きな投資をしてでも参入したいと思ったださっているわけですから、これがいつできるかわからないというふうなあやふやな状況では、長崎にとっては不利益だなと私は思っておりますので、できるだけ物流の拠点をどうするのかということの検討については、スケジュールを少し早めていただいて、このあたりをしっかりと整備していただきたいと思っております。

続きまして、このエリアに関連することで、もう1点ですが、今、ドラゴンプロムナードやプラタナス広場なども指定管理になりました。この指定管理制度導入の評価結果等にもありますけれども、駐車場の目標がわずかに届かなかったけれども、効率的に活用、業務の遂行がなされたので評価はBとなっているということでございますが、この事業は令和3年度までの事業ですよ。今、2年目だと思うんですが、現在の指定管理制度の実績、具体的な内容はどういったことになっているかということについてお尋ねいたします。

【松永港湾課企画監】元船地区の指定管理に対するお尋ねでございます。

ここにつきましては、令和元年度から3年間、これはPPP、PFIの関係がありますので、通常5年のところを3年で今やっております。

この指定管理につきましては、元船ターミナルビル、ターミナル駐車場、元船広場に加え、新たにドラゴンプロムナードとプラタナス広場ということで、5つのところを対象としております。

活用の実績でございます。

ドラゴンプロムナードにつきましては、上屋の2階の方、ちょっとした広場のところでございます。ここにつきましては、主に龍踊りとかダンスとかの練習場、高校生なんかがよく使っておられます。また、昨年度はちょっとした昼食会場という形、それから昨年7月には日大高校のデザイン部による壁画の掲示ということで、これは教育文化の振興の観点から指定管理の方も協力してやったということでございます。

大きな集約ということで、1つ、屋台村の計画という民間の方からのご提案があり、これは観光とか物産とかも話をした経緯があります。ただ、あそこでやると水道とかガスの施設の整備とか、特に火を使うということで防火体制に数千万円かかるということで断念された経緯がございます。

それから、プラタナス広場、これは県庁から道路と岸壁の間の広場で人通りが多いということなんですけど、そこについても、何らかそこに人が少しとどまっていくような、例えば移動販売とか、いろいろなことで計画をされておりました。

1つ大きなものとしてピアパークという、バーベキューをしながら県産品の販売とかという

構想も、実は今年の4月からやろうと、ある程度企画、計画まで絵もできていたんですが、ここについてもコロナの影響で断念をした経緯もございます。

実績としては、プラタナスについてはございませんけど、今そういった状況でございます。

【ごう委員】ご説明ありがとうございました。ドラゴンプロムナードは、龍踊りの練習とか、社会科見学の昼食会場とか、いろいろと使われたということで、年間3,000人ぐらいの方が利用されているというふうなデータは見させていただいております。

ドラゴンプロムナードは、指定管理制度になる前までは物販とかができないという取り決めでしたよね。それが指定管理になって物販ができるということで、県民の皆様方は非常に期待をしておられました。なので、もうちょっと利用の方法を検討していただいて、一般の方々が、例えばあそこでマルシェを行うだったり、いろんなことができると思うので、そのあたり検討をしていただきたいというのが1点。

プラタナス広場は、計画はあったものの、コロナの影響等で今年の実現ができなかったということでございますが、コロナだからこそ利用ができるのではないかと私は思って、少し楽しみに待っていたところもあるんですね。しかしながら、このプラタナス広場、一向に何も行われていなかったのが非常に残念で、他都市におかれましては、歩道の占用基準を緩和して、外で食べることとかがすごく充実していたと思うんですが、このすばらしいロケーションの中で、そういうことというのはもっともっと積極的に進める必要が、この時期だからこそあるのではないかと考えておりますので、そのあたりを少し前向きにお話をさせていただいて、事業者の方

と前向きに進めていただければと思います。

通常5年のところをPFIがあるから3年にしたということでありましたが、先ほどのお答えではPFIが少し後ろに延びているということですが、ということは令和3年で一旦切れて、また指定管理をとということで、ずっとつないでいくというお考えですか。

【松永港湾課企画監】現実問題としては、もう来年度までということでございますので、来年度になりましたら、そのあたりも判断をします。要は令和4年度以降、現状であれば継続する方向で手続を進めるという形になるのではないかなと考えております。

いずれにしても、まだ残り1年ございます。先ほど委員の方からございました、特にプラタナスは外なので、ある程度ソーシャルディスタンスというか、少し席を離すとか、何かそのあたりでできないかということもございます。規模を一定縮小するとか、期間を限定するとかという形で何かできないかということについては、引き続き検討してまいりたいと考えております。

【ごう委員】ありがとうございます。非常に重要なポイントになるエリアだと思っておりますので、有効活用できるように進めていただきたいと思います。

【山本(由)委員長】ほかに議案外質疑で通告されている方、質問をお願いします。

【溝口委員】通告していたのでちょっと質問させていただきます。

幹線道路の整備について、11月20日に、本県、福岡県、佐賀県の3県で、東京の方で西九州自動車道の整備促進ということで大会をしているようでございます。その中で、松浦佐々道路の事業区間の早期完成ですか、そういうことでし

ているんですけれども、この進捗状況と今後の見通しについてお尋ねしたいと思います。

【馬場道路建設課長】西九州自動車道松浦佐々道路についてのお尋ねでございます。

松浦佐々道路の19.1キロについて、平成26年度から国において進めていただいているところでございます。

現在、松浦側からトンネル橋梁工事等整備が進んでおりまして、今年度は、予算的にも、昨年度の60億円をさらに上回る80億円が配分されるということで、今後、一層に事業の進捗を図れるものと期待をしているところでございます。

また、江迎工区につきましては、工事中の道路に着手されているところであり、佐々工区につきましても用地買収が開始されたところでございます。

県としても、事業が円滑に進むよう、地元調整等、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

【溝口委員】完成の見通しは、今、工事をしているところの見通しはわからないんですか。

【馬場道路建設課長】完成の見通しといったところは、現在、国の方では明示はしていただけていないところでございます。今年度、先ほど申しましたように80億円というふうな予算をいただいております。こういった予算をしっかりと確保していただきまして、いち早く完成をさせていただきたいと思っております。

【溝口委員】わかりました。松浦佐々道路は、土地の買収については全体的にしているんですよ。その辺の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

【馬場道路建設課長】用地の進捗につきまして

は、全体工区で約63%となっております。少し細かく申し上げますと、松浦インターから、仮称でございますけど、平戸江迎御厨インター間では99%、平戸江迎御厨インターから江迎鹿町インターにつきましては、用地の進捗としては84%、それから江迎鹿町インターから佐々インター間につきましては、用地進捗は6%といったところでございます。

【溝口委員】わかりました。全体的には63%ということで、今のところ順調に進んでいると思っていわけですかね。

【馬場道路建設課長】県も、その用地につきましては、西九州道推進室を県北振興局に設けて一緒に取り組んでいるところでございまして、問題は多々あるかと思っておりますけれども、しっかり一緒に頑張っていきたいと思っております。

【溝口委員】わかりました。土地関係が買収できると、もう80%ぐらいできたというような、そういう感じで思っているんですけども、今の話ではちょっと引っかかるような感じで聞こえたんですけども、何か土地の買収について難しい問題が出ているんですか。

【馬場道路建設課長】江迎から佐々インター間につきましては、まだこれからというようなところでございますので、すぐに、簡単にできるということではなくて、いろいろ協力しながらやっていきたいと考えているところであります。

【溝口委員】区間ごとにやっていると思ってるんですけども、区間が完成したら、一応開通をそれぞれしていくということで理解していいわけですか。

【馬場道路建設課長】これまでも西九州自動車道につきましては、伊万里側から進んできておりまして、松浦インターまで現在できている。工事につきましても、松浦インターから平戸江

迎御厨インターの方が工事の発注も進んでいるといったようなところで、全体を一気に供用するというふうなことではなくて、部分供用というのは十分あり得ると考えております。

【溝口委員長】わかりました。

それから、佐世保大塔インターから武雄インター間の暫定2車線区間の4車線化への着手ということで陳情しているわけですがけれども、このことの見通しについてお尋ねしたいと思います。

【馬場道路建設課長】西九州自動車道の佐々インターから佐世保大塔インター間の4車線化事業ということで、先ほども申し上げましたけれども、ネクスコ西日本で事業を進めていただいているというようなことで、順調に工事は、全体にわたって発注されております。令和6年度からの順次供用ということで、全体完成については令和9年度を見込まれているといったところであります。

【溝口委員】それはさっき聞いたんですけども、佐世保大塔インターから武雄インターですよ。すみません、よく聞こえにくかったの。その見通しについてですね。

【馬場道路建設課長】失礼しました。佐世保大塔から武雄南インター間の4車線化についてでございますけれども、これは、昨年度、国の4車線化優先整備区間、全国で880キロございましたけども、そのうちの一つの区間ということで選定をされております。

西九州自動車道の高速の定時性、安全確保の観点からも早期整備が必要と考えているところでございますが、いつごろ着工するというようなところは、まだはっきりしておりませんが、早期事業化に向けて国に働きかけてまいりたいと考えております。

【溝口委員】わかりました。ただ、この道路の整備を早くしていかないと、結局、I Rの誘致についてもいろいろな問題が出てくるのではないかなと思うんですよね。宮島委員が本会議でも言いましたけれども、東彼杵道路と、この西九州自動車道の4車線化というのがやはり大事になってくるんじゃないかなと思うんですけれども、このことについてぜひしっかりと進めていただきたいなと思っております。

特に、東彼杵道路については計画段階ということで、今、事業化になるような取組についてどのようなことをやっているのか、お尋ねしたいと思います。

【馬場道路建設課長】東彼杵道路につきましても、本県の高速交通ネットワークを形成する上で大変重要な路線であると考えております。

また、長崎空港からハウステンボスまでのアクセス強化を図る上で、今後、重要性がますます高まると考えております。

今年度より事業化の前段階になる計画段階、事業化に着手されているというふうなことでございますが、計画段階評価につきましては、地域の課題や達成すべき目標、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較及び評価等を行って、その必要性や利用性の妥当性を検証し、対応方針を決定していくという手続になります。

現在は、地域の課題であるとか、そういったところを、検討会議を今後行って、県も一緒に入って検討をしていくというふうな段階で、具体的には、まだこれからというところでございます。

【溝口委員】評価を出していく上で、コースについては要らないんですか。ちゃんとしたある程度の計画というか、どのように通していくかというコースの設定は。

【馬場道路建設課長】先ほど申しましたように複数案の比較というふうなところが、概略ルートの検討ということで何本か、そのルートを検討して、必要性に応じて、これにというところまで絞り込んでいくという手続として計画段階評価があるということでございます。

【溝口委員】わかりました。ルートを設定して、そして事業化になっていくように努力していただきたいなと思っております。

東彼杵道路と、この西九州自動車道の4車線化というのは本当に大事なポイントに、I Rを誘致するためには要るのではないかと私は思っていますので、部長として、どのように国との確約としてやっていこうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【奥田土木部長】西九州自動車道の整備促進、そして東彼杵道路の早期事業化につきまして、いずれも本県にとって非常に重要な事業だと思っております。

私は、せっかく国から来たという立場でもありますので、地元の長崎河川国道事務所長と密に連携を取りながら、早期にそれらの整備が進むように全力を尽くしてまいりたいと思っております。

【溝口委員】どうもありがとうございました。

【中村(泰)委員】私からは、小柵地区の皇后埠頭における問題について話をさせていただきます。

まず、長崎市の小柵地区の皇后埠頭でございますけれども、こちらの整備につきまして、未整備となっているところがあればお知らせください。

【平岡港湾課長】小柵地区の利用計画の部分について、未整備の部分をとというご質問でございます。

昭和57年時点で言うておられます。そういった経緯の中、平成2年に緑地整備を条件に地元合意に当時至ったと。それ以降、直近も、住民の皆さんは、「約束が違う」ということを言い続けておられるようですけれども、いまだに緑地整備が至っていないと。

地元としては反対をしてきたと。砂をそばに置かれるということで、実際に心理的、肉体的負担を今受けておられるんですけれども、いまだにできていない。この状況につきまして県として、住民の皆さんの心情についてどのように考えておられるのかお知らせください。

【平岡港湾課長】長崎港におきましては、重要港湾であることから、港湾計画に土地の利用計画等を位置づけるようになっております。

私が先ほど申しましたけれども、過去の港湾計画を調べる中で皇后地区に緑地が出てきているのが、平成11年の港湾計画の改定から図面上に緑地が記録されるようになっております。

これは、現在の皇后埠頭を沖合に拡張する計画を位置づける際に、緩衝帯と憩いの場となる緑地を併せて計画したというふうな計画になっております。しかし、計画後、埠頭の拡張整備について取扱量の伸び悩みから実施の目処が立たず、当分の間、緑地予定地においても埠頭用地としての利用がされてまいりました。

そのような中、平成26年の港湾計画改定において、将来にわたり取扱量の増加は見込めないということで、今の皇后島の沖合に埋立地を造る計画にしておりましたけれども、その計画を削除するとともに、緑地形状を一部見直して整備するような図面として計画をされたものでございます。

砂業者さんと港湾漁港事務所とは、埠頭保安協議会の中で意見交換をする場を毎年つくって

おるかと思えます。その中で地元の地区の方と意見交換をさせていただいているというふうに記憶しております。

【中村(泰)委員】お伺いをしたことは、住民としては、「約束を守っていただけていない。砂を置く条件は緑地を整備することだ」と、昭和46年から言い続けたけれども、実施に至っておらず、現時点でも生活において負担を強いられている、このことについて県はどのように住民の皆様的心情を感じておられるのかについて伺ったんですけれども、回答が得られませんでしたので、部長、よろしければそのあたりご回答いただけないでしょうか。

【奥田土木部長】少し経緯等、私の方もこれから精査をさせていただきまして、対応、検討してまいりたいと思っております。申しわけございません。

【中村(泰)委員】地元としては、ずっと連合自治会が県に訴えて、過去の土木部長にも、この経緯を話したというように伺っています。そういった中で、経緯がわからないというのは、私としては理解が難しいです。そこはわからないということですので、経緯をしっかりご確認いただいて、先ほど私が申し上げましたけれども、地元としては、先ほど私が申し上げた経緯でございます。そこもご確認をいただきたいところであります。

鉄くず、砂は、こういった産業をしっかり支えるようなものを、やはりそこに置かないといけないということは、もちろん理解はいたしておりますが、住民の皆様に対する負担を考えると、やはり何かの解決策を実施すべきというように思います。

地元としては、「早急に鉄くずを移動させて、平成11年から計画をされている緑地をすぐに

整備をしてほしい」ということを言っています。

そして、先ほども言っていただきましたけれども、既に空いている土地もございますので、そこから順次緑地を整備していただくのいいんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【平岡港湾課長】先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、必要な部分について先行して整備できないか、それと計画の緑地につきまして、事業効果等の検討も含めまして、地域の皆様の意見を聞きながら取り組んでまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】そうですね、早急に地元の皆さんと話をぜひともしていただきたいと思えます。

産業側の事情というのもありますし、直接、港湾の方と話をしたら、この鉄くずを動かすには、新たに港湾を整備して、そこを埋め立てないと鉄を置く場所がないと、そういったご意見まで伺っています。そういうふうになってしまったら莫大な税金が発生しますし、さすがにそれは現実的じゃないと思えますので、早急に地元の皆さんの心情を理解いただいて、そこで、じゃ現実的にどういうことができるのか考えていただきたいと思えます。

私が話をしたところ、今、環境保全協定というのが結ばれておりまして、これが、要は砂を小湊皇后埠頭に置くという協定のスタートになるんですけれども、実際、トラックで砂を市内、県内各地に運んでいただいているんですが、これがこぼれてしまうんですね、やっぱり積んですぐ動いた時に砂が落ちていくと。その砂が民家に風で飛んでくるということが生活において問題になっています。県の方では、それを年間3回、スーパードで回収しているということを

聞いてますけれども、今年は1回もそれをしていないということも聞きました。

そういったことをしっかり約束を守っていただく、また、回収する頻度を増やして、実際、住民の皆様にとって価値のあるものを県の方から提案をしていただければ、現実的な回答というのも見えてくると思いますので、そこはぜひともよろしく願いいたします。

次の質問です。こちら皇后埠頭にある廃船の「銀杏丸」についてであります。全国ニュースでも取り上げられたり、新聞でも取り上げていただいています。

こちらが、廃船がもう本当、潮が引いたら渡れるところに、そのさびついた船を置いているんですけれども、まず、こちらの安全性について県はどのようにお考えになっているのでしょうか。

【松永港湾課企画監】「銀杏丸」、廃船として放置されている部分の安全性につきまして、現状では油の流出や船舶の航行の支障になるようなおそれがなく、この船を撤去するとすると1,500万円から2,000万円を投じることになります。

この船の持ち主は法人なんですが、平成27年に代表者が亡くなって法人としては解散をしております。しかしながら、清算手続きがされていないということで、実際は所有者は存在すると。しかしながら、そこをやるだけの資力が現実的でないというふうな状況の中で、県としては撤去自体は難しいと考えております。

現在、この放置廃船、先ほどありましたように、一応護岸があって、潮が引けば砂浜になっております。船に近づくことも可能になっておりますので、一応、船自体には立ち入らないようにというステッカーと、今年2月には柵とか、

周知の看板を設置をしたところでございます。

【中村(泰)委員】 すみません。今伺ったことは、安全性について伺ったところなんですけれども、これ、すみません。県に責任があるというスタンスでは全くありません。まず、冒頭ですね。持ち主の方に何とか処分をしていただきたいものなんですけれども、潮が引いた時に入るなということでロープをしていたらいるんですけれども、入っているんですね。運転席に入っ、例えばSNSに上げたりとか、そういったことが起きています。下では潮干狩りみたいなことをやっている方もいらっしゃる、船のアームがあるんですけれども、そこを2本のワイヤーで引っ張っています。それが時間がたつにつれて切れるんじゃないかなということを言われています。もし誰かがそこで、もちろんそこは自己責任なんですけれども、ワイヤーが切れたら、じゃどうするんだといったような話もございまして。全国的にもすごく取り上げてしまわれているものなので、何かしないといけないという思いでございます。

私といたしましては、まず処分をして、その後、持ち主の方に請求をするということが、安全を担保できるし、また、お金の請求もできるということで最善じゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

【松永港湾課企画監】 先ほど申し上げましたように、船全体を撤去するということについては、2つの問題点がございまして、一つは、まだ所有権がある状態。それとやはり緊急性、危険性の観点から1,500万円から2,000万円の手出しを県がして、それでやるということができるといえるかどうかということについては、現状は非常に難しいという判断をしております。

しかしながら、先ほど委員からアームの部分、

そこについて倒れた時に下にいる人を傷つけるんじゃないかということについては、その安全性とか、同様にやはりこれも県でやった場合には費用をどうするかという話もありますので、これは民法等に絡む問題でございます。そのあたりは顧問弁護士とかと協議をしながら、相談しながら判断をしてまいりたいと考えています。

そういうふうに地元の方からもご要望がいただいているということ踏まえて判断をしてまいりたいと思っております。

【中村(泰)委員】 ご答弁ありがとうございます。

もう1点あったんですけれども、時間も限られていますので、これで終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

【山本(由)委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ほかに質疑がないようですので、土木部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午後 4時31分 休憩

午後 4時31分 再開

【山本(由)委員長】 再開します。

これをもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れ様でした。

午後 4時32分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年12月9日

自 午前10時 0分
至 午後 3時51分
於 委員会室 3

国際課企画監
(アジア・国際戦略担当)
スポーツ振興課長
スポーツ振興課企画監
(スポーツ合宿・大会誘致担当)

坂口 育裕 君
野口 純弘 君
江口 信 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	山本 由夫 君
副委員長(副会長)	久保田将誠 君
委 員	田中 愛国 君
”	溝口芙美雄 君
”	徳永 達也 君
”	山田 朋子 君
”	ごうまなみ 君
”	宅島 寿一 君
”	宮島 大典 君
”	宮本 法広 君
”	中村 泰輔 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長	中崎 謙司 君
文化観光国際部政策監 (国際戦略担当)	前川 謙介 君
文化振興課長	村田 利博 君
世界遺産課長	馬場 秀喜 君
観光振興課長	佐古 竜二 君
国際観光振興室長 (参事監)	佐々野一義 君
物産ブランド推進課長	長野 敦志 君
国際課長	永橋 勝巳 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【山本(由)委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより文化観光国際部関係の審査を行います。

【山本(由)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、予算議案の説明を求めます。

【中崎文化観光国際部長】 おはようございます。

それでは、お手元に予算決算委員会の議案説明資料をお願いいたします。

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第9号)」のうち関係部分及び第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第10号)」のうち関係部分であります。

はじめに、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第9号)」の関係部分についてご説明いたします。

予算額は、歳出予算で合計3,560万3,000円の減であります。

それでは、(追加1)の方でございます。

次に、第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第10号)」のうち関係部分につい

てご説明いたします。

歳出予算は、合計265万1,000円の減であります。これは、職員の給与改定に要する経費であります。

この結果、令和2年度の文化観光国際部所管の歳出予算額は、第122号議案のうち関係部分と合算いたしまして、85億9,168万6,000円となります。

また、本文の方に戻っていただきまして、下の方でございます。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

商業費のうち、アンテナショップ「日本橋 長崎館」において、来館者等への新型コロナウイルス感染防止のため、店舗内の施設整備に要する経費として、情報発信拠点運営事業費664万4,000円を計上いたしております。

（職員給与費について）

文化観光国際部所管の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費として、4,224万7,000円の減を計上いたしております。

（債務負担行為について）

次に、令和3年度の債務負担行為を行うものについてご説明いたします。

亜熱帯植物園防災対策工事に係る令和3年度の債務負担行為として、9,500万円を計上いたしております。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山本(由)分科会長】ありがとうございました。

次に、物産ブランド推進課長より、補足説明を求めます。

【長野物産ブランド推進課長】 それでは、物産ブランド推進課関係の今回の予算議案に関しま

して補足して説明をさせていただきたいと思っております。

予算決算委員会の補足説明資料の2ページをお開きください。

今回、ご審議を賜ります県産品販路拡大対策費についてでございます。

今回計上しております補正予算につきましては、「日本橋 長崎館」におきまして、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として、設備の改修、設置を実施しようというものでございます。

予算額でございますけれども、664万4,000円を計上しております、その財源につきましては臨時交付金を活用することとしております。

「日本橋 長崎館」でございますけれども、先の9月の本委員会におきまして、令和3年4月以降の建物賃貸借契約に関しまして債務負担行為の議案をご審議いただき、承認をいただいたところであります。現在、運営事業者の選定手続を実施しているところでございます。

ご審議の結果、継続をしていくという中で、店舗における感染予防対策としまして3点、今回、設備の改修、設置ということでお願いをさせていただきたいと考えております。

店舗における感染予防対策に関しましては、業種ごとのガイドラインといったものに沿いまして、身体的な距離の確保、いわゆるソーシャルディスタンスの確保、清掃や消毒の実施、接触感染・飛沫感染防止、こういったものに取り組んできたところでございますけれども、設備を改修することによりまして、より効果的な感染予防対策を実施するということで、まずは手動ドアの自動ドアへの改修と、縦型のドア開閉式の冷凍庫から上部開放式の冷凍庫に替えるといったものでございます。この2点につきましては、お客様の接触が多いドアノブがございま

して、接触感染防止をしようという中で、これまで従業員による定期的な消毒作業を実施していたところでございます。今回の改修や設置に伴いまして、接触感染といったところの防止につながるものと考え、改修・設置を行いたいと考えているところでございます。

もう一つ、食器用洗浄機の設置でございますけれども、こちらはイトインコーナーで利用します食器の洗浄に食洗器を使うことによりまして、高温洗浄が可能となってウイルスを死滅させることができるということです。基本的に80度以上の熱水洗浄を行うことによってウイルスを死滅させることができるといったことございまして、衛生面におきまして、この食洗器を設置することによりまして感染予防効果の向上を図ることが可能であると考えているところでございます。

今回、この3点の改修や設置に加えて、引き続きこれまでの取組も実施させていただきながら、新型コロナウイルス感染防止を図りながら、この中での安全・安心な店舗運営を図っていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山本(由)分科会長】次に、観光振興課長より、補足説明を求めます。

【佐古観光振興課長】それでは、分科会補足説明資料の下の方に（亜熱帯植物園防災対策工事費）と記載しております資料に基づいてご説明をいたします。

表紙をめぐっていただきまして、本件の内容につきましましては、平成28年度末で供用を廃止いたしました亜熱帯植物園の跡地の防災対策工事ということになります。

内容として9,500万円の債務負担を設定させていただきたいと考えております。財源としましては、起債で自然災害防止事業債の活用を予定しております。

事業概要のところですが、現地在りまして、もともと閉園を判断するに至った現地の地滑りの状況でございます。その末端部分、こちらがいわゆる自然の海岸線になっております。そこが波浪浸食等を受けて、底が削られますと、その斜面の上の方の地滑りを誘発する懸念があるということで、海岸線に消波ブロックを設置するという工事内容でございます。

当初は、今年度中に消波ブロックの製作を行いまして、来年度、令和3年度にその据付工事を行うという予定で予算を考えておりました。私どもは予算を計上いたしまして、実際に施工するのは土木部の港湾課で施工ということになりますけれども、港湾課といろいろと調整した結果、公共工事の発注の平準化という考え方があるということで、今、もともと2か年度に分けて別々の契約を予定していたものを、一本化を図りまして、今年度債務負担行為を設定したうえで契約をして、一連の製作と据付けという工事を施工しようというものでございます。

工事の概要は、当初、消波ブロックを約75メートル設置するという予定でございましたけれども、その下の方の事業費に記載しておりますが、全体の事業費が9,500万円ということで、当初は2年度の製作で2,800万円、3年度の据付けで5,500万円、合わせまして8,300万円を予定しておりましたけれども、設計の結果、当初75メートルの延長が10メートル程度延びる見込みということになりまして、工事費につきましても1,200万円の増額をお願いしたいと考えてお

ります。

工事期間は記載のとおりでございますけれども、来年度になりまして、据付工事については地元漁協のイセエビ漁に影響の出ない期間に据付を、海上からの据付という形になりますけれども、予定をしております。

今後のスケジュール、一番下の方ですけれども、令和2年度内に入札契約、その後、工事に入っていくと。私どもとしては、記載よりもできる限り記載よりもスケジュールは前倒しをしてできる限り早め早めの施工を心がけ、調整してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

【山本(由)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

予算議案に対する質疑はありませんか。

【宮本委員】 おはようございます。

それでは、1点だけ確認をさせてください。ただいまご説明いただきました補正予算の部分で物産ブランド推進課の分になります。

1、2、3とあり、どれも大事な改修であると思いますが、2番の上部開放式の冷凍庫の設置ということで、これは今までは縦型の開閉式の冷凍庫を使用していたと。これを平型に替えることによって、今まで使っていた従来の開閉式の冷凍庫はどうするのか、そのまま置いておくのか、もう安くでどこかに引き取ってもらうのか、どうされるのかを確認させてください。

【長野物産ブランド推進課長】 今回の設備設置後の縦型の開閉式の冷凍庫の利用についてでございますけれども、基本的にその中に入っているものについては、平型の方に移していくという形になります。そういった中で、じゃ、そ

の開閉式の冷凍庫を使わないのかということ、商品に応じて利用できるようであれば、そのまま利用していきたいと考えております。

当然、今から商品の仕入れであったり、そういったもので左右されてくる部分があるかと思っておりますけれども、せっかくの設備でございますので、利用はしていきたいと考えているところでございます。

【宮本委員】 すみません、どちらかに売買することによって、少しでも予算が減ればという思いで確認させていただきました。

そうするならば、場所は大丈夫なんですか。この平型を置くことによって狭くなったり、逆にソーシャルディスタンスがとりにくくなったりするような懸念というのはないと考えてよろしいのでしょうか。

【長野物産ブランド推進課長】 現在のスペースでございますけれども、入口から入った部分で、比較的まだスペースには余裕があるかと考えております。

今回、ソーシャルディスタンスの関係でございますけれども、そういったものも配慮しながら、配置については改めてしっかり考えていきたいと考えております。

【宮本委員】 わかりました。今後、新型コロナウイルス感染症が収束した際には、動線等も大事になってくるでしょうから、そういったものも考えられて配置をしていただきたいと思います。

もう一点だけ、ちょっと細かいことかもしれませんが、施設の改修、備品の整備とあります。この3点以外に、空調や空気清浄機の設置についての改修は大丈夫なんですか。行った時にはあまり窓がなかったようなイメージがあるんですが、換気については問題ないのかを確認させ

てください。

【長野物産ブランド推進課長】今、「日本橋 長崎館」が入居しております施設でございますけれども、換気に関しましては強制換気を行うような仕組み、システムがございます。今回、厚生労働省等からも示されておりますけれども、そういった設備がない場合には、少し窓を開けながら、常時換気をするのが望ましいといった考え方もございますけれども、今回、「日本橋 長崎館」の設備の換気という部分につきましては、そういった一定の機能を利用しながら換気が可能だと考えております。そういった状況であるということは、今後、冬場になるとお客様も気にされる状況があるかと思っておりますので、そういったことを入口にも少し掲示をしながら、安全であるということはしっかり伝えていきたいと考えているところでございます。

【宮本委員】わかりました。従業員の方々、そしてまた、来られるお客様方の安全を第一に考えられて、また、現地をしっかりと確認していただければと思います。

以上です。

【山本(由)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【中村(泰)委員】おはようございます。今の「日本橋 長崎館」の件でございます。

他県でも補助金の使われ方に厳しい目が向けられて、本当にこれが正しいのかといったような事例がマスコミで取り上げられたりしております。

今回の件につきましても、感染症対策として明らかにベターな方向であるというのは理解しておりますけれども、何かのガイドラインに沿って、これは当てはまるとか、そういったものに基づいて購入を決められたのかお知らせく

ださい。

【長野物産ブランド推進課長】例えば、食洗器の導入につきましては、厚生労働省等の感染症に関する診療の手引きといった様々な考え方の中で、食器洗浄機によるウイルス対策といったところが一定考え方として記載されているものがございます。先ほどちょっとご説明させていただきまして、80度以上の熱水で一定時間洗うことによって、食器等の殺菌とか、そういったものが効果的であると示されておりますので、今回、手作業でやるよりもそちらの方が確実ではないかということで決めさせていただいたといった経緯でございます。

【中村(泰)委員】平置き冷凍庫ですか、こういったものもガイドラインによって決められたのか、もうちょっとお知らせいただけますか。

【長野物産ブランド推進課長】冷凍庫でございますけれども、こちらはガイドラインに具体的に平置きが一番いいんだというような書き方というのはございません。ただ、今、縦型の冷凍庫に入っているものというのは密閉、ドアを開閉しないといけない方式で、開けるたびに実は曇ってしまうといった状況があります。商品の情報を記載していても、お客様は中に何が入っているのかということで結構開けられるといった状況もあって、そこを常に消毒作業をやらせないといけないという状況がございました。そういった状況を見まして、やはり平置きの形をとりまして、そこに飛沫防止もしながら、買い物をする時の時短であったりとか、そういったものも含めまして、平置きの方がいいんじゃないかという判断の中で、冷凍庫については平置き型の設置というのを考えたということでございます。

【中村(泰)委員】時短というところが引っかけ

ったんですけれども、それはちょっと違うのかなとは思ったんですが、いずれにいたしましても、これまで運営をしながら、従来の形であれば、やはり気になる場所が多かったということが一番の理由でこれを設置したというふうに理解いたしましたので、承知いたしました。ありがとうございます。

以上です。

【山本(由)分科会長】ほかに委員の皆さんから質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】分科会長を交代します。

【久保田副会長】分科会長、どうぞ。

【山本(由)分科会長】1点だけ、そもそも論で申しわけないんですけれども、今回、自動ドアに替えるのはイベントコーナーの方ですよね。物販の方はもともと自動ドアで、こっちのイベントや飲食コーナーの方は、そもそも最初から自動ドアではなかった理由というのは、建物の制限か何かがあったのか、その理由についてお聞かせいただけますか。

【長野物産ブランド推進課長】具体的に、なぜこちらの方だけを改修しなかったのかというのは、当初の部分では、やはり全体的な経費であったり、そういった部分を総合的判断の中で開きタイプのドアで、最終的には片方だけを自動ドアにして、片方だけは改修しなかったといったような経緯ではなからうかと考えるところでございます。

今回、イベントコーナー側に設置するドアでございますけれども、場所的に言いますと駅側から一番近い方のドアでございます。お客様が最初に入ってくるところでございますので、ドアノブを触ってしまうということで、今は常時開放している状況でございます。今回、そうい

った状況も踏まえまして、総合的に判断しまして自動ドアの設置の方がいいのではないかとということで、今回、予算の計上をさせていただいたところでございます。

【久保田副会長】分科会長を交代します。

【山本(由)分科会長】ほかに委員の方からご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】それでは、ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第122号議案のうち関係部分及び第156号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【山本(由)委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたしますが、所管事項等についても併せて説明を求めます。

まず、文化観光国際部長より、総括説明を求めます。

【中崎文化観光国際部長】それでは、議案の説明資料をお手元によりしくお願いいたします。

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」のうち関係部分であります。

計画議案についてご説明いたします。

第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、基本戦略のうち文化観光国際部関係部分では、基本戦略2-2「交流人口を拡大し、海外の活力を取り込む」において、地域住民が主体となって取り組む魅力ある観光まちづくりの推進や県産品のブランド化の推進などに取り組むこととしております。また、基本戦略3-2「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」においては、歴史や文化・芸術、スポーツによる活性化、国際交流の推進などに取り組むこととしております。

こうした施策を積極的に推進し、県民の皆様と一体となって力強い長崎県を進めてまいりたいと考えております。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

（新型コロナウイルス感染症拡大の影響と対策について）

（1）観光振興対策について。

これにつきましては（追加2）をよろしくご願ひいたします。

「宿泊施設受入環境整備事業」については、去る10月5日から10月23日までの期間で事業計画の募集を行ったところ多くの事業者から提出があり、感染症対策を目的とした施設改修を行う「宿泊施設安全安心対策事業」については143

件、宿泊施設の魅力向上による客室単価増につながる施設改修を行う「宿泊施設グレードアップ事業」については47件を採択いたしました。本事業により、安全安心で快適な「新しい旅行スタイル」を求める観光需要への対応や、観光客から選ばれるような宿泊施設の魅力向上につなげてまいります。

なお、本県観光の動向について、本年7月～9月期の主要宿泊施設における延べ宿泊者数は、対前年度比58.8%となりました。

月別では、7月については県独自の宿泊割引キャンペーン及びGoToトラベル事業の効果により持ち直しの動きが見られ、対前年比63.1%となっております。8月については、新型コロナウイルス感染症の第2波の影響もあり、対前年比44.1%と落ち込みましたが、9月は対前年度比75.3%と大きく持ち直してきている状況であります。

依然、予断を許さない状況ではありますが、今後も感染予防・拡大防止対策に万全を期し、ウイズコロナ・アフターコロナにおける観光形態の変化にも柔軟に対応するなど、本県観光、そして地域経済の回復につなげてまいりたいと考えております。

本文の2ページの下からでございます。

（2）インバウンド対策について。

現状は、現地を訪問してのプロモーション等の活動ができないことから、Web、SNSを通じた観光情報の発信を中心に、コロナ収束後に本県を旅行先として選んでいただけるよう取り組んでおり、8月には、中国向けSNS（ウェイボー）と連携して県内観光地からライブ配信を行ったほか、10月末には、台湾で開催された国際観光展に熊本県や大分県と連携して出展し、会場と県内観光地を結んだライブ中継を行

ったところであります。

昨年1月、国際定期航空路線が就航したことで、外国人延べ宿泊者数が大幅に増加している香港については、取組を強化するため、市場調査や本県観光情報の発信などの業務を現地に拠点を置く事業者へ委託したほか、一般消費者を対象としたオンラインによる観光説明会も開催することとしております。

（3）県産品の振興について。

県産品の消費回復・拡大を図るため、6月1日から実施している「がんばらんば長崎 うまかけん！長崎プロジェクト」については、10月16日から、県産品の購入代金の割引等を行う「長崎よかもんキャンペーン」の第2弾を実施しております。第2弾では、県産品の購入代金の2割引き及び送料無料を行うほか、県産酒や陶磁器、土産品等を組み合わせたセット商品販売などに取り組んでいるところであります。また、Webサイト上で前売り食事券を購入した方々に県産品をプレゼントする「長崎よかみせキャンペーン」については、10月末現在の販売額は約3,000万円となっており、今後も登録店舗の増加を図りながら、さらなる利用促進に取り組んでまいります。

（4）文化の振興について。

イベントの開催中止等で文化芸術活動における発表の場が減少している子ども達に幅広く文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するため、「ながさきオンライン文化祭」を開催しております。音楽、アート、ダンスの3部門の創作作品を募集したところ、約600件の応募があり、専用ホームページで作品を公開しております。また、1月下旬には、県庁舎1階エントランスロビーにおきまして、知事賞の授与式を予定しております。

引き続き、オンライン配信等の新たな手法の活用や若者の参画を通じた文化芸術活動の活性化を図るとともに、子どもから大人まで、県内のどこにいても音楽や美術などの良質な芸術に触れられる機会を提供してまいります。

（国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭について）

これまで市町や文化団体等と意見交換を行い、誘致について賛同するとの意見をいただいたことから、去る10月12日、被爆80年、長崎県美術館・長崎歴史文化博物館開館20周年など本県にとって大きな節目を迎える令和7年度に「国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭」を誘致するため、文化庁に要望書を提出いたしました。

県内各地において、新幹線開業など各種大型事業が進む中、本県の魅力を全国に向けて発信する絶好の機会と考えており、引き続き、県議会のご理解とご協力をいただきながら、市町や文化団体等とも連携のうえ、「国民文化祭」の開催に向け力を注いでまいります。

（世界遺産の保存活用について）

去る10月9日、県の橋渡しのもと五島市とキヤノン株式会社がタイアップして制作した構成資産「久賀島の集落」と「奈留島の江上集落」を紹介する超高精細8K映像が完成し、知事・五島市長・キヤノン常務執行役員の三者による共同記者会見を県庁内にて実施いたしました。

今回の映像制作が多くのマスコミに取り上げられ、引き続き、県のホームページなどで公開することで構成資産への関心が高まっているところであります。今後とも、官民一体となった世界遺産の保存活用の取組を推進してまいります。

（観光の振興について）

これは7ページからでございます。

ユニバーサルツーリズムの推進に関しましては、県や各市町が連携して県内の観光施設のバリアフリー情報を調査し、その結果を長崎県観光ポータルサイト『ながさき旅ネット』に掲載いたしました。

今後は、関係団体と協議を重ね、長崎空港内へのユニバーサルツーリズムセンターの開設を進めるとともに、車椅子貸し出しや入浴介助のネットワーク構築など、高齢者や障害者等から選ばれる観光地となるよう、引き続き市町とも連携しながら、持続可能な受入体制の整備に取り組んでまいります。

本年度で計画期間が終了する観光振興基本計画については、新たに令和3年度から始まる5年間の計画を策定することとしており、去る11月12日に開催した長崎県観光審議会において、次期計画の素案についてご審議をいただいたところであります。今後、県議会においてご審議いただくとともに、パブリックコメントにより県民の皆様のご意見も伺ったうえで、2月議会において議決をいただきたいと考えております。

令和4年秋に開催する「佐賀・長崎デスティネーションキャンペーン」については、去る11月24日には県内の関係団体が一堂に会し、本県の推進組織「デスティネーションキャンペーン長崎実行委員会」の設立総会を開催いたしました。今後は、新幹線開業効果を県内全域に波及・拡大させるため、同実行委員会を中心に官民一体となって誘客対策や受入環境の整備に取り組んでまいります。

（県産品のブランド化と販路拡大について）

首都圏における情報発信拠点「日本橋 長崎館」については、6月の営業再開後の来館者は6月の約3万人から10月には約5万6,000人と回復傾向にあり、来館者の安全確保に留意しながら、

本県の魅力を総合的に発信し、県産品のブランド化・販路拡大等に結び付くよう取り組んでまいります。

また、「日本橋 長崎館」の運営事業者については、今年度末で契約期間が満了になるため、10月28日に運営事業者の公募を開始しており、年内には運営事業者を決定することとしております。

（国際交流について）

毎年、夏休み期間中の8月に中韓両国の大学生を長崎県に招き、県内大学生と相互理解を深めることを目的とした日中「孫文・梅屋庄吉」塾及び「日韓未来塾」を開催しておりますが、今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外からの受入が困難であったことから、県内在住の中韓の留学生と県内大学生を対象として、11月7日から8日に日中「孫文・梅屋庄吉」塾を、11月22日から23日に「日韓未来塾」を開催し、若者同士の交流を行ったところであります。

海外との往来を通じた交流が難しい状況にございますが、こうした取組を通じて、これまで先人の皆様が築いてきた絆を今後もしっかりと引き継いでまいります。

（次期「ながさきスポーツビジョン」素案について）

平成28年3月に策定した「ながさきスポーツビジョン（2016 - 2020）」の計画期間が今年度で終了することから、「スポーツ基本法」に基づき、本県におけるスポーツの振興を総合的・体系的に推進するため、次期「ながさきスポーツビジョン（2021 - 2025）」の素案を策定いたしました。

今後、県議会のご意見をお伺いするとともに、県民の皆様のご意見もいただきながら、今年度

中のビジョン策定を目指してまいります。

（プロバスケットボールクラブの名称決定について）

去る10月30日、株式会社ジャパネットホールディングスのグループ会社である株式会社リージョナルクリエイション長崎から、新たに設立するプロバスケットボールクラブの名称を「長崎ヴェルカ」に決定したことが発表されました。

地域に密着したプロスポーツクラブの活躍は、県民に夢や感動を与えるとともに、本県の知名度向上やイメージアップ、地域の活性化に大きく寄与するものであり、県といたしましては、V・ファーレン長崎と同様、県民の皆様とともに力強く応援してまいりたいと考えております。

追加の1でございます。

（令和3年度の重点施策について）

主な施策としましては、各地域における新たなプロジェクトの進展に合わせて、本県を訪れる多くの方々に“感動”を持ち帰っていただきリピーター確保につなげるため、これまで以上に食の充実、訪れてみたくなる観光メニューの開発やスポーツツーリズムの促進等に取り組み、本県ならではの「魅力ある観光づくり」を推進してまいります。

また、令和7年の国民文化祭の開催を見据えて、文化観光推進法の積極的な活用や、若者・関係人口と地域が一緒になって企画・運営する地域芸術祭の開催促進などにより、文化活動の活性化や文化資源の磨き上げを図るとともに、本県の特徴ある歴史・文化をテーマに県内を巡る新たな観光スタイルを構築し、コロナ後の国内旅行需要やインバウンド事業に対応してまいります。

さらに、インバウンドでは、デジタル化やコロナ収束後の個人旅行化の進展を見据え、個人

の興味関心に直接訴求するデジタルプロモーション等の情報発信を強化するとともに、観光素材や受入環境の外国人対応等に取り組みます。

また、国際定期航空路線やクルーズ客船の運航再開後の利用促進に取り組みすることで、インバウンドの受入拡大を推進してまいります。

なお、令和3年度当初予算に係る予算要求状況についても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業については、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

また、本文の10ページでございます。

（事務事業評価の実施について）

事務事業評価については、19件の事業群評価調書により、63件の事業を評価いたしました。そのうち35の事業について、令和3年度に向けて「改善」の見直しを検討いたしております。

なお、事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における議論を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

（長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の達成状況について）

11ページでございます。

この5年間におきまして、「地域ならではの産品に磨きをかけブランド化する」につきましては、首都圏のアンテナショップ「日本橋 長崎館」を平成27年度末に開設し、県産品の販売や観光情報の発信、各種イベントの開催などを通して本県の魅力を発信してまいりました。

平成30年度の店舗のリニューアルや取扱商品数を拡大した結果、令和元年度の来館者数は、

58.7万人を超えているところであり、今後も、運営事業者や県内市町・関係団体等と連携し、より効果的な情報の受発信に努め、県産品のブランド化・販路拡大につなげてまいります。

（新たな行財政改革に関する計画素案の策定について）

文化観光国際部においては、全庁的な取組である事業の選択と集中や内部管理経費の縮減等に取り組むとともに、行政手続や庁内業務におけるデジタル化の促進、環境変化に対応した働き方の推進や活力ある職場づくり、NPや企業等の地域社会を支える多様な主体との連携・協働の推進などに取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様のご意見もいただきながら、今年度中の計画策定を目指してまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」です。

議案に対する質疑はありませんか。

【宮本委員】 1点だけ確認をさせてください。

ただいま説明がありました第153号議案についてです。

前回からの変更分があったという資料をいただきました。その参考資料の素案からの変更分のみというところの4ページに、スポーツ振興課、成人の週1回以上のスポーツ実施率について、これが大幅に目標値が下がっているという現状がありました。

先ほども部長から説明がありましたとおり、来年度からスポーツビジョンも新しくなる中、目標年度、令和7年度は54%に修正されています。9月の分では65%が目標値だったと思います。設定根拠についてもこういった形で下方修正したんですよと書いてあるんですけど、これについて再度、この理由についてお聞かせください。

【野口スポーツ振興課長】 委員ご指摘のとおり、当初は65%を国の目標と合わせて設定していたところですが、スポーツ推進審議会をスポーツビジョンの策定に合わせて開催する中で、委員の中から、実際に本県の実態に応じた実現可能な目標を設定すべきじゃないかというご指摘がございました。私どもが検証したところ、目標値を、令和元年度の全国実績53.6%、これを少し超える54%を目標として、実際に目指すところはマインド的に一緒なんですけれども、実現可能で、実際にそれを確実に達成していくという数字をコミットメントできるというところで54%と新たに設定をさせていただいたところがございます。

【宮本委員】 わかりました。令和元年度の全国の実績が53.6%、これにちょっと上乗せをして、令和7年度に54%までもっていきこうということをお聞きいたしました。

様々見ておりましたら、年間に1.7%ずつ上昇していく目標設定なんですけれども、これはすみません、1.7%という上昇は、人数で換算するのは可能なんですか。週に一回スポーツを実施する率というのは、時間等の制約とかはないんでしょうけど、どれくらいの人数になるのか。そこら辺が審議会でどういう議論があったのか、わかればいいんですが、教えていただけませんか。

【野口スポーツ振興課長】人数としての把握はちょっとできておりません。実際にこれはアンケート調査をした中で、県民アンケートの中から抽出した中で、回答を見てスポーツ実施率を算定しておるものでございます。

ただ、今回、そのスポーツ実施率を向上させるための取組としまして、総合型地域スポーツクラブの推進・拡大ということにも少し注力しようということになっておりまして、今回新たに総合型地域スポーツクラブの会員数を目標として掲げました。これにつきましては、現行の5,316人を6,400人に約1.2倍に伸ばすということを目標としております。数的にはこれが私どもの目標とする数値としてご理解いただければと思います。

【宮本委員】わかりました。来年度から新しいスポーツビジョンも始まります。スポーツビジョンを見させていただきましたが、結構新しい取組も県として5年間にわたってされますので、感覚的にはもうちょっと高い目標でもいいんじゃないかな、その方がより一層拍車もかかるんじゃないかなという考えもあったものですから質問をさせていただいたところです。

6,400名というのは総合型地域スポーツクラブの会員数を増やすという目標も設定されている中ではありますけれども、54%、令和7年度に向けてということですので、これに向かっていくというスポーツ推進審議会でのご議論もあったというのを感じているところであります。

部長、これについてどんなでしょうか、長崎はスポーツの面でもプロサッカー、また、バスケットも出てくるといった中において、新しい展望もありながら、新しいスタジアムもできてくるという中で、ちょっと下方修正するのはどうかという思いもあるんですが、今後の5年

間を見据えた時に、この目標の妥当性について、再度ご意見をお聞かせいただければと思います。

【中崎文化観光国際部長】本スポーツ推進審議会の意見を踏まえて達成率を見直したというのはございますけれども、我々それで目標を下げたから施策の推進を緩めるということは全く考えておりません。審議会でも議論があったのは、目標値が高すぎるというよりも、実効性ある施策を組み立てて目標を目指して推進していくべきだと、単に目標を掲げるべきではないというご意見でございました。

先ほどスポーツ振興課長も答弁しましたけれども、スポーツビジョンの柱の中で生涯スポーツの推進というのがございまして、それをどうやって推進していくかという中で、やはり総合型地域スポーツクラブの存在というのは非常に大きいと思っております。

私も幾つか先駆的な取組をしている総合型地域スポーツクラブを拝見させていただきましたけれども、やはり老若男女、多くの方がスポーツに親しんでおります。特にコロナの状況を考えますと、こういった分野で県民の皆さんが親しんでいくというのは、健康づくり、生きがいくりにすごく大事だと思っております。

そうしますと、私も今回、スポーツを所管して、大変申し訳ないんですが、総合型地域スポーツクラブの存在を知ったということがございますので、なかなかこれは県民の皆さんにも知られてないなと思っております。ぜひ広報誌等も通じた認知度向上も図りたいと思っておりますので、会員数の目標を、今、何をしようかというところが先ほど申しました、ちょうど1.2倍でございますので、今回の1.2倍と全体のスポーツ実施率も合わせております。具体的な施策を実行することによって、ぜひ目標に反映したいと

いう思いで設定しておりますので、逆にそれを早期に達成して、5年後にはそれ以上の実施率となるような施策に取り組んでまいりたいと思っております。

【宮本委員】ありがとうございました。部長とスポーツ振興課長のご意見をお聞きして、実効性のある取組をやっていくと、決して目標をぐっと下げたわけではなくて、実効性のある取組をやっていくんだという意気込みが感じられましたので、理解いたしました。ありがとうございました。

以上です。

【山本(由)委員長】ほかに質疑はありませんか。

【中村(泰)委員】総合計画で世界遺産についてなんですけれども、あまり記載がないのかなというふうに思っているんですが、総合計画において世界遺産の取組がどのようになっているのか、まず、概要だけでもお知らせいただけないでしょうか。

【馬場世界遺産課長】委員ご指摘のところでございますけれども、まず、潜伏キリシタン関連遺産については、平成30年7月に登録となって、来年3周年を迎えるところでございます。この間、1年目は来訪者が非常に増えたところでございますけれども、2年目に入って、新型コロナウイルスの影響もあって、若干来訪者が減少したところでございます。

一方で、登録の効果というか、県民の方を含めて世界遺産への関心が少し薄らいできたところがございますので、そこは引き続き県内外の方に関心を持ち続けていただけるような取組を、これまでどおり進めていく予定でございますので、そのあたりはご理解いただければと思っております。

【中村(泰)委員】今、おっしゃっていただいた

状況はよくわかります。何とか世界遺産に対して関心を持っていただくことが大事だろうなとは思いますが、すみません、私が探せなかったのかもしれませんが、この概要にはなくて、ほかのところはまだ十分見てないんですけれども、記載しないということ、そのあたりはどうでしょうか。

【馬場世界遺産課長】具体的には第153号議案の96ページ、「地域に新たな価値を付加する魅力ある観光のまちづくりの推進」に記載がございます。

その他にも、重点戦略の中に3周年事業の取組を入れさせていただいているところでございまして、先ほど申し上げたとおり、世界遺産に関する関心が少し薄らいできたところがございますので、平成30年7月に登録になって、来年がちょうど3周年でございますので、3年、5年の周期あたりで記念事業をやらせていただいて、県内外の方に関心を持ち続けていただけるような取組を続けてまいろうかと、考えているところでございます。

【中村(泰)委員】確かにこちらに書いているのは存じ上げているんですけれども、この概要になくてですね。もちろん世界遺産に認められる、登録をされるんだという時にはすごく力を入れていたと。ただ、少しずつ終息していっている感じがわかってしまって、それがすごく残念だなというところがあって、充てられている予算もほかと比べればというところもあって、その活用というのがすごく大事なんだろうなと思います。先ほどのキヤノンの取組とか、こういうことが本当に素晴らしいんだろうなと感じたところなんですけれども、せっかく登録いただいたものですので、もっと活かしていくということの方が本来大事だろうと思っておりますので、引き続き

き力を入れていただければと思います。

以上です。

【山本(由)委員長】ほかに第153号議案に関する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】それでは、ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了します。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第153号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、87番、89番、97番になります。

陳情書につきまして、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】それでは、質問がないようですので、陳情については承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般について、観光振興課長、スポーツ振興課長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けること

といたします。

【佐古観光振興課長】それでは、委員会の補足説明資料「長崎県観光振興基本計画に掲げる事項の実施状況について」という資料に基づきましてご報告を申し上げます。

後ほど、次期観光振興基本計画についても概要をご説明申し上げますけれども、こちらの実施状況につきましては、今年度で最終年度を迎えます現在の計画の令和元年度の進捗状況のご報告ということになります。

それでは、表紙をめくっていただきまして、1ページ目には現計画、平成28年度から令和2年度までの施策体系を掲げております。ちょうど真ん中の上の方に長崎県観光の将来像、その下に観光振興の方向性ということで5本の柱を掲げて、これまで取り組んでおります。

1枚めくっていただきまして、2ページ目にそれぞれ5本の柱に沿って、令和元年度の概況を記載しております。主なものを申し上げますと、1点目の産業の活性化・高度化につきましては、これは本県独自の特徴的な取組ですけれども、ホテルスタッフを「長崎コンシェルジュ」として育成をいたしまして、プラスアルファのサービスを提供できる人材の育成に努めております。

その下、こちらは令和元年度の新規事業ということになりますけれども、県内の宿泊施設におきまして、品質認証制度(サクラクオリティ)を導入していただきまして、それぞれの施設の品質を自己評価、あるいは他者評価という形で行って、さらなる品質の向上に努めるという取組を進めております。

それから、2点目、観光まちづくりと人材の育成でございますけれども、これは従来から21世紀まちづくり推進総合補助金という制度を活用いたしまして、市町観光協会が実施する取組

をソフト・ハード両面から支援を行っております。

3点目の交通基盤広域連携でございますけれども、広域連携としまして、新幹線の開業を見据えまして、関西を中心に本県の魅力を発信するという取組を進めておりまして、特に、この事業につきましては佐賀県と連携をいたしまして、共同で魅力を発信しているということでございます。その下につきましては、今度、九州横軸という形で、本県、熊本、大分3県で連携をいたしまして、様々な誘客の取組を進めております。

4点目の世界遺産関係でございますけれども、観光振興課としまして実施をしておりますのは、単に構成資産を見ていただくだけではなくて、しっかりしたガイドの方から全体のストーリーも含めて聞いていただくというのが真の価値をお伝えすることにつながりますので、巡礼センターのガイドの育成というのにこれまでも取り組んでいるところでございます。

それから、5点目、外国人観光客の誘客拡大でございますけれども、国際定期路線、これは前年度の実績にはなりませんけれども、香港エクスプレス国際定期航空路が就航いたしました。それから、多言語コールセンターも九州各県と連携しながら、できるだけ受入環境の整備に努めているところでございます。

その結果といたしまして、3ページ、4ページ、見開いていただきますと、上の方に観光振興基本計画で掲げております数値目標の令和元年の実績を中ほどに、それから、それに対しまして最終年度の令和2年の目標値に対する達成率を右端の方に記載をしております。

それぞれ数値目標の動きにつきましては4ページの方に個別で記載をしておりますけれども、

まず、観光消費総額につきましては、昨年後半の韓国人観光客の激減、それからクルーズ客船の乗客・乗員数の減少というようなことで、トータルとしましては前年比で3.3%減という状況でございます。

延べ数につきましても、ほぼ同様の要因によりまして、最終的には前年比でマイナス2.3%という形になっております。

それから、の延べ宿泊者数と外国人延べ宿泊者数ですけれども、国内の宿泊者について申し上げますと、地域別にはいろんな効果がございまして、伸びたところもございまして、トータルで申し上げますと、やはり韓国人宿泊客の減少が大きいということで、前年比でマイナス1.9%という形になっております。

それから、の国内クルーズ客船につきましても、こちらは市場が急拡大をして、その後、調整局面に入ったという状況が継続しておりますので、特に中国発着クルーズの減少に伴って、乗員・乗客数についてはマイナス21%という形でございます。

最後の再来訪意欲度、国内客の再来訪意欲度でございますけれども、こちらは世界遺産登録等の効果もございまして、意欲度としては前年度から2.2ポイント増の77.1%という形になっております。

3ページの表の右端をご覧くださいますと、最終目標に対して、令和元年時点で達成をしているのがクルーズ客船の入港数だけということでございます。さらに申し上げますと、令和2年、最終年度はコロナの影響というのが大変大きく出てくるというふうを考えておりますので、この数値目標の達成というのは非常に厳しい状況になろうかと考えております。

5ページ、6ページにつきましては、次にご説

明いたします次期計画とも関連をしますので、少し説明については割愛をさせていただければと思っております。

それから、7ページの次のページにコロナウイルスの関係で、本県で講じてまいりました対策の概要をお示しをしております。4月補正以降、数度の補正予算をいただきまして、様々な緊急対策から将来への布石、それから誘客対策というような形で、記載しておりますとおりからまでの事業をそれぞれ講じているところでございます。

それぞれの事業の概要と、それから現在の進捗の状況につきましては、2ページ以降にそれぞれの事業ごとに記載をしておりますので、後ほどご参照いただければと思っております。概略で申し上げますと、私どもの方で措置をしております対策の予算については、非常に事業者の皆様からも活用いただいて、高い評価もいただいているという状況でございます。

その結果ということで、資料が飛びますけれども、10ページと11ページに現在の宿泊客の状況をお示ししております。

まず、10ページが、県で毎月調査をしております観光動向調査の動きでございます。部長からも申しあげましたように、5月が底でございました。6月、7月と県のキャンペーンの効果、それから8月は感染者の拡大で若干落ちましたけれども、9月については持ち直しをして、それから10月、速報値でマイナス32%と記載しておりますけれども、直近で申し上げますと、こちらがマイナス23%になっておりますので、10月につきましては、前年比で申し上げて8割近くまでは確保ができていう状況でございます。

それから、11ページにつきましては、これは

九州経済調査協会が毎月発表しているデータでございますけれども、10月のところをご覧くださいますと、59.5というのが本県の宿泊稼働指数でございます。これが一昨日、また11月分が公表されておまして、11月分は74.0という数字で、これは九州で1位、全国でも2位という稼働指数でございます。初めて、前年から比較して14.5ポイント増加をしたという、プラスに転じたというのが11月でございます。

まだ、再度の感染拡大という状況も全国的にはございますので、なかなか先は見通しづらいですけれども、できるだけ今のこの持ち直しの傾向を維持して、早期の回復に結び付けたいと考えているところでございます。

以上が令和元年度の実施状況でございます。

【山本(由)委員長】 しばらく休憩します。

午前 11時 3分 休憩

午前 11時 14分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。

引き続き、観光振興課長から補足説明をお願いいたします。

【佐古観光振興課長】 それでは、引き続き補足説明資料の「長崎県観光振興基本計画（素案）」について、資料に基づきご説明を申し上げます。

まず、表紙をめくっていただきますとA3判の資料が表紙の後についているかと思うんですけども、現計画と次期計画の基本施策の比較でございます。左側に掲げておりますのが現計画、こちらは先ほどご説明しました5本の柱に沿って取組を進めてまいりました。また、その成果、それから現状・課題、方向性につきましては、中ほどに記載のとおりでございます。特に、現状・課題としましては、今般のコロナウイルスの状況を受けまして、やはり観光産業が各種

のリスクに非常に弱い部分があるというところは改めて認識をしたところでございます。

それから、コロナ後におきましては、あえて旅行に行くということで、旅行先を選択する際の意味ですとか、理由というものがさらに問われるのではないかと。それから、今後、新幹線、IRを含めて、県内大きく町のたたずまいが変わっていくということになりますので、これに合わせた対応も必要になるうかと。

そういうことを踏まえて、その下に方向性として、国内の旅行者につきましてはリピーター率を上げていく、それから滞在日数を延ばしていくということが必要、そして、外国人観光客をさらに誘客していくということでございます。それから、産業のリスクに耐えられるような体質強化の促進も必要。そして、大型プロジェクト、こちらを契機にして、より楽しんでいただける観光まちづくりというものを進めていく必要があるかと思っております。

右側の方に次期基本計画の骨子を掲げております。まず、将来像でございます。

「感動あふれる長崎県」、副題といたしまして「みんなで磨く、文化と食と真心と」。やはりリピーターを増やしていくということで申し上げますと、本県に来ていただいて感動して、それを持ち帰っていただくということが必要だろうと思っております。そういった意味で感動にあふれる長崎県をつくってまいりたいと。

そのためにということで、本県の特徴でもある「文化」「食」「真心」と掲げておりますけれども、これは歴史というものが共通のモチーフになるかと思っております。歴史の中で育まれてきた文化、それから自然ですとか、海外との交流の中で培われた食、それから外から人を呼んで歴史的に栄えてきた長崎県ということでのおもてなしの

心、そういったものをみんなで、私ども行政だけではなくて、県民の方も含めて、みんなで磨いていって、感動にあふれる長崎県をつくりたいということをお示ししております。

その具体的な施策の柱で考えておりますのが、こちらは記載のとおり1から5まで、5本柱で感動を考えております。

特に、1と2につきましては、先ほど申し上げました感動を呼び起こすための施策、リピーターを増やす、それを誘客につなげると。もちろん、リピーターの方というのは、また来ていただくことはもちろんですけれども、いわゆる本県の伝道師となっていて、お近くの皆様に長崎県の魅力を伝えていただけるという効果もございましたので、そういう意味で感動・体験をどんどんつけていきたいと考えております。

3つ目以降は、後ほど素案そのものの中でご説明をいたしますので割愛をいたします。

次に、A3判で数値目標の比較を掲げております。左側が現計画の目標、観光消費総額から国内外のクルーズ客船入港数というものを掲げて取り組んでまいりました。

次期計画におきましては、大きな見直しとしまして、我々のミッションを明確化するという意味で、基本目標というものを一つ定めようと考えております。こちらが観光消費の総額でございます。

その下に重点評価指標として、延べ宿泊者数から国際定期航空路線利用者数までを掲げようと考えております。

基本目標が目的で、その下の重点評価指標がその目的を達成するための手段という考え方もできようかと思っております。

個別の指標でちょっと補足をいたしますと、宿泊者の観光消費額ですけれども、これまで総額を掲げておりましたが、数を追っていくとい

うのがなかなか厳しい時代に入ってまいりますので、今後につきましては、その消費の単価、そこに着目してフォローしてまいりたいと考えております。

それから、再来訪意欲度ですけれども、こちらは意欲はあっても行動が伴わないということでは、実際の消費にはつながりませんので、次の計画では実際にリピーターとして訪れていただいたかどうか、その部分をフォローしてまいりたいと考えております。

目標値につきましては、それぞれ数字を掲げておりますけれども、概略で申し上げますと、国においても観光ビジョンを掲げて、目標をお示しされています。それを参考にして、本県の特殊要因、例えば出島メッセの開業ですとか、新幹線の開業、そういった特殊要因を加味して、最終的な目標値を設定したいと考えております。

それでは、素案そのものについてご説明を申し上げます。

まず、1ページ、策定の趣旨でございますけれども、こちらは平成18年に本県においては観光振興条例を制定いたしまして、その後、5年間ずつの基本計画を策定してきているということでございます。

それから、2ページには計画期間、来年度からの5年間を計画期間として定めるものでございます。

数値目標につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

3ページ目に推進体制を記載しておりますが、こちらは条例にもはっきり規定をされておりまして、県、市町はもちろんなんですけれども、県民の皆様、それから関係事業者・団体と一丸となって観光立県を目指していくという体制でございます。

4ページでございますけれども、SDGsへの対応についても記載をいたしております。この観光分野でそれぞれの17のSDGsの目標に関連する部分につきましては、後ほど後ろの方のページでそれぞれの施策のところに関連する目標を掲げておりますので、ご覧いただければと思います。

5ページから7ページまではご説明を割愛いたしますけれども、我が国全体の観光を取り巻く現状を7ページまで記載をしております。数値的なものも含めて記載をしております。

8ページから、少し長くなりまして16ページまでにつきましては、今度は本県の観光の現状と課題、こちら数字、あるいは他県との比較をお示ししながら、現状と課題を整理をしております。

少しご説明させていただきたいのは、17ページです。16ページまでの課題等の整理を踏まえて、まとめた部分がこの17ページと18ページでございます。

1つ目に掲げておりますのは観光の「質」の強化が必要だと。それから、まちづくりに向けた人材の確保・育成、まちのたたずまいの変化を最大限に活かすような観光まちづくり、リピーターの割合を高めていくことが必要、それからコロナを踏まえた「新たな旅のスタイル」、こちらへの対応が必要ということの一つ考えております。

次にまいりまして、いわゆる観光関連事業者の人材確保・育成ですね。産業を支える人材を引き続き育成してまいりたいと。

それから、3つ目につきましては、観光関連事業者における安全・安心対策、高付加価値化、そして、リスクへの対応。

それから、大型プロジェクトの進展に伴いま

して、ハイグレードなホテルの立地が予定をされており、富裕層の来県が増えるということを見越した富裕層対応のサービスの提供が必要ということを考えております。

18ページにまいりまして、本県は他県と比べた場合に、近場からの旅行者、これは県民も含めてですけれども、もともと割合が低いという状況がございます。そこは逆に言うと伸びしろというふうにも捉えられますので、そこにも対応していくと。それから、コロナを踏まえたワーケーション、そういった「新しい旅のスタイル」への対応、それからデジタル技術の活用等も検討してまいりたいと考えております。

インバウンド関係でございますけれども、これは県内にも様々な観光コンテンツが既にご覧いただけますが、そういうものの中でインバウンドの方にも訴求できるようなものをカスタマイズしていくという取組を進めてまいりたい。

それから、多言語対応ですとか、二次交通の利便性向上で受入れ環境整備、それから情報発信の強化、国際定期航空路線の維持・拡大。

クルーズ船につきましては、できるだけ経済効果を高めるような取組を、単に誘致だけではなくて、そういう取組を進めるということで、今5点説明いたしましたけれども、その矢印の下にそれぞれ記載をしておりますのが次期計画での5本柱ということで考えております。

資料19ページ、20ページは、先ほどの5本柱の概要をお示ししておりますけれども、個別の施策につきましては21ページ以降でご説明をいたします。

21ページをご覧いただきまして、一点目、「1. 観光まちづくりの推進」でございます。

は文化観光推進法をしっかりと活用しながら、文化観光コンテンツの充実を図ってまいりたい

と。それから、本県を舞台とする漫画、小説等の創作支援、これを「聖地巡礼」といった形で交流人口拡大に結び付けてまいりたい。

食を活かした観光の推進、我々県民は長崎県の食というのを非常に評価をしているんですけれども、遠距離に行けば行くほど、なかなかそれが伝わってないという部分がございますので、これをしっかり魅力をお伝えしていきたいと考えています。

スポーツツーリズムでございますけれども、これはサイクルツーリズムとか、諫早市の本明川のポート、これをカヌーやSUPなどの水上スポーツの拠点になるよう目指してまいりたいと。それから、長崎スタジアムシティプロジェクト、こちらも現在動いておりますので、このプロジェクトとしっかり連携をしながら、交流人口の拡大につなげてまいりたいと。

は教育旅行、修学旅行は本県の強みでございますので、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

はそれ以外の多様な体験型観光の推進ということで、夜型、朝型の観光コンテンツを今以上につくっていくということが滞在日数の増加につながりますので、光ですとか、港、あるいは魚市場といったものを切り口にコンテンツの開発に取り組んでまいりたいと思います。

それから、雲仙温泉街におきましては、今、非常に宿泊施設も大きく変わろうとしております。県民生活環境部の方では、地域の上質化の事業も進めているところですので、私ども観光サイドとしては、そこで楽しんでいただけるような体験コンテンツ、こういったものを市町と一緒に作り込んでまいりたいと考えております。

23ページにまいりまして、観光まちづくりを

牽引する人材というのが、どうしても県内全体を見回しますと不足している状況でございますので、こちらの人材確保・育成も進めてまいりたいと考えております。

一つ飛びまして、(2)大型プロジェクトをしっかりと活用して、来ていただいた方には感動を持ち帰っていただけるような観光まちづくりを進めたいと考えております。

(3)で2つの世界遺産の保全と活用でございます。この登録効果が薄れていくというのは、他県の事例を見ても否めない部分は当然あるわけですが、それであきらめるということではなくて、効果的に長崎県の世界遺産を県外、あるいは国外に発信できるような施策についても引き続き検討してまいりたいと考えております。

それから、二点目、24ページの「2.訪れる人に期待以上の満足を感じさせる「おもてなし」力の向上」でございます。

(1)で長崎コンシェルジュの育成に現在努めておりますけれども、今、個々の人材の育成という形なんですけれども、これをできるだけネットワーク化を図りまして、例えば長崎においていただいた方に、次の機会には佐世保に行ってくださいとか、そういうコンシェルジュ同士の送客もできるようなネットワーク、あるいはレベルアップのためのネットワークづくりを進めてまいりたいと考えております。

(2)につきましては、観光ガイド、あるいは高校生を対象にした講座等の開催で人材の確保・育成に引き続き努めてまいります。

25ページ、(3)ユニバーサルツーリズムでございますけれども、今年度にワンストップ窓口を構築いたします。次年度以降ですけれども、当然県全体のワンストップ窓口は今年度できま

すが、それをしっかりと県全体で面としてユニバーサルツーリズムを推進していくうえでは、やはり市町、観光協会等と連携をいたしまして、地域の拠点というのにも必要になろうかと思っておりますので、そういったものを引き続き進めてまいりたいと思います。

26ページ、「3.安全・安心対策や観光産業の高付加価値化」でございますけれども、安全・安心につきましては、例えばコロナの治療薬、ワクチン等が開発された後も、やはり旅行者の中ではスタンダードになると考えておりますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えます。

それから、高付加価値化、消費額を上げていくうえで最重要になりますので、宿泊施設における取組の支援ですとか、異業種の方と連携をして、地域に満足してお金を落とさせていただくような取組についても支援してまいりたいというのが(1)の部分でございます。

27ページの(2)観光関連産業の企業体質の強化ですけれども、こちらは産業労働部ともしっかり連携をしながら、できるだけリスクを最小化するような企業体質の推進、そういったところに取り組んでまいりたいと考えております。

(3)につきましては、先ほども申し上げましたけれども、富裕層の来県が予想されますので、それらの方々向けのコンテンツ、それからサービスの向上に取り組んでまいります。

次がIRです。ハウステンボスにつきましては、現在も重要な観光拠点でございますけれども、こちらにIRが立地するということになれば、やはり本県の観光を次のステージに上げていくようなことになってお思いますので、今後、観光の立場からもしっかりこの動きに参画をしながら、実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

28ページ、29ページにつきましては、「4. 誘客の促進と周遊観光の促進」でございます。

(1)が、これは従来から取り組んでおりますけれども、ニーズとかターゲットに応じた訴求力のできるだけ高い形でのプロモーション、特に、 の例というところに書いておりますけれども、近場からの旅行者が少ないというのが本県の課題だと考えておりますので、九州、あるいは中国地方へのプロモーションを強化してまいりたいと考えております。

(2)はコロナを踏まえた新たな需要をしっかりと捉えていくと、マイクロツーリズムですとか、県内旅行の促進でございます。

(3)で申し上げますと、29ページの に記載をしております佐賀県との連携でのデスティネーションキャンペーン、それから九州横軸での連携、これは引き続き進めてまいりたいというふうに考えています。

(5)につきましては、現在の先端技術を活用したマース(MaaS)をはじめとして、そういったものを観光の中で何とか活用して効果に結び付けていけないか。あるいはマーケティングの強化に結び付けていけないかということを検討してまいりたいと考えております。

30ページにつきましては、MICE誘致の強化とMICEをきっかけにした県内周遊の促進でございます。

31ページから33ページまでは、インバウンド観光でございますけれども、31ページに として東アジア、東南アジア、欧米を主なターゲットにして観光コンテンツを磨き上げていくと。併せて、リスク分散という意味で誘客の多角化を図る予定にしております。

それから、少し飛びまして(2)の二次交通、それから多言語対応、こういった受入環境も引

き続き、今後につきましては個人旅行がさらにインバウンドにおいても進展するという傾向にありますので、こういった受入環境をしっかりと整備をしてまいりたい。

32ページにまいりまして、同じく受入環境でございますけれども、海外 TAを利用した訪日というのが増加してまいりますので、県内の事業者の皆様にはそういったものをしっかりと活用していただきたいと考えているところでございます。

(3)は、これは戦略的な情報発信、「長崎」という単語は、海外では知名度はございますけれども、それが観光地という認識までは少し弱い部分がございますので、そこを強化してまいりたい。

(4)国際定期航空路線につきましては、 に記載しておりますけれども、台湾からの新規の誘致、それからソウル線の再開、あるいは東南アジア、成長市場の東南アジアからの積極的な誘致に取り組んでまいります。

(5)クルーズ船につきましては、33ページの に記載をしておりますけれども、寄港地ツアーの周遊性の向上ですとか、県産品の販売促進、こういったことで本県の経済的な効果を上げていく取組を推進してまいります。

少し長くなりましたけれども、以上が素案でございます。今後のスケジュールでございますけれども、本委員会でもご意見をしっかりといただいたうえで、年内に県内の各市町、観光協会等と地域別で意見交換会を実施いたします。そのうえで1月に県の観光審議会にもお諮りをして、2月定例会で議決をいただくという予定で今後進めたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。

なお、昨日、最後に申し上げましたとおり、議案外で現時点で通告をされてない方についても、この観光振興計画についてのみ、議案外の20分の中に含めていいということで申し上げましたので、そこはされて結構でございます。後ほど議案外の方でよろしくをお願いします。

次に、ながさきスポーツビジョン素案について補足説明をお願いします。

【野口スポーツ振興課長】 それでは、「ながさきスポーツビジョン(2021-2025)素案」についてご説明をさせていただきます。お手元の資料をご参照ください。

今回のスポーツビジョンの策定につきましては、県民の皆様から見ても、できるだけ見やすい、読みやすいレイアウト、さらに少しでも目を通そうと思っていただけるような内容、わかりやすい内容を心がけて素案を作成いたしましたことを、まず最初に申し上げさせていただきます。

それでは、1ページ目のビジョンの概要についてでございます。

1、ビジョン策定の背景及び趣旨におきましては、本県の流れ、国の流れを説明するとともに、新型コロナウイルス感染症、SDGsにも触れた記載をしております。

2つ目、ビジョンの位置付けでございますが、本ビジョンがスポーツ基本法に基づく「地方スポーツ推進計画」であること、また、本県の「長崎県総合計画」及び「長崎県教育振興基本計画」の下部計画であることを記載しております。

3、ビジョンの期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間でございます。

次、2ページ目でございます。ここでスポーツとはということで、スポーツ基本法における

理念、それからスポーツは過大な負荷をかけずとも、うまくはなくとも、楽しみながら体を動かすことがスポーツであることを記載するとともに、スポーツの参画の仕方として、「する」「みる」「ささえる」の要素があること、それからスポーツの例として、散歩やサイクリングのほか、本県の特色と言えるものとしまして、八丈揚げやペーロン、これもスポーツではないかというようなことを取り上げております。

また、下段にスポーツの力としまして、スポーツには健康長寿社会、平和で持続可能な社会を実現させる力、地域・経済を活性化させる力などがあることを記載しております。

次に、3ページ目に新しい生活様式におけるスポーツの在り方としまして、適度な運動・スポーツを行うことによって得られる効果、安全に運動・スポーツをするポイントを記載しております。

次に、4ページ目、ビジョンの基本理念といたしまして、「長崎の未来をスポーツで創る」といたしまして、スポーツにより県民が健康な体で生きがいをつくり、将来を担う子どもたちの健全な心と体を育み、県民に感動や活力を与え、地域に賑わいや豊かさを生み出していく、そのような長崎の未来をスポーツで創るというふうに定めております。

次に、2、基本方針につきましては、県民スポーツの振興を目的とした生涯スポーツの推進、子どものスポーツ機会の充実、競技スポーツの振興、スポーツを通じた地域の活性化と、トータル4つの基本方針で整理いたしまして、それぞれの基本方針ごとに5年後にどのような状況になっているか、これを目指すかについて記載をしております。

次に、5ページの3、施策体系でございますが、

各基本方針に従う具体的施策を記載しております。県の施策としましては、当然にこれまでの継続性を持たせる必要があることをベースといたしまして、現施策項目に加えて幾つか新たな指標並びに施策項目を設けております。

基本方針1の指標についてですが、成人の週1回以上のスポーツ実施率について、これはスポーツ振興課が5年に1回調査しております県民アンケート調査では、令和元年度の実績値47.9%となっておりますけれども、毎年度把握できる数値を指標とすることが望ましいということもございまして、県総合計画の指標でとりました県民意識アンケート調査の結果をもちまして45.5%を現況としております。

目標の設定の仕方、それから総合型地域スポーツクラブの会員数につきましては、先ほど宮本委員からの質問にお答えしましたとおりの設定でございます。

以下、基本方針ごとに指標を設定いたしております。基本方針2につきましては、全国体力・運動習慣等調査における全国平均以上の種目数、体育の授業で運動のやり方やコツがわかった児童生徒の割合、基本方針3につきましては、国民体育大会の順位、本県ゆかりの日本代表選手数、基本方針4につきましては、スポーツ合宿参加者数とスポーツコンベンション参加者数をそれぞれ数値目標として定めております。

次に、6ページ目以降、個別の説明に入りますが、全体的な構成としましては、基本方針ごとに最初の2ページで現状と課題、それから、次の2ページで具体的な施策を記載するという構成になっております。

まず、基本方針です。基本方針1と基本方針4につきましては、実は当スポーツ振興課の直接の所管事務でございます。それから、もちろん

連携はしておりますけれども、基本方針2と基本方針3は、教育庁の体育保健課の所管でございますので、ここでは時間の都合上、特に基本方針1と4を中心に説明をさせていただきたいと存じます。

それでは、まず6ページと7ページ目、基本方針1の現状と課題として、県民のスポーツ実施状況、それから総合型地域スポーツクラブの状況、県民の健康の状況、県民の高齢化の状況について記載をしております。スポーツの実施状況につきましては、県民意識アンケート調査の結果と全国調査の結果を比較しまして、20代以外は全国平均を下回っていること、それから、スポーツを週1回以上できなかった理由などを記載しております。

総合型地域スポーツクラブの状況では、認知度が低いこと、それからクラブ数、会員数ともに減少傾向にあること、会員数だけでなく、指導者、後継者の確保といった課題についても記載をしております。

健康の状況では、健康寿命が男女とも全国平均に至っていないことなどを記載しております。

高齢化の状況では、本県が全国平均を上回る速さで高齢化が進んでいることを記載いたしております。

次に、8ページ目と9ページ目の具体的施策でございますが、まず、1のスポーツ活動への参加の促進におきましては、(1)スポーツ活動の機会の充実として「ながさき県民総スポーツ祭」や「県民スポーツ月間」について取り組むようにしております。(2)スポーツ活動への参加促進に向けた普及啓発では、地域スポーツ情報の発信やがんばらんば体操の普及啓発に努めることとしております。

2のスポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」

の充実では、総合型地域スポーツクラブの拡大充実のための施策、それから、(2)としましてスポーツを支える活動の推進として、スポーツ推進委員等の指導力と資質の向上などを記載しております。(3)としまして、既存施設の有効活用によるスポーツ環境の整備では、学校の体育施設とか、余裕教室の有効活用の推進等について記載をしております。

3、スポーツを通じた健康増進・生きがいづくりとしましては、(1)健康・体力づくりの推進として、健康・体力づくりに関する情報発信や職場における健康づくりの取組、それから「ながさき3MYチャレンジ」運動の普及啓発、「ウォーカブルなまちづくり」の推進について記載をしております。(2)としまして、高齢者がスポーツを楽しむ機会の充実では、スポーツやレクリエーションの普及推進やねんりんピックの開催について記載をしております。

4の障害者スポーツの推進としましては、(1)障害者スポーツの裾野を広げる取組として、指導者派遣、障害者スポーツ大会やスポーツレクリエーション教室の開催、アスリートや指導者との交流について記載をしております。

次の11ページには、もっと知ってもらいたいというコラムの趣旨で、「総合型地域スポーツクラブ」、それから「ながさき3MYチャレンジ」、「ウォーカブルなまちづくり」の説明を記載しております。

次の12ページ以降の基本方針2と3につきましては、当課の事業とも関係する部分としまして、15ページの4の(2)持続可能な運動部活動の在り方研究・推進におきまして、学校部活動の受け皿としての総合型地域スポーツクラブとの連携について記載をしております。

飛びまして20ページからの基本方針4、スポ

ーツを通じた地域活性化についてご説明いたします。

まず、現状と課題についてでございますが、スポーツ合宿・大会誘致について、スポーツ合宿とスポーツコンベンション参加者数の実績を記載しておりますが、基本的には増加傾向でございます。今後も受入環境の整備や情報発信に努めることで、新規の合宿・大会の誘致に向けての取組が必要であることを課題として記載しております。

海外チームキャンプの誘致につきましては、海外ナショナルチームキャンプ受入実績を記載しております。

こうした実績を一過性のもので終わらせることなく、キャンプ実施を定着化させるなど、スポーツによる地域のブランド化をさらに推進していく必要があることについて、課題として挙げております。

それから、長崎県スポーツコミッションにつきましては、本年度で5年目になりますけれども、これまでの実績を踏まえただうえで、将来にわたって求められる役割を担っていくためには、持続可能な組織体制の構築や戦略の構築、ノウハウの継承といった運営面の強化などの改善が必要ではないかというふうに記載しております。

それから、プロスポーツクラブについてでございますが、V・ファーレン長崎におきましては、さらなる交流人口の拡大のため、県外から訪れるアウェイ客の誘致が必要ではないかと。また、新たに誕生した「長崎ヴェルカ」につきましても、県民に親しまれるクラブとなるよう情報発信とか、クラブと自治体との連携体制を構築していく必要があることについて記載しております。

最後に新型コロナウイルス感染症につきまし

て、スポーツ合宿や大会の誘致に取り組むに当たって、新しい生活様式に対応した受入体制を整備する必要があることを記載しております。

22ページ、23ページで具体的取組を述べております。スポーツツーリズムによる地域の活性化では、（1）地域が主体となったスポーツ合宿・大会の誘致促進として、体制整備、リピーターの確保、スポーツコミッションの体制強化について記載をしております。

（2）の海外チームキャンプ誘致の推進では、国際大会の事前キャンプの誘致、リピーターの確保、それから武道ツーリズムの推進について記載をしております。

（3）のスポーツを通じた国際交流の推進や本県の情報発信では、海外チーム選手と県内競技者が一緒にトレーニングを行うなどのスポーツ交流、それからキャンプ実施国のメディア等の招聘による情報発信について記載をしております。

（4）のサイクルツーリズム等のスポーツツーリズムによる観光振興と地域活性化では、先ほどの観光振興の計画でもございましたけれども、サイクルツーリズムの推進、特に、島原半島においてナショナルサイクルルートの指定を目指していくこと、それからボート公認コースの認定取得では、諫早市の本明川ボート練習場について日本ボート協会公認コースの認定取得を目指すことのほか、アーバンスポーツの可能性検討についても記載をしております。

それから、2つ目、プロスポーツクラブを活用した地域の活性化につきましては、クラブを活用した地域の賑わいづくり創出として、県民がスポーツに触れ合う機会の充実、自治体の連携体制の構築、県外から訪れるアウェイ客の誘致について取り組むことを記載しております。

それから、（2）長崎スタジアムシティプロジェクトの連携としましては、スポーツイベントの誘致に対する協力、スタジアム建設とか、九州新幹線西九州ルート開業を機に、民間及び関係自治体が一緒になって賑わいづくりの創出に向けて取り組んでいくことを記載しております。

次に、24ページのビジョンの実現に向けてでは、推進体制として部局横断的な取組を推進していくことと、各市町におけるスポーツの推進、県スポーツ協会をはじめとする関係団体との連携について記載をしております。

また、進捗状況の評価として指標の年度ごとの目標値を記載いたしております。

25ページ目には、今後5年間に予定されている主な競技大会を記載しております。

それから、26ページ目のスポーツとSDGsでございますが、SDGsについてはできるだけ具体的に、どのようなスポーツの取組がSDGsの達成につながるのかを記載したいと思い、このような形として掲載しております。

27ページ目には、コラムとしてeスポーツを記載しておりますが、eスポーツにつきましては、現段階ではスポーツ庁がeスポーツを所管事務としていないこともございまして、スポーツビジョンの基本方針に中に入れることは厳しいと判断いたしました。しかしながら、リアルなスポーツの振興につながる可能性や障害者のスポーツ機会という観点もございまして、このようにコラムとして取り上げることで問題提起をしたいと思っております。

それから、今後の策定のスケジュールでございますけれども、今回の議会を経まして、12月にパブリックコメントを実施いたします。これを年を越えて12月21日から1月20日までいたし

ます。それから、長崎県スポーツ推進審議会を2月上旬に開催いたしまして、2月議会に皆様にお諮りをさせていただき、3月中の完成、4月以降の配付というふうに考えております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、議案外の質疑の方からやりたいと思いますが、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時30分 再開

【山本(由)委員長】 それでは、会議を再開いたします。

これより、議案外の所管事務一般について、事前通告に基づき質問を行います。

委員の方で、順次お願いします。

【中村(泰)委員】 お疲れさまです。2つ質問をさせていただきます。

まずは、デスティネーションキャンペーンに対する取組であります。私も以前、東京で働いていた時とか、山手線に乗った時、東海道線に乗った時とか、よく駅でたたずんでいたらデスティネーションキャンペーンの広告をぱっと見るわけですね。中づりとかもそうなんですけれども、ものすごく、特に都市圏の方に見ていただく機会というのは、多分我々が感じている以上にはかり知れないものがあるということを経験で感じた経験があるんです。2年後に開業とともにデスティネーションキャンペーンが始まるということで、現在の取組状況とスケジュール感を、わかる範囲でお知らせいただければと

思います。よろしくお願いいたします。

【佐古観光振興課長】 デスティネーションキャンペーンにつきましては、全国のJRグループと一緒に展開いたしますので、国内でも最大規模の誘客キャンペーンでございます。

令和4年の秋の開催に向けまして、今回は佐賀県と共同で実施をいたしますので、10月30日に佐賀と長崎の共同の実行委員会を発足させまして、その後、11月24日の日に長崎県内の実行委員会、こちらは県内の関係の民間の皆様、官民合わせて115団体の皆様に参画をいただいて、県の実行委員会を発足させたところです。

大きな流れとしましては、来年の令和3年の秋に、佐賀市内で販売促進会議というのを開催いたします。これは通常、本番の1年前に開催いたしまして、主に全国の旅行会社の方においていただいて、佐賀県、それから長崎県のそれぞれの魅力をお伝えして、本番に向けた商品造成を働きかける、それから実際にエクスカージョンという形で県内も回っていただく、そういうイベントを来年の秋に予定をしております。

本番に向けましては、令和4年の秋になりますので、こちらは様々なオープニングのイベントをはじめ、これは長崎市内、長崎駅が中心になるとは思いますけれども、長崎市内で展開をしていくという計画でございます。

そこに向けまして、我々、受け地側の取組としては、やはり本番でおいいただいた方に、もちろん県内をできるだけ周遊をしていただいて、新幹線沿線だけではなくて、離島も含めたところで県内を回っていただきたいと、そのための着地型の商品づくりですとか、受入態勢の強化、そういうところをしっかりと取り組んで、令和4年秋のDC期間中だけではなくて、その後も残るような観光まちづくりというのを進

めてまいりたいと考えているところでございます。

【中村(泰)委員】 よくわかりました。

ただ、それぞれがということと、そこはもちろんだ当然でありますし、また離島も含めた売り込みということも本県にとっては極めて重要な話だろうと思います。詳しくはここが所管外なのでコメントは控えるんですけども、佐賀県といかにしてうまく関係を構築するのかというところが極めて大事な視点であろうと思います。「SとN」という雑誌が長崎県、佐賀県を結ぶ極めて有効な雑誌であるということをお観光振興課からお伺いをいたしました。

観光の面では、長崎と佐賀というのは本当にいい関係で一つになっているお話も伺っております。やはり新幹線の開業です。そして、その後を見越した時に、首都圏の方から見て、本当に長崎と佐賀は一体感があるなと思っていただけることが極めて重要であろうと思います。

今からスタートであるということで、これからはだとは思いますが、例えば佐賀であれば維新博ですごく好評を博して多くの方が来られたと。当然長崎は幕末からの歴史ということで、佐賀は鍋島藩、長崎は出島であるとか、また、そこが新幹線でつながるところで、首都圏の皆さんに与える歴史という視点からのイメージというのはものすごく大きいんじゃないかなと私自身は思っているんですけども、歴史という視点も含めて、今後、これまでに培った観光振興における融和ということも含めて、もうちょっと踏み込んで、今後、佐賀県との連携ということについて、デスティネーションキャンペーンにおける連携ということをご答弁いただけないかと思います。

【佐古観光振興課長】 佐賀と長崎につきまして

は、例えば江戸時代にしても佐賀藩の領地が長崎県内にあったり、あるいは対馬藩の領地が佐賀県の田代領とかにあったということで、歴史的にもつながりが、もともとは肥前の国、壱岐、対馬も別にございますけれども、肥前の国で一つですし、そういう歴史的なつながりというのは非常に強いということは間違いのないところでございます。

今後、DCに向けましては、県内周遊をできるだけ広くさせていきたいということは佐賀県も長崎県も同じ考えでございます。旅行の行程を考えた時に、先ほど離島と申し上げましたけれども、今回、JR6社との協働ですので、例えばJR西日本ですと関西圏から博多に来て、そこから船で壱岐、対馬に行っていただくとか、あるいは福岡を中心に玄界灘沿いに唐津、松浦、平戸、あるいはそこから佐世保まで足を延ばしていただく、それから有明海沿岸で島原半島へと。「SとN」でも取り上げたように、そういう共通のルートというのは私どもとしても今想定しておりますので、そういったものを佐賀県としっかり連携しながら作り込んでいきたいと考えております。

【中村(泰)委員】 わかりました。

やはり佐賀県とどれだけ一つになっていくのかということと、観光においてはウィンウィンの関係でなければならないというのはお互いの認識にあると思いますので、一つの今後の佐賀県との友好関係を培ううえでも観光振興に大きな期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、総合型地域スポーツクラブについてでございます。先ほどスポーツビジョンでかなり詳しくご説明をいただきましたが、今、人口減少社会で、また過疎化が進んでいるとこ

るで、昔ならば各学校でどんなスポーツもできたというか、自分がしたいスポーツがすぐ近くにあって本当に困らなかったんですけども、そういった人口減少や過疎化といった時代の背景の中で、やっぱり国としても総合型地域スポーツクラブを今積極的に推進をしているところだと思います。

地域に入っていく時に、前だったら本当に野球をしているような声とかが響いていたんですけども、少なくとも私の地元では誰も野球をしてないというか、子どもじゃなくて大人もそういうことをしているのを見なくなっています。やはりスポーツが、地域を活性化する大きな役割を担っているんだと私自身は思っております。

そういった地域活性化、そしてスポーツ振興というところで、政治は何ができるのかということで、ただ、この総合型地域スポーツクラブというのは国が応援をして、それを活性化することで、例えばtotoの助成金であるとか、そういったことを積極的に支援できる、唯一とは言わないですけども、本当にダイレクトにスポーツ振興に関わることができる大きな手段だと私自身は思っております。

しかしながら、現在、総合型地域スポーツクラブ数であるとか、会員数を今回の資料から拝見すると、直近では数字が落ちてきているという状況でございます。今後、総合型地域スポーツクラブを推進していくという県の大きな目標は立っているんですけども、現状、落ち込んでいる原因と、またそれを活性化するための対策についてお知らせいただければと思います。

【野口スポーツ振興課長】総合型地域スポーツクラブは、住民による自主的な運営が必然というか、成り立ちとなっております。委員ご指摘のとおり、今、会員数についてもクラブ数につ

いても若干減少の傾向があるんですけども、私どもが分析したところでは、自主的な運営において、運営する側の高齢化とか、後継者が不足している、そういう問題がございます。したがって、クラブ運営自体が厳しいクラブもがございます。それと、なかなかそういう状況なので会員数拡大に対するPRとかにも取り組みにくいという状況がございます。

私どもとしまして、さらなる拡大を図っていくために、今、認知度が非常に低い、この認知度のアップも当然取り組む目的としておりまして、クラブの会員数を今回ビジョンでも目標として掲げたところでございます。

併せて、質的な充実を行うことで、そのこともクラブを活性化させていく、会員を増やしていくことにつながっていくであろうということで、質的、量的、両方の側面から積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【中村(泰)委員】原因の一つに高齢化があるんだということ、あと後継者がいないということで、なるほどというふうに思いました。

ただ、スポーツをやっている方というのは若い方もすごく多くて、スポーツであったらボランティアで何でもするよという若者も多いと思うんですね。若者に対して伝えていくことがいかに大事かというのを今改めて感じたところです。恐らく総合型地域スポーツクラブという存在自体を知らない若者もすごく多いんじゃないかと思っておりますので、私自身も若い世代と接する中で、こういう仕組みがあるんだよというのは当然伝えていきますし、そういったところの取組も重要であろうと思います。

続きまして、総合型地域スポーツクラブということで、今、V・ファーレン長崎が長崎にお

いて地域貢献をしようと積極的に取り組んでいただいていますけれども、V・ファーレン長崎と総合型地域スポーツクラブの連携というか、ともに活性化していくための何か施策をお持ちであればお知らせください。

【野口スポーツ振興課長】ビジョンの方にも記載をしておりましてけれども、クラブの認知度向上と会員数増加を基本的な目的といたしまして、V・ファーレン長崎のホームタウン活動との連携に取り組んでまいりたいと考えております。

Jリーグは、ホームタウンを持つことがクラブの基本になっておりまして、V・ファーレン長崎につきましては県内21市町がホームタウンという位置づけをされております。ですから、このV・ファーレン長崎の地域貢献活動と、それからクラブが共同でイベントを実施することで、チームの知名度を活用してクラブのPRを行うこととか、V・ファーレン長崎サイドからしましても、観戦客、ファンの拡大や地域貢献活動によるJリーグからのクラブ評価向上にもつながるような相乗効果、ウィンウィンの効果が認められますので、特にこれはまたバスケットにも広げていけないかというふうに考えております。そういう取組を実施したいと思っております。

【中村(泰)委員】ホームタウン活動ということで、恐らくスタジアムができてからとか、V・ファーレン長崎のスタジアムを使いながらとか、またいろいろそういったことが出てくると思います。

私も学校で育友会などをしておりますけれども、やはり保護者に聞いたら、イベントとして何をしてほしいのかとなった時にV・ファーレン長崎の選手と交流したいという声をすごく聞

くことがあって、実際交流するイベントを今度することになるんですけれども、この間、高田春奈社長がいらっしゃった時に、すごく覚えているのが、自分たちが地域貢献をする理由というのは、ファンになっていただいて、そのファンの方がスタジアムに来てお金を落としてくれるんだと、結局そこでお互いにとってウィンウィンになるんだということを言われて、当然のことなんですけれども、はっとして、それでやはりV・ファーレン長崎としても自分たちの収益になるという正のサイクルがそこで回るんだということを改めて知ったところであります。

地元においても、V・ファーレン長崎に対する期待もあるんですけれども、また、一方で反V・ファーレンというか、V・ファーレン長崎が頑張りすぎることでほかの方がちょっとやりにくさを感じるという声も伺うこともあるので、そこはバランスをとっていただきながらということもあろうかと思えます。しかしながら、期待の方が大きいのかなということもありますので、最後に、改めて今後、県がV・ファーレン長崎との連携をより一層強化しながら、県のスポーツ振興にどのように結び付けていくのか、お知らせください。

【野口スポーツ振興課長】確かに地域スポーツとV・ファーレン長崎とか、プロスポーツクラブをどのように結び付けていくかでございますけれども、今、直接的にV・ファーレン長崎と総合型地域スポーツクラブを結び付けるという取組もしておりますけれども、それ以外の部分でも何か地域課題とか、県の施策のあらゆる部門で連携ができないかなということを今取り組もうとしております。そのことによって、いろんな波及効果が出てくるのではなかろうかと考えております。

先ほど、ビジョンの中で申し上げましたけれども、今後、例えばアーバンスポーツということにも取り組む、我々検討していくというお話をしておりますけれども、アーバンスポーツに関しては若者に非常に受けがいいというか、若者の定着にもつながるような施策になるので、今後の定住人口対策にまでつながるような話もあるかもしれません。そういったことに関してモジャパネットというか、V・ファーレングループ、V・ファーレン関係も非常に興味を持っておられるところもございますので、何かそこも連携できることがないか、そういったことを一緒に検討しながら、まちづくりの視点まで広げた形で一緒に連携していけないかという取組を進めてまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。やはりV・ファーレン長崎を県民が全力で、多くの方が応援していくということで、そのような雰囲気醸成するという点においては、県の関わるところもかなりあると思います。

残りの3試合、今、ものすごくいいところにつけておりますので、何とかJ1に昇格していただいて、それを機に、もっともっと県のスポーツ振興が深まることを願わんばかりであります。

以上です。

【山本(由)委員長】 ほかにいかがでしょうか。

【宮本委員】 それでは、私から、いただいた資料をもとに、通告に従って質問をさせていただきます。

最初に、令和3年度の「長崎県重点戦略（素案）」の中から2つほどお聞きいたします。

41ページになりますけれども、新規事業として挙げられているんですが、長崎県文化観光推進事業5,700万円とあります。これは非常に興味

ある事業であります。まず、この概要についてお聞かせください。

【村田文化振興課長】 この基本方針の中で、令和7年の国民文化祭の開催を見据えてというような記載もしておりますけれども、この国民文化祭には全国から歴史、文化に関心をお持ちの方々が多くご来県になられるということも見込まれておりますことから、今後、さらに本県固有の歴史文化を活かした文化観光推進に力を入れていく必要があるものと考えております。

このため、本年5月に施行されました文化観光推進法、これは地域の文化施設とか、あるいは文化資源を活かした活動によって交流人口の拡大を目指すということを目的に、国の方で法を整備されたものですが、その支援制度、国庫補助事業がございまして、こちらが補助率3分の2ということで非常に有利な補助金となっておりますので、これを活用することで博物館、美術館等の拠点施設の機能整備、機能強化、あるいは文化資源と観光施設を連携した周遊の仕組みづくり、こういったものにつなげて、より多くの方々に本県の魅力を感じていただくということにつなげていきたいと考えております。

具体的な事業内容といたしましては、博物館等の多言語化、あるいは収集資料のデータベース化を現在図っておりますけれども、こちらをより精緻なものに高度化していくというようなものとか、あるいはWi-Fi環境の整備、そして、先ほど申しましたけれども、複数の文化施設と観光施設、飲食店などが連携いたしました周遊の仕掛けづくり、こういったものを考えているところでございます。

【宮本委員】 ここに若干、博物館等の文化観光拠点施設の機能強化と書いてあります。これは

具体的にどういったところを今想定されているのか。長崎県内で例えば歴史博物館とかありますが、具体的にどこの博物館とか美術館とかあれば教えていただければと思います。

【村田文化振興課長】まずは、本県の歴史文化の発信拠点でございます県の歴史文化博物館や長崎県美術館を考えているところでございますけれども、市町に対しましてはこうした動きというのは随時情報を共有しているところでございます。各地域の文化観光拠点となり得るような機能、施設もあると考えておりますので、そういった部分については、現在、市町とも協議を進めておりまして、そういった機能強化等に主体的に取り組むような自治体に対しては、県も積極的に後押しをしていきたいと考えております。

【宮本委員】わかりました。これは民間にも適用になるんですか。これは県立や市立、町立の文化観光拠点だけではなくて、民間も可能なのでしょうか、そこを教えてください。

【村田文化振興課長】施設自体は民間の施設でも対象となりますけれども、事業主体となり得るのは自治体や自治体と民間が一緒になった協議会といったところが事業主体になるということでございます。

【宮本委員】ありがとうございます。非常に国の文化観光推進法に基づいた補助金なので、先ほどもご説明ありましたとおり、いろんな形で使うことができる、多言語化であったりデータベースの高度化であったり、Wi-Fi設備とか、ついているのかもしれませんが、非常に有効な補助金であろうと思います。

これはもう一度確認ですけれども、個数、県から何個までですよとか、市から何個までですよというものは関係ないのでしょうか、確認さ

せてください。

【村田文化振興課長】いわゆる整備を検討する文化施設の個数というものに上限があるということではありませんけれども、ただ、1年間の補助額が5,000万円と決まっておりますので、その範囲の中で整備等を進めていくということになるかと考えております。

【宮本委員】わかりました。各市町にもこういったものがありますというのを、先ほどおっしゃったとおりアウトプッシュしていただいて、県全体でこういった補助金を使うことによって周遊を促進とあります。先ほどからいろいろ説明があっていましたが、こういった計画にもつながるものだと思いますので、また鋭意取り組んでいただければと思います。よろしく願いいたします。

もう一点、重点戦略の中から42ページになりますけれども、プロスポーツクラブを活用した地域活性化推進事業というのがあります。2,400万円計上ですが、これを検討されていますが、これについても教えてください。

【野口スポーツ振興課長】当事業にかかる新規の取組といたしまして、大きく3つございます。

1つ目は、V・ファーレン長崎のホームゲームに県外からのアウェイのお客様をお迎えするためのPR事業と、そのお客様を観光リピーターとなっていただくようなおもてなしを事業として掲げております。

2つ目が、先ほど中村(泰)委員の答弁でも申し上げましたが、総合型地域スポーツクラブとV・ファーレン長崎の連携につきまして、それを情報発信することで相互のPRを図るという取組をやりたいと考えております。

もう一つが、新しく設立されました「長崎ヴェルカ」というプロバスケットチームがござい

ますけれども、これもV・ファーレン長崎と同じように県民応援フェアみたいなイベントとか、県民招待事業をやることでチームのPRを、盛り上げをやっていきたいということで事業を考えております。

【宮本委員】アウェイの客を呼び込むというのは、交流人口を増やすという点でも大事だと思いますが、今現在はあまりそこまで協力的でなかったというような認識でよろしかったでしょうか。

【野口スポーツ振興課長】これまでも東京事務所とか、大阪事務所等において、県人会とか、関係県内企業の在京、在阪のお客様に、名古屋の県人会もでございますけれども、できるだけアウェイの長崎戦について観戦いただくような取組をお願いしたいということはやってまいりました。

それと、経済界として、商工会議所を中心として後援会が県外のPRということをやっておりますので、そういった取組に対して応援する、支援するというのを併せて取り組んでまいりましたし、今後もやっていきたいと考えております。

【宮本委員】先ほど、中村(泰)委員からもあったとおり、V・ファーレン長崎は非常に大事な本県のプロサッカーチームですので、いろんな形でご支援いただいて、ウィンウィンの立場というのは申しわけないかもしれませんが、お互いを支援していければと思います。

また、書かれていますが、「長崎ヴェルカ」についても、今後は支援を強化していくようなイメージで捉えているんですけれども、長崎ヴェルカについても、今後、いろんなゲームにおける県の補助というか、支援というのは考えられていますか、併せて教えてください。

【野口スポーツ振興課長】現段階で、長崎ヴェルカはまだ、来年の9月からスタートという形になりますけれども、実際、その運営状況とかもまだ見えてない段階でございます。ただ、せっかく県民の財産とも言えるような新しいプロチームが登場したということで、まずは県民に理解していただく、親しんでもらうと。特に、当初のゲームに関しては、県内各地を会場としてプレーをしていただくということを今計画していただいているようでございますので、幅広く県内各地域で長崎ヴェルカを盛り上げるような、ファンを育成すると、そのことがチームの盛り上げ、かつ県民にとっても新たな夢と感動を抱くような存在になるという価値づけをつくり上げていきたいと考えております。

【宮本委員】わかりました。スポーツビジョンも新しく来年度から変わります。新しくなるので、こういった形で同時進行されるのは非常にいい取組だと思いますから、これから予算確定になるように、また私も尽力してまいります。よろしく願いいたします。

続きまして、「長崎スポーツビジョン(素案)」から質問させていただきます。

スポーツ振興課長からも具体的に説明がありました。私の方から2点だけ、提案の意味も込めて質問いたしますが、まず、23ページです。

ここに、アーバンスポーツの可能性検討という項目があります。先ほどもちょっと出ていましたけれども、アーバンスポーツは東京オリンピック、パラリンピックの競技種目にもなりまして、今、非常に熱を帯びている現状です。佐世保にもそうですけれども、長崎、諫早にはスケボーパークもできました。まず、スケートボードの振興に対する県の認識を確認させてください。

【野口スポーツ振興課長】スケートボードに限らず、アーバンスポーツ全般でございますけれども、特にスケートボードに関しましては、宮本委員からもご紹介を受けた佐世保と長崎の関係者のところを私も訪問させていただきまして、実際、皆さん方が純粋にスポーツを楽しんでおられるということと、おっしゃられたのがスポーツを通じて仲間意識が強まったり、地道に技を極めることで忍耐力とか精神力の育成につながると。また、見慣れた光景の街中でスポーツに親しむことで街への愛着が生まれて、それが郷土愛にもつながりますと、そういうお話を伺う中で、非常に可能性を感じたところでございます。

今現在、スケートボードとしましては、委員がおっしゃるとおり小江と佐世保と諫早に施設がございますけれども、こういった施設をどう活用していくかということと今後の競技人口とか、それから一緒に取り組んでいただけるような民間の団体組織がないかとか、それから地元の自治体を含めてどういうふうな推進をしていくかということと、今、意見交換とかを進めながら検討しているという段階でございます。

【宮本委員】様々意見交換していただいて非常に感謝申し上げます。

そこで、ここに可能性の検討とあるんですが、これをもう一段格上げできないかなと思っています。可能性を検討する5年間の計画ですので、その中にはいろんな形で他県の取組もあり、競争が激しくなってくるかと考えているんですね。そうであれば、いち早く長崎県はアーバンスポーツに、可能性の検討ではなくて、もう一歩強いものに、推進みたいな感じにいけないかなと思っています。可能性について検討する、5年間検討するのか、それとも、検討した段階でス

ポーツビジョンにある程度載せていくのか、大きな違いが出てくると思いますが、これについては検討状況がどうかと思っていますが、いかがでしょうか。

【野口スポーツ振興課長】先ほどちょっと申し上げましたけれども、どのように関わっていくかにつきまして、各競技ごとの将来的な競技人口の見込みとか、スポーツ種目としての発展可能性、それから大会の誘致可能性、協賛企業の存在、それから地元自治体や関連競技団体の意向、これを実はもうずっと3年ぐらい前からスポーツコミッションを中心として情報収集はずっとやっております。

特に、最近注目すべきイベントとして、広島でF i s eという大きなイベントが、今年度実施されれば3回目で最後ということだったんですけれども、1回のイベントで10万人以上、昨年度は集客したと。そのイベントの中にはeスポーツなんかも一緒に入れて、新しい取組をやるというので、非常に熱狂的なイベントが日本でも開催されて、それ自身がオリンピックの予選にもなったというお話を聞いているんですけれども、このイベントを調べたところ、県と市で年間1億円ぐらいの予算を計上して、収益はほとんどないという厳しい状況でございます。ただ、それをやることでスポーツ人口を増やしたり、一緒に投資をしていただけるような民間企業を募っていくというためのシンボライズなイベントとして実施したと聞いております。ここまで我々の方でできるかどうかを含めて、その可能性も、実際予算の関係もでございますし、他のスポーツ振興との兼ね合いもございまして、そこは見極めながら、もし可能性があればどんどん取り組んでいきたいと考えております。

【宮本委員】結構かかりますね。予算としての

規模はかかるんでしょうけれども、検討していただいて、施設の充実も踏まえて検討していただければと、ちょっと提案だけさせていただきます。

併せて、27ページですけれども、先ほど課長もちょっと触れていただきましたeスポーツです。これも市場規模は非常に大きいところがあるんです。午前中の課長説明の中でも触れられていましたけれども、これはコラムというよりも、これこそ可能性の検討で挙げてもいいんじゃないかなと私自身は思うんですけれども、いみじくも今日の地方紙には広告でも出ていたところもあります。私もこれはいろんな考え方はあるんでしょうけれども、このeスポーツについて5年間、県として取り組んでいく必要があるんじゃないかと思いますが、これの計画への位置づけ、いかがでしょうか。

【野口スポーツ振興課長】委員ご指摘のとおり、非常に世界的な市場規模も大きくて、日本においても非常に発展可能性があるということで、いろんな県や自治体、市を含めて取組を開始しているということは我々も当然承知しております。スポーツの面から見ましても、eスポーツは身体に障害を持つ方でも楽しめるということと、スポーツ競技に対する興味関心を抱かせるようなきっかけづくりにもなるということで非常に意義があるということを認識しております。

実際、今、長崎県におきましても、ご存じのとおり2018年から県eスポーツ連合が、県サッカー協会協力のもとで設置されておりまして、昨年12月から日本eスポーツ連合の支部組織となっておりますこと、それから、専門学校においても新たにeスポーツコースが設立されたりしていることも認識しております。

もう一つ、県内にある誘致企業なんですけれ

ども、その企業が実際障害者をeスポーツのプロプレーヤーとして育成する取組を実施していたり、今、県内企業のビジネスマッチングを目的としてeスポーツによる県内企業間の交流リーグを立ち上げるというような検討をされております。ちょうど私が、その会社がeスポーツに取り組んでいるということで、情報交換をいたしまして、何か県として協力できないかなということ、そういった取組とかイベントのPRだとか、先ほどのリーグに参加可能な企業への呼びかけ、それから、例えば県庁のロビー、まだ調整しておりませんが、パブリックビューイングをやっているロビーを会場確保として協力できないかというようなことを一緒に進めてまいろうということで、既にお話を進めているところでございます。

こういった動きも上手に活用させていただきながら、県としてeスポーツ振興を進めてまいりたいと思っているんですけれども、片やゲーム依存症対策等の問題もございますので、ここもしっかり認識したうえで、また国の方針とか、他の自治体の状況も参考にさせていただいたうえで関わり方を検討していきたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。いろいろ調査、また、意見交換をしていただいて、これについても感謝申し上げます。

今後、おっしゃったとおりゲーム依存症の問題とこれの兼ね合いというのは難しいところですね。そこもどうか調査していただいて、長崎県にふさわしいかなと、私自身もアーバンスポーツと同様に思っていますので、可能性について、計画に載せる、載せないと同時に、この普及推進についても、県としてしっかりとご尽力いただければという要望をさせていただきます

ので、よろしく願います。

最後にもう一点だけ、「長崎県の観光振興基本計画（素案）」からお尋ねします。

これについても観光振興課長から具体的にご説明いただきました。ありがとうございます。これの21ページになります。非常に詳しい分析をされていていらっしゃるなと思って読ませていただきました。

第4章の観光振興の基本施策、これは今からやろうとしているところになるかと思いますが、この中に文化観光の推進、観光コンテンツの充実、これは非常に私も興味があるところですが、この中に私が一般質問しましたアニメツーリズムの推進については、長崎県はものすごい高いポテンシャルがあります。それを計画として推進していくことが必要じゃないかと思いますが、これについていかがでしょうか、認識を教えてください。

【村田文化振興課長】委員ご指摘のとおり、日本のアニメ、漫画はクールジャパンコンテンツとしても世界的に注目をされておりまして、もちろん地域活性化を促進するような観光資源として大きな期待が寄せられていると考えております。

県といたしましても、これまでも発信力のある漫画家とか、小説家に取材に来ていただくような、いわゆる「描いてみんな！長崎」事業に取り組んで一定の成果も上がってきているというところもございます。こうした中でこれまでに14件の作品がもう出来ております。

一方で、県の観光ポータルサイト「ながさき旅ネット」の方では、漫画の舞台をめぐるような観光モデルコースを紹介するなど、幅広いファン層に本県を訪れていただけるような、いわゆるアニメツーリズムの発展につなげることを

目指した取組は今も進めているところでございますので、ご指摘を踏まえまして、この観光振興計画の中に記載することを観光振興課とも協議をしたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。どうか検討いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【山本(由)委員長】ほかにありませんか。

【山田(朋)委員】何点かお尋ねをさせていただきたいと思います。

まず、外国人受入環境パワーアップ事業について伺いたいと思います。

この件数が891件ということ为先ほどの説明で確認をさせていただきましたが、ニーズが高かった言語が何だったのかということと、こちらの方でこの事業が終了するということとあります。九州各県と連携した取組だけれども、今後、重要性は理解しているが、今後、あり方について検討するとありますが、今後のあり方を含めて教えてください。

【佐々野国際観光振興室長】まず、件数ですけれども、昨年度の実績が891件ということで、言語でいきますと英語が388件、それから中国語が297件、韓国語が151件ということで、この3つの言語が多くなっております。言語としては全部で17言語対応ということで取組を行っております。

それから、この事業につきましては、事務事業評価の方で3年間ということでこの事業は終了しますけれども、そもそも多言語コールセンターというのは九州各県と山口県と共同で運営をしております。各県とも協議をしまして、引き続き今後も継続をしていくということで、来年度の予算要求の中でも要求させていただいているところでございます。

【山田(朋)委員】わかりました。

次に、観光の「ミライ ニナイ」手育成事業について伺いたいと思います。

県内の高校2年生を対象に長崎と佐世保地区で行っていただいたようでありますが、継続、2年目ということであれば、まず、ここに昨年度参加をした学生の中で、実際に宿泊業の方に就職をした事例がどれくらいあるのかということと、本年、人気があってかなり多くの学生に参加していただいているようではあります、コロナ禍の中で一番厳しい業種だと思います。来年度の採用の関係とかはどんな状況なのかをも併せて教えていただきたいと思います。

【佐古観光振興課長】「ミライ ニナイ」塾につきましては、昨年度から実施しております、昨年度が高校2年生を対象にして実施いたしましたので、現在の3年生ということになります。就職は来年の春ということでございます。

昨年度は、長崎会場、佐世保会場を合わせて138名の方に参加をいただきまして、その後、就職活動も進んでまいりましたので、学校経由で確認をしたところ、90名の方、65%が進学でございます。48名、35%の方が就職を希望されているようです。

この48名の就職希望者のうち、宿泊施設の採用選考を受験した方が4名、これは就職希望者の中での8.3%という数字になります。この4名全てが今のところ内定を取られているということを学校経由でお伺いしております。

ただ、進学が90名ですけれども、その中でも、佐世保にも観光学科のある大学もございますし、大学に進学するだけけれども、観光関係で今後も進んでいきたいという生徒さんもいらっしゃるというようなお話は聞いています。

ただ、就職希望者の8.3%が宿泊施設の採用選

考を受けたという数字につきましては、私自身の期待からすると、少し小さい数字かなというふうには思っております。どういうことが原因でそうなったのか、また引き続き学校の進路指導の先生のご意見等も伺いながら、今後の事業のブラッシュアップ等に結び付けてまいりたいと考えております。

【山田(朋)委員】そもそも論として、長崎県の基幹産業である観光に対しての人手不足というか、人員が充足しているかどうか、私が勉強不足でよくわかっておりませんでした、そういった担い手を確保すること、長崎県に将来的に戻って来て仕事をしてもらうための、いろんな長崎の観光の魅力を伝えたりということも学生にしているんだと思うんですが、目的はそういったことで始まったという理解でよろしいですか。

それと、今、課長が自ら言っていただきましたが、やはりちょっと少ないなと、コロナの影響が大きくあるのかなと。やっぱり採用控えをされていたりもするでしょうし、そういったことがあると思うので、コロナがなかったら、もうちょっと期待する数字になってきたのかなと思います、その辺をどういうふうに見ていらっしゃるかを併せてお願いします。

【佐古観光振興課長】説明が不足しておりましたけれども、宿泊業、飲食サービス業の求人そのものが、前年比で申し上げますと46.9%の減、これは全産業の中で最も大きな減少というふうに聞いておりますので、今回のコロナの影響で入口が非常に狭まったというのは確かにあるのかなとは考えているところでございます。

【山田(朋)委員】次に、観光振興対策として「リアル宝探し」というのを県内12エリアで行っていただいているようであります。11月1日から2

月28日までということではありますが、ほかのイベントよりも広告宣伝を見ないような、媒体にあまり出ていないような気がしていたので、正直私は存じ上げてなかったんですが、これがどのような形で今ご利用いただいているのか、その辺を教えてください。

【佐古観光振興課長】11月1日からGoToトラベルキャンペーンでの需要を獲得し、かつ県内をできるだけ周遊していただくという目的でこの「リアル宝探し」というイベントを開催しております。来年の2月末までの予定で続けてまいりますけれども、PRにつきましては、私どもとしましても、例えば新聞で申し上げると延べ9回、かつ県外も佐賀新聞、大阪日日新聞、あるいはテレビで県内のテレビ局はもちろんですけれども、NHKの九州各局を結ぶ「はっけんTV」でも紹介をしたり、それから県内の全小・中学校にチラシを配布させていただいて、そういったことでラジオ、雑誌等含めてプロモーションは行っているところです。

県内の12か所に宝箱というものを設置いたしまして、ヒントをもとにその宝箱を発見した方が報告をされるんですけれども、11月1日から11月25日までの実績として、これは延べになりますけれども、同じ方が2か所報告する場合がありますが、5,391件の報告をいただいている状況でございます。

【山田(朋)委員】県内の小学校とか、いろんな媒体を使っていただいていると、私のチャンネルがなかったようで申しわけなかったです、私が知らなただけみたいです。これは、私は観光客の方を対象と思ったんですけれども、小学生とかにも周知してくださっているということは、県民も利用するという形ですね。この数字は県民と県外との内訳とかもわかりますか。

【佐古観光振興課長】対象は県民の方ももちろん対象でございますし、今回のコロナ対策での県民キャンペーンの経験を踏まえましても、非常に県内の方に県内をご旅行いただいたと、それがふるさとの再発見につながったということもございますので、そこのところを私どもとしても県内にもしっかり周知を図ってまいりたいと考えておりますけれども、先ほど申し上げました5,391件につきましては、申しわけございません、報告された方の内訳までは把握ができていない状況です。

【山田(朋)委員】いろいろ見せてもらったら、結構おもしろそうな取組でありますので、まずは私も体験をさせていただきながら、家にいることが多くなっている県内の子どもたちにとっても、近場でいろんな経験ができると思いますので、ぜひ引き続きこの取組件数が上がるように、またさらなる周知をいただきたいと思っております。

観光動向の中で、9月は対前年比75.9%、大きく持ち直したというふうに部長説明に書いてありますが、以後の10月ぐらいからコロナの第3波の影響が全国的に出てきていると思いますが、10月の速報値とかはありますか。

【佐古観光振興課長】10月の速報値につきましては、本日の委員会でお配りしている資料の中で、前年比マイナス32%、プラスの表現を使いますと前年の68%を確保しているという数字をお示ししておりますけれども、さらに直近の速報で申し上げますと、これが前年の76.8%、少しマイナス幅が改善しております。76.8%を確保しているというのが速報でございます。

【山田(朋)委員】わかりました。10月ぐらいから、現状においてはそこまで第3波の影響がまだ出てきていないという感じなのかなと思いま

すが、今後、全国的に、福岡、大分とかもかなり出ているようでありますので、これが急がくんと下がらないように、様々な支援等をいただきたいと思えます。

もう一点、先日、委員会の視察で伺いました島原半島観光連盟、島原観光ビューローの2か所、あと島原半島で言うと雲仙温泉観光協会にも視察に伺いました。1か所行かなかったのが南島原ひまわり観光協会になるかと思えますが、それぞれの役割分担、この連盟はどのような役割を果たしているのか、そのあたりとそれぞれの予算の内訳を教えてください。

【佐古観光振興課長】まず、島原半島観光連盟でございますけれども、役割としましては、島原半島内には地域の観光協会がそれぞれございますので、一義的には例えば観光まちづくりとか、そういう受け入れのブラッシュアップ、そういったところは地域の観光協会で行っていただく。それをベースにしながら、半島観光連盟においては、主にはプロモーション、直接まちづくり的な役割を果たす場合もありますけれども、マーケティングをしたり、それに基づいて半島の統一のイメージでのプロモーションを県外向けに出したり、あるいは熊本県内での情報発信を行ったりというのが半島観光連盟の主な役割かと認識をしております。

予算につきましては、今年度で半島観光連盟が約6,900万円程度になりますけれども、その半分程度は人件費等の管理費でございます。先ほど申し上げたようなプロモーションかれこれの事業に使っている予算が約3,700万円使っているようでございます。すみません、直接私もが所管してしっかり把握してない、経営の部分を把握していないものですから、大ざっぱなご報告になりますけれども。

【山田(朋)委員】今、予算が6,900万円ということでありましたが、この出どころというか、県が全部出しているわけじゃないんですね。そのあたりの内訳を教えてください。県も幾らかはもちろん出していますよね、そのあたりを。

【佐古観光振興課長】県が地域の観光協会等に支援する場合は、21世紀まちづくり補助金の中で事業に着目をして、これは支援すべき事業というふうに判断をしたら支援をしているという状況で、先ほど申し上げた数字の内訳でいきますと、半島観光連盟に対しては今年度で416万1,000円の県の補助金というのが入っております。

その他、もうほとんどの部分は半島観光連盟で申し上げますと、島原半島の3市からの負担金でございます。

【山田(朋)委員】416万円ということでありました。それぞれの観光連盟では半島全体のプロモーションというのを一律で、一緒にトータルでやっていたいようであります。あとマーケティングということでありました。

各市の観光協会との連携、普段からの密な連携がどのようにとれているのか。一緒に連携した事業をやったりとか、その関係性は良好であるのか。例えば、イメージで言うと県北観光連盟みたいなものがあって、その中に佐世保や松浦や平戸というイメージなのかなと思えますけれども、多分実際はないと思うんですね。島原半島だけこういうをつくっている理由と、これができた歴史じゃないですが、そういうものがあればお聞かせいただきたいと思えます。

【佐古観光振興課長】半島観光連盟とそれぞれの各地域の観光協会の日常的な関係というのは、申しわけございません、私も詳細までは把握しておりませんが、当然ながらそのプロ

モーションをかけたり、素材を作成するに当たっては、地域の観光協会と情報共有しながら進めているものというふうには考えております。

それぞれ3市に観光協会がある中で、半島観光連盟が成り立った、これも申しわけございません、詳細な経過までは私も承知はしておりませんが、やはり島原半島を一体的に、県内ももちろんですけれども、県外に対して売り込んでいくというところは、それぞれの地域がばらばらにするということではなくて、ある意味では一体感のある地域でもございますので、そういう県外からのお客様をしっかりと半島全体で受け止めて地域の活性につなげていくと、そういう趣旨で活動はしていただいているというふうに考えております。

【山田(朋)委員】 わかりました。同じように島原観光ビューロー、雲仙温泉観光協会にも視察に行かせていただいて感じたのは、それぞれに様々な取組をして頑張っている姿はよくわかりました。観光連盟ですけれども、数字的なことはなかなか、抽象的なお話ばかりになってしまっていて具体的に何をいただいているのかがわからなかったもので、今回このような質問になった次第です。せっかく島原半島はもちろん一体であるということで観光連盟があるんでしょうから、しっかりと3市の観光協会ともさらなる連携を図っていただきますようお願いをして質問を終わらせていただきたいと思います。

もう一点、部長説明の4ページに長崎県物産展ということで百貨店のWeb等を活用した販売を支援するというのがありますが、このあたりの状況についてお尋ねをしたいと思います。

【長野物産ブランド推進課長】 Webを活用した百貨店での物産展についてのお尋ねでござい

ます。

現在、長崎県物産振興協会を通じまして、9月から11月にかけてWebによる物産展を実施しているところでございます。それぞれの売上につきましては企業情報ということで申し上げますが、全体としては部長説明にも記載しておりますとおり、4か所で1,200万円という状況でございます。

具体的な地域につきましては、九州地区が3か所になります。あと東京地区、首都圏での開催といった状況でございます。

売上の状況でございますけれども、Webを使って実際物産展と同時に開催をするということで、仮に実店舗での開催が困難だった場合でもWebで補完できるといったことでやったところでございますけれども、同時に開催したところの実績につきましては実店舗での売上については結構好調であった一方で、その反動でWebの方になかなか傾かなかったといった状況でございます。

年度後半に向けまして、まだ残り数か所実施しようと思っております。そういった百貨店との共同でのWebの物産展につきましては、今後どういった形でやっていくか、実績を検証しながら、次年度以降、物産展のありようについても考えていきたいと考えております。

【山本(由)委員長】 ほかにありませんか。

【ごう委員】 では、通告しておりました2点、スポーツビジョンについて1点だけお聞かせいただけます。

まず、長崎コンシェルジュ推進事業の実績と今後についてお尋ねしたいと思います。

3か年の事業として取り組んでこられて、今年で終了したコンシェルジュの事業でございますが、これまで3か年でコンシェルジュが17名

誕生したとのことでした。このコンシェルジュがどのような仕事をして、その効果がどのようにあらわれているのか、そのコンシェルジュの存在を県がどのように評価をしているのかということについてお聞かせください。

【佐古観光振興課長】長崎コンシェルジュにつきましては、これまでの取組により県内で延べ31名の方をコンシェルジュとして認定をいたしました。その後、退職された方がいらっしゃいますので、現在、ご活躍をいただいているのは26名という状況でございます。

私ども、長崎コンシェルジュの方にどういった役割を期待したかと申しますと、もちろん全国にもコンシェルジュという方はいらっしゃいまして、お客様に対して期待以上のサービスを提供する、その人がいるからまたこのホテルに来たいと思っていただきたい。あるいは、この人がお勧めするから、また同じ県内の別のホテルに泊まってみたいとか、そういう役割は当然期待をしております。それプラス、長崎という名前を冠しておりますので、やはり長崎県内の魅力をしっかりお伝えいただけるような人材を育成したいということでこの事業をやっておりまして、基本的には私どもの期待に沿ってご活躍をいただいているとは思いますが、少しランクもございまして、ゴールド、シルバー、ブロンズということもございまして、今現在、ゴールドの方は5名いらっしゃいます。このゴールドの方のレベルであれば、今申し上げたような役割をしっかりと果たしていただいているというふうに考えております。

今後につきましては、できるだけ数を増やして、例えば長崎コンシェルジュ自体の認知度が県外のお客様に対してあるかと言われれば、まだそこまではいっておりませんので、長崎コン

シェルジュがいるから長崎県に旅行に行ってみようかと思っていただけるような方を一人でも多くしていく、コンシェルジュのすそ野を拡大するということと、しっかり外向けにも発信をしていきたいと考えているところです。

【ごう委員】わかりました。基本的にこの26名の方々というのは宿泊施設に勤務をされているという理解でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

その方々ですけれども、多少深く内容を、どの程度のことをなさっているのかというのが理解できていないんですけれども、外国人対応ですとか、例えばユニバーサルマナー検定とかを受けられて、少し障害者の方の対応もできるような知識とか、そういうものまでお持ちの方なのですか。

【佐古観光振興課長】ユニバーサル検定は、申しわけございません、把握していませんけれども、ゴールドの5名の方につきましては、もちろん外国人対応ができるということを要件に認定をしております。

【ごう委員】今年でこの事業自体は終了しておりますが、今後の展開については、またさらにすそ野を広げていかれるというふうにはなっていると思うんですけれども、もう少しビジョンがどれくらいのビジョンをお持ちなのかというのを聞かせてください。

【佐古観光振興課長】トータルの数をどこまで伸ばすかというところは、まだ明確なものは打ち出してはおりませんが、今、26名いらっしゃいますが、内訳で申し上げますと、長崎地区が12名、県北地区が13名ということで、これは両地域とも観光の拠点の2つなんですけれども、ただ、私どもとしてはできるだけそこを地域的にも広げて、ネットワークをつくってお

互いに送客し合うというようなことも実現したいと思っていますので、地域を広げるとというのが課題だと思っています。

今年度につきましては、今週から第1回の勉強会を開催いたしますけれども、これまで受験をしていただけていない平戸、それから壱岐からもご参加いただけていますので、今後もそういう地域性の広がりというのを目指してまいりたいと考えております。

【ごう委員】わかりました。今後の課題が地域を広げていくということが長崎県全体の観光には必要かと思っておりますので、しっかりと取り組んでいただければと思います。

また、これは次のステップになると思いますが、観光に関わるほかの業種の方でもこういったコンシェルジュの認定の制度とかがあると、またより一層いいのではないかと考えておりますので、検討していただければと思います。

続きまして、LGBTツーリズムについて確認をさせていただきます。

このたび、来年の1月に空港内にユニバーサルツーリズムセンターを設置して、高齢者、障害者の方々のための相談を受け付けて交流人口の拡大につなげていこうというふうに今県は取り組まれております。

このユニバーサルツーリズムは、誰もが楽しめる旅行ということなんですけれども、どうしても現段階では、日本の国内では高齢者と車いすを利用するような障害者、そこに絞られているような感じがしております。しかしながら、今後、やっぱり長崎県が観光立県としてもっと交流人口を拡大していこうとした時に、私は今、国の一部ではありますけれども、取り組んでいるLGBTツーリズムということも視野に入れていろんな取組を、もう今から始めていくべき

ではないか考えているんですが、県の見解をお聞かせください。

【佐古観光振興課長】私ども、数年来ユニバーサルツーリズムに取り組んでまいっておりますけれども、これまでのところ、ご意見をいただきましたLGBTツーリズムというのは視野にはなかったと、検討もしていないというのが現状でございます。

まずは、社会全体でこの問題をどう捉えて、同じ人間として考え方等共有していくかというところが大事なかなと思いますし、そういう意味で言うと、全庁的な取組が必要なのではないかなというのが、まずは思うところでございます。

観光の分野で考えてみますと、委員からも情報をいただきましたけれども、全世界で言うと23兆円の市場があると。国内でもいろんなデータがあるようですけれども、一定数の方がいらっしゃるという情報もあるようでございます。

これは私どもの今までの取組、高齢者、障害者を対象にしたユニバーサルの経験で申し上げると、やはり行政が意識の醸成を図るだけでは、なかなか観光というのも産業でございますので、やはり利益を追求するという民間事業者によって構成をされています。高齢者、障害者につきましても、やはりそれぞれの事業者の方がビジネスチャンスというような捉え方をしていただいた時に、初めて具体的な動きが進むというのはこれまでの経験で私も痛感しております。ただ、一方で沖縄の方のホテルではLGBTフレンドリーという考え方を打ち出して、誘客も図っていらっしゃるようなところもございまして、そういう意味で私もこれまでLGBTの分野で県内の事業者の方のお考えを聞いたこともございませんでしたので、まずは事業者の皆様がどのようなお考えをお持ちなのか。あるいは

は、LGBTの方が具体的にどのようなお困りごとがあるのか、そういうことを私もちょっと不勉強でございましたので、そのあたり勉強させていただきながら、LGBTツーリズムの可能性について見極めてまいりたいというふうに思います。

【ごう委員】 ありがとうございます。

このLGBTツーリズムの先進国で言うと、スペインなどは観光収入60兆円のうちの10%をもうLGBT観光客が占めているといったデータもあります。今、日本も遅ればせながらそういった取組をやっていこうというふうに少し機運も高まってきておりますので、ぜひユニバーサルツーリズムとして全面的に打ち出すのはまだ先のこともかもしれないんですが、ただ一定言えることは、今、長崎の観光の中で、おもてなしの一つとしてはそのLGBTの方々への理解を深めていただいて、その対応をしっかりとできるような宿泊施設等が増えていく、LGBTフレンドリーなホテルが増えていくということが非常に重要なことだと思っておりますので、今課長が申されたように、少し意見交換などを進めてみていただければありがたいと思います。

続きまして、スポーツビジョンについてなんですけど、これはちょっと通告ができてないんですけども、一般質問の流れということで聞いていただければと思います。

スポーツビジョンの中の基本方針4で、スポーツを通じた地域の活性化ということで23ページのところにスポーツツーリズムによる地域の活性化、幾つか項目が挙げられております。これを読ませていただく中で、やはり私の中では、少しパラに対する記載が少ないかなと思っ

ているんですけども、これは2021年から2025年までの計画でありますので、ぜひ少しでもパラスポ

ーツの合宿の誘致等々をこれから進めていただけるようであるならば、何かそのパラリンピックに関する、パラスポーツに関する記載というのも一つあっていいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

【江口スポーツ振興課企画監】このスポーツツーリズムによる地域活性化の部分で、特に一般質問でもごう委員からご指摘がありました合宿の誘致ですね、我々としてはパラスポーツと通常のスポーツを、ごう委員からもご指摘がありましたように分けてあまり考えてはおりませんので、来ていただけるんだったら、もうパラの方でも非常にウェルカムな姿勢で臨みたいと考えております。

そのことについて、気持ちとしてはそうなんですけれども、この計画上にどう盛り込んでいくかということについては、スポーツビジョンの推進審議会の方でも検討させていただきたいと思っております。

【ごう委員】ぜひひとつ検討していただきたいと思っております。

例えば、26ページにスポーツとSDGsというところで表記がありますが、この基本方針4の中には7と16しかSDGsを当てはめておられません。ここに、例えば3番、全ての人に健康と福祉をと、10番、人や国の不平等をなくそうなどが入っていると、少しパラスポーツもウェルカムなイメージになるのではないかと考えておりますので、そのあたりも併せてご検討いただければと思います。

それと、もう一点ですが、23ページ、プロスポーツクラブを活用した地域の活性化ということでV・ファーレン長崎や長崎ヴェルカを活用する方法がいろいろ載っています。

先日、V・ファーレン長崎の方と少しお話を

させていただいた際に、V・ファーレン長崎としても社会連携活動、それから社会貢献活動は積極的に取り組んでいきたいというような思いを持っていらっしゃるしまして、私が障害者施設の方々と少しおつながりをさせていただきました。そうした中で、実は11月1日にはデフサッカー、聴覚障害者の方々のサッカーの体験会などをスタジアムで行われたり、講演会を行ったりといった活動もされています。

一方では、数年前に知的障害者のサッカーチームの試合をスタジアムで、先にエキシビジョンみたいな感じで行った経験もあるというふうに伺いました。

今後、地域の活性化の中に、そういった障害者スポーツとプロスポーツの連携というのにも必要じゃないかと思っております。

例えば、長崎ヴェルカの試合の前に車いすバスケットの皆様が何かをすとか、そういったことはお考えの中にあるかどうか確認させていただきます。

【野口スポーツ振興課長】委員がおっしゃったJIFFにつきましては、私個人的にもお付き合いをさせていただいていて、元日本代表の北澤豪さんが多分会長をされておられる団体でございます。近々東京に來いと言われていて、インクルーシブサッカーをとということを今提案されております。

それと、具体的に先ほどのパラリンピックを今受け入れている中で、島原市が受け入れておりますけれども、そのレガシー事業として島原市が障害者サッカー、ちょっとまだ決まっていので計画段階ですけれども、そのイベントを実施したいというようなお話がございまして、JIFFにご紹介して、何か一緒にできないかと、協力できないかと。JIFFからはインク

ルーシブサッカーの方を言われたんですけど、ほかにもおっしゃられたとおり、いろんな分野が幅広くございますので、今後、若者にすごくいいイメージを与えるというか、勇気を与えるという意味では、島原市と一緒にやっていこうということで話をしていますし、当然おっしゃられたV・ファーレン長崎とか、長崎ヴェルカにつきましても賛同いただけることが当然あると思いますので、彼らの集客力とか、PR力を活かして、一緒に取り組めるようなことを今後検討してまいりたいと考えております。

【ごう委員】課長の前向きなご答弁ありがとうございます。ぜひスポーツの活性化、どちらにとってもいいことだと思います。プロスポーツにとってもいいことですし、長崎の県民にとってもいいことなので、ぜひ進めてください。お願いいたします。ありがとうございます。

【山本(由)委員長】ここで一旦休憩をとりたいと思います。

2時55分から再開いたします。

しばらく休憩いたします。

午後 2時45分 休憩

午後 2時55分 再開

【山本(由)委員長】会議を再開します。

引き続き、議案外の質問を行います。

【宮島委員】幾つか質問をさせていただきます。

まず、県産品の振興についてご説明をいただきましたが、まず、それぞれ県産品の振興について事業を推進していただいておりますことを多としたいと思います。

その中で、2つのキャンペーンについての説明がありました。一つはよかもんキャンペーン、一つはよかみせキャンペーンであります。よかもんキャンペーンにつきましては、ご説明

のとおり既に第2弾の実施が行われているところではありますが、まずはこのキャンペーンについてのこれまでの実績、そしてまた、今後の目標についてお聞かせをいただきたいと思いません。

また、併せてよかみせキャンペーンの実績については記載がされておりますけれども、目標値につきましても確認をさせていただきます。

【長野物産ブランド推進課長】県産品の消費拡大、回復につなげるためのキャンペーンについてのお尋ねでございますけれども、まず、一つは、よかもんキャンペーンということで県産品の割引によるネット販売でございます。12月6日現在、2つのサイトで今実施しているところでございます。一つは物産協会が運営いたしますe-ながさき旬鮮市場でございます。こちらの方の売上につきましては、現在、8,500万円という状況でございます。もう一つが、これはお魚を取り扱っている漁連のサイトでございますが、これにつきましては1,100万円ということで、12月6日現在で9,600万円といった状況でございます。

この目標につきましては、両サイト合わせて2億3,500万円を掲げているところでございまして、半分まではいきませんが、大体そういった状況でございます。

もう一方のよかみせキャンペーンということで、こちらにつきましては県内の飲食店に参加登録をしていただき、その店の食券を買っていただいたら3割相当の県産品を贈るというものでございますが、こちらの実績につきましては、同じく6月1日からの開始で、12月6日現在で3,100万円といったような状況でございます。

今後の目標としましては、まず、よかみせキャンペーンについては当初から3億円と目標を

設定させていただいているところでございますが、現状、今ご報告させていただいたとおり非常に厳しい状況でございます。

ただ、今、様々な飲食に関するキャンペーンを実施されておりますけれども、引き続き利用促進、あるいは登録拡大に現在取り組んでいるような状況でございます。

【宮島委員】まず、よかもんキャンペーンにつきましては、これまでの実績をお答えいただきましたけれども、これまでサイトをいろいろ工夫していただいたりして、その販売促進にご努力をいただいております。まだ、半分までは至らないような実績でありますけれども、引き続き創意工夫をこらしていただきながら推進していただきたいと思えます。

一方で、よかみせキャンペーンの方につきましては、目標額に比べてまだまだ10分の1程度ということで、大変苦戦をされているような感じもいたしております。苦戦をしている理由というものを分析されたら、どこにあると思えますか。

【長野物産ブランド推進課長】今回のよかみせキャンペーンにつきましては、制度設計したのは4月でございまして、この4月の状況を考えた場合に外出自粛といった状況の中で、まず紙のクーポンを配付するといった考え方ではなかなか事業が進まないといったところから開始して、今回電子にしたといったような状況でございます。

しかしながら、その状況の変化というのは当然ございまして、ご承知のとおり、今もGoToオートのキャンペーンでございますとか、各市町によるプレミアムの商品券、こういったものの発行、そういった中で、やはり参加いただいた事業者の皆様にも少しお話をお伺いしたと

ころでいきますと、やはり金銭的なプレミアではなくて県産品をプレゼントしようといったところが、金銭的なプレミアの券の方が直接的でわかりやすいといったお声はございます。

あと、どうしてもサイトを使うというところがございますので、登録作業というのは当然でございます。その部分については私どもの方で登録作業員といいますか、会計年度任用職員を雇用いたしまして、登録したいといった店舗にはそれぞれ回らせていただきながら、課題解決しながらやっているところでございますけれども、そういったお声もございます。

今、様々な飲食に関するキャンペーンをやっている中で、飲食店側としましても、どれに参加したらいいのかといったものもお感じになられているといったところでございまして、一つは、電子であればこういった将来に向かって仕組みとして残っていくんだといった部分や、資金的な流れといたしまして、先にご購入いただくということで、そこにいいメリットがあるんだといったところをお話させていただきながら、現在、活動させていただいているところでございますが、やはり紙のクーポンといったところは直接的にもわかりやすいといったことで、現状なかなか進んでいないのではないかと感じているところでございます。

【宮島委員】今、詳しく分析をお聞かせいただきましたので、よく理解いたしますが、やはり苦戦している理由は、一つにはそうした金銭的なプレミアがないというところが大きいんじゃないかと感じます。と申しますのも、今行われているいろいろなキャンペーン、GoToイートしかり、あるいはGoToトラベルしかり、また、各地域でやっておられるものもそうでしょうし、県でも宿泊のキャンペーンなどもやり

ましたし、そういうものは全て金銭的なプレミアがあったがゆえにインセンティブが働いたというところが大きかったのではないかなど。

そういう意味では、当初は、よかみせキャンペーンでお店を応援しながら、また一方で県産品の支援も行いたいという、ある意味一石二鳥のプロジェクト、計画がうまくいけば、それは本当によかったなと思うんですけれども、なかなかそういうふうには現状なっておらずに、二兎を追うものというふうになっている部分もあるんじゃないかという感じもいたします。

しかし、そこでちょっと心配をいたしますのは、やはり飲食店についての今後、特に、年末年始、繁忙期であるにも関わらず、この第3波の到来の影響で、どうしても感染者が余り確認をされないような長崎でも、その影響というものは避けられないような感じがいたします。

特に、今日、県の方から発表されました新型コロナウイルスの対応につきましては、今後、国の分科会が提言をされている感染リスクが高まるような5つの場面を避けてくださいと。そこには当然飲酒を伴う懇親会や、あるいは大人数や長時間に及ぶ飲食というものが入っておりまして、そうすると、今後、どうしても飲食店への年末年始の影響というものは避けられないのではないかと。そういう意味では県としても、ここはやっぱり厳しく見て、この飲食店の支援というものをどうやって行っていくのかということを考えていただかなければならないと思います。

したがって、言うように飲食店を応援するというのを、まずは特化して何か対策をとっていくべきではないかと。これは物産ブランド振興課長にお答えをいただくのは筋が違いますので、部長にお聞かせいただきたいんですが、庁内で産業労働部などとも協力をしながら、こう

した飲食店に少し特化をした支援というものを今後していくべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

【中崎文化観光国際部長】コロナ禍を踏まえた県の政策として、感染症の防止対策と経済対策をどう両立させていくかというのは非常に難しいかじ取りだと思っております。

委員ご指摘のとおり、今から忘年会等の繁忙期を迎える中で、非常に自粛ムードが広がっているというのが現状でございますし、私もホテル関係者の皆さんとお話をしますと、先ほど言いましたように宿泊は少し回復の兆しが出ているので、宿泊はいいんだけど宴会が全然伸びてないんだよなという声はお聞きしているところでございます。

我々としましても、今、我々が忘年会等に出る時もやっぱり感染対策はとられているかということを確認のうえでお店を選ぶという傾向もございますので、まずはしっかり感染症対策をとっていただくと。それから、今日、県の方で少し飲食のマナーみたいなものを県民の皆さんに呼びかけておりますので、そういうマナーを守られたうえで、そういう機会があれば、ぜひご活用いただきたいと思いますと思っております。

飲食店自体の支援は産業労働部でございますけれども、その飲食店が使う県産品というのは当然我々の物産ブランド課が後押ししておりますので、産業労働部と連携しながら、現在のよう状況の中でどう皆さんの後押しをしていくかということについては、また検討してまいりたいと思っております。

【宮島委員】ありがとうございます。ぜひ、今部長がおっしゃったとおり、飲食店については少し危機感を持って見ていただいて、庁内挙げて取組を行っていただきたいと思います要望しておきた

いと思えます。

次に、観光振興基本計画についてお尋ねいたします。

先ほど観光振興課長から詳しくご説明をいただきましたけれども、次期基本計画につきましては、現状を踏まえて、内容の濃いものをよく取りまとめていただいたということの評価申し上げます。

その中で、1つ、2つお聞かせいただきたいのですが、まず、3番の(3)に富裕層を満足させるサービス、先ほど課長からもご説明がありましたけれども、この点につきましては、これまでの本県の観光でどのような課題があって、そこを克服しようと思つての取組になってきているのか、そこをもう少しお聞かせいただきたいと思えます。

【佐古観光振興課長】申し上げましたようにハイグレードなホテルが、今後、順次、開業予定というのもございますので、富裕層の方に来県いただくというのが可能性として増えてくると。もともと本県の課題として、かなり高いレベルの富裕層の方をご案内できる宿がないというのは事業者の皆様からもお聞きしているところでしたので、そういったホテルが立地をするということになれば、可能性はより高まると。

その時に、単にホテルで滞在するということだけではなくて、街中に出ていただいて、街中でもしっかり満足できるサービスを提供して消費をしていただくということが非常に求められると思っております。

そういう意味では、現状を見渡した時になかなか、これは少し私どものマーケティングが足りないとは思いますが、富裕層の方がどういう体験に満足されるのか。食みたいな分野で申し上げれば、ある程度の推測等は働くわ

けですけれども、それ以外の時間の過ごし方、
どういったものが好まれるのか、このあたりは
現状ではっきり方針が見えているわけではない
んですけれども、ここはしっかりいろんなマー
ケティング等進めながら、本県の強みでありま
す自然ですとか、歴史的なもの、あるいは、も
しかしたら地域の普通の生業をされている住民
の方との交流、そういったものも好まれるかも
しれませんし、いろんな可能性を探りながら、
短い期間の中でそういうサービスのつくり込み
というのを進めてまいりたいと思っております。
【宮島委員】今お話のとおり分析を進めてい
ただいて、特に、それぞれの県内の地域、地域
の特性を活かした形での底上げが何かできない
ものかなと思いますので、ぜひそのことも願
いを申し上げたいと思います。

それと5番の(5)にありますクルーズ船の関
係でありますけれども、前の基本計画の中では
クルーズ船の誘致と受入体制の強化だけが書い
てありましたけれども、今回新たに経済的な効
果を高める取組だと記載をいただいております。
これは非常に私はよかったなと思えますし、こ
れまでどちらかと言えば、クルーズ船につい
ては寄港した船の数に注目をされておりましたが、
それだとやはり事業の達成度としては半分。や
はり入ってきてもらって、それがいかにこの地
域に経済効果を生むか、ここまで十分に取り込
みをやってこそ、この事業というものが十分に
効果を発揮するものだというふうにこれまでも
考えておりましたので、そういう意味からは非
常によかったなと考えております。

そこで、これまで経済効果というものをある
程度数字として把握をしておられたのか、その
点についてお聞かせをいただきたいと思いま
す。
【佐々野国際観光振興室長】経済効果につま

しては、消費単価と入港してきました乗客の数、
これを計算しまして消費額ということで把握は
しております。令和元年でいきますと、乗客が
74万5,000人程度、それに一人あたりの消費額
を2万円ということで、これは国が使っている
金額ですけれども、これに乗じて約149億円と
いうことになります。これに加えまして、県と
して独自で経済効果を高める取組ということで
広域周遊対策、それから県産品の消費につな
がるような取組、これは船に食材として県産品
を納入する、それから県産品を乗客の方に買っ
ていただくということで、昨年、試行的に県内
に中国のチャーター旅行社が参画して事業所を
設置した会社がありまして、そこがテスト的に
船に乗る前にネットで商品を注文して、寄港後
に、商品を受け取って帰るといった仕組みの中
に県産品を扱っていただくような取組を行って
おります。

本来であれば、今年度、本格的にスタート
する予定だったんですけれども、新型コロナとい
うことで国際クルーズが今止まっておりますの
で、再開後に向けて、またこういった取組は続
けていきたいと考えております。

もう一つは、県内に宿泊を伴う発着クルーズ
の誘致ということで取り組んでおります。国際
クルーズにつきましては、先ほど言いましたよ
うに新型コロナウイルスの関係で再開ができま
せんけれども、10月末から全国で初めて佐世保
に、にっぽん丸が入って国内クルーズがスター
トしておりますので、国内クルーズの国内の船
社に対して、長崎県内の港への寄港と併せて、
発着クルーズの商品造成についても働きかけて
いきたいと考えております。

【宮島委員】単価が2万円というのは少しざ
っくりした感じもしますので、今回、次期基本計

画の中でも重点評価指標としてクルーズの入港数が掲げられておりますけれども、できればここに経済効果というものも目標値に掲げていただいたらどうか。そういう意味でも、今後、クルーズのお客様がどのような経済活動をこの寄港地でやるかというのを少し追っていただいて、その辺をしっかりとさせていただいて、経済効果というものを少し正確に出していただきたいということを要望しておきたいと思っております。

いずれにいたしましても、今、おっしゃったようにクルーズ船につきましてはしばらく猶予が出てきたということもあるので、この間にしっかりと取組を充実させていただいて、申しましたとおり、地元をただ単に素通りするだけではなくて、クルーズ船が来て皆さん方がよかったなど、潤ったなということを感じていただくような施策を充実していただきたいと要望して、今後のこの基本計画の推進に期待をいたしたいと思っております。ありがとうございます。

【山本(由)委員長】 ほかにいかがでしょうか。

【溝口委員】 一つだけ通告してましたので、令和3年度の重点施策についてお尋ねします。

部長説明の中で、主な施策としては「各地域における新たなプロジェクトの進展に合わせて、本県を訪れる多くの方々に感動を持ち帰っていただく」という文面があるんですけれども、その感動を持ち帰っていただく具体的な施策についてお尋ねしたいと思っております。

【佐古観光振興課長】 重点戦略の案としてお示ししている中で、庁内の関係課との調整が完全に終わらずに、この資料の中に入れ込めてないんですけれども、今、観光振興課の方で来年度に向けて検討しておりますのは、観光まちづくりをこれまで以上に強く支援をしていきたいということで、具体的には21世紀まちづくり補助

金というのが従来からございますけれども、その活用を少し規模を大きくする。あるいは、各地域でしっかり感動を持ち帰っていただけるようなまちづくりを進めていただくための人的な支援、そういったことも含めて今検討しております。まだ調整が未了で本日の案には盛り込めておりませんが、そういった方向性の事業を考えておりますので、引き続き委員会にもご相談してまいりたいと考えております。

【溝口委員】 わかりました。今、調整中ということですね。

ただ、今回、食の充実や訪れる方々に訪れてみたくなる体験ということでメニューの開発ということになっているんですけれども、このことについてはどのように考えているんですか。

【佐古観光振興課長】 今考えておりますのは、やはり本県の特徴だと考えております食の部分です。食の部分を地域の皆様、単に観光事業者だけではなくて、飲食店の皆様と連携して、しっかり地域全体で付加価値を上げていくというような取組、異業種の方が連携して取り組んでいただく際に、その支援を少し厚くするとか、これは一つの例でございますけれども、そういったことを考えているところでございます。

【溝口委員】 食というと、長崎県はおいしいものがたくさんあるんですけれども、特に、長崎ちゃんぽんとか言われていても、よそから、中国から商標を取られるとか、そういう形の中にあると聞いております。ラーメン大会とか全国大会がありますよね。長崎県の食を何かの形でPRするための大会とか、そういうのは全然考えていないんですか。

【長野物産ブランド推進課長】 食というところに関連して、我々食材を扱っている物産ブランド推進課としてお答えさせていただきたいと思

うんですが、食材について我々はブランド化を進めてきたところがございますけれども、そういった食に関しての大会を誘致するとか、そういうものの開催ということについては、来年度具体的な事業として考えてはいないという状況でございます。

ただ、食に関しましては、今後、非常に重要なコンテンツの一つだというふうに考えておりました。我々も食材だけの提供だけではなくて、少し食を意識して、地元の調理師会の方々、グレードアップネットワークを代表するホテルの方々、そういった方々と連携しながら、我々が扱っている食材を食としてデザインしていただきながら、情報発信やPRといったものに取り組んではいきたいと考えているところでございます。

【溝口委員】わかりました。ただ、食材というのが食べてみないとわからないからですね。だから、その宣伝をするのにどのような形でやっていくかということで、百貨店やスーパー、ホテルでの長崎フェアというのをやりながらということですけども、やはり地元でそれを宣伝していかないと、長崎を魅力的に感じて来るといったことはないんじゃないかと思うんですけども、その辺についての今後の取組ですね。先ほど言われたのでいいですけども、ぜひこの食について、魅力を感じるようなものを何か形をつくっていただきたいと思っているんですけども、今回の3年度の計画というか、施策の中では魅力あるまちづくりを推進していくというのが一つの課題になっていると思うんですね。この魅力ある観光まちづくりということですが、文化観光国際部の方でどのように全体的に取り組んでいくかということ、やはり私は観光が中心になっていくんじゃないかと思うんですね。だ

から、その辺について部長の考え方を聞かせていただきたいと思います。

【中崎文化観光国際部長】この重点戦略を構築するに当たっては、やっぱりコロナの影響も考えました。アフターコロナ、ウイズコロナを考えますと、今後、国内客もインバウンドも団体から個人への動きが一層加速されてくると思います。そうすると、求められるのは、本当にその地域でしか得られないようなリアルな感動体験だと思っています。それには歴史や文化、今委員ご指摘の食もあると思います。体験もあると思います。そういった地域ならではの魅力をしっかりと磨き上げていく観光まちづくり、これについてはこれまで以上に取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

取組に当たっては、今いろいろ施策を挙げているんですけども、我々は文化観光国際部でございます。一つの部に文化、観光、国際、さらに物産、スポーツもでございます。こういった長崎の本当に強みであるコンテンツが一つの部にあるというのは、多分ほかの県にはあまりないと思います。ちょうど発足して今年度が10年目でございますので、ぜひこういったコンテンツの魅力を結集して、いかに情報発信していくか。今、各課の施策で挙げていますけれども、私がよく各課の皆さんと話をするのも、できるだけ各課の施策がばらばらにならないように、そして、それが相乗効果を上げるようにというような話をしております。

ですから、先ほどずっと課長が答弁しておりますけれども、文化観光推進法による施設の磨き上げであるとか、あるいは食の魅力の発信であるとか、あるいはスポーツツーリズムとか、それぞれのコンテンツは各課が窓口になっていきますけれども、それを、いわゆる他の課が持つ

ているところとしっかり合わせもって、魅力をしっかりと最大限発揮して、そして観光客の皆さんに提供していくというのがすごく大事だと思っています。それを「観光まちづくり」という言葉で今回表現させてもらっていますけれども、そういった思いで、ぜひ部の総合力を活かしながら、非常にコロナで大変な状況ではございますけれども、部一丸となって乗り切ってもらいたいと思っています。

【溝口委員】わかりました。やはり中心となる部が文化観光国際部じゃないかと思っているんですよ、この魅力ある観光まちづくりというのはですね。それをいろいろな方々と話し合いをしながら、だから、ぜひ部が一体となってその考え方を、各課それぞれあるかと思えますけれども、他の部とも一緒になって、ぜひ魅力ある観光まちづくりをしていただきたいと思っています。

それから、観光といたらクルーズ船関係が今年からぱったりと止まっているということで、大変大きな問題と思うんですけれども、その再開について、どのような形を考えているのか、お尋ねしたいと思います。

【佐々野国際観光振興室長】先ほど国内クルーズにつきましては10月末から再開していると申しあげましたけれども、国際クルーズにつきましては、今、国の方でガイドラインを策定しているということもありまして、全国的にまだ国際クルーズを受け入れるという状況にはなっておりません。

そういった中で、土木部の方で港湾管理条例も改正をされて、受入環境の整備に向けた協議会も立ち上げて、今後、受け入れに向けて準備をしていくということになっておりますので、国際的な人の動きができた段階で、ほかに遅れ

をとらないような形で取組を進めていきたいと考えております。

【溝口委員】国の方でガイドラインについての話し合いがまだ済んでいないということは、国としてはそこを早く進めていこうという気はないんですかね。

【佐々野国際観光振興室長】国としても受け入れに向けて検討は進められているんですけれども、新型コロナウイルスの感染というところがありますので、今、ワクチンの開発という動きもありますけれども、そういった国際ルールを踏まえて再開というふうになっていくのかなと考えております。

【溝口委員】先ほどの「ながさきスポーツビジョン」なんですけれども、生涯スポーツの推進ということで基本方針の1番になっているんですけれども、やはり県民の皆様方にこのスポーツのよさというのをわかっていただかないといけないと思うんです。スポーツ活動への参加の促進という形の中で、(2)にスポーツ活動への参加促進に向けた普及・啓発ということで載っているんですけれども、どのように県民の方々に伝えていこうとしているのかお尋ねしたいと思います。

【野口スポーツ振興課長】これにつきましては、私ども体育保健課とか、地域のスポーツを担うところ、県のスポーツ協会とも連携したり、それから競技団体の方々とも常日頃から情報交換をしております。

スポーツツーリズムの話も先ほどからしていますけれども、スポーツツーリズムを受け入れるにおいては、県内の競技団体の皆様のご協力がないと受け入れが難しいということがございます。ですから、スポーツツーリズム、それから県民のスポーツ振興をしっかりとやっていかな

いと、ボランティアを集めたり、競技を受け入れるにおいても非常に厳しいということで、各競技団体と対話をしっかり進めていくということで、まずは一つ取組として実施しております。

それから、先ほどからちょっと申し上げていきます総合型地域スポーツクラブ、これの認知度を上げることで、県民のできるだけ多くの方がスポーツに親しむ、スポーツを身近に感じるような機会を提供していく。それと先ほど言ったプロスポーツクラブを応援することでスポーツを生活の一部として感じていただく。そういうスポーツに親しむことで自分も体を動かしてみたいと、そういう相乗効果ももたらすようなことはできないかということで、地域スポーツの発信を総合的にそういう観点から推進していきたいと考えているところでございます。

【溝口委員】ただ、やはり県民の皆様方にスポーツのすばらしさというのを普及・啓発していくためには、県だけではどうにもならないと思うんですよね。市町との関係はどのようにつくっていかうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【野口スポーツ振興課長】現在、市町との連携に関して具体的に進めていることは、スポーツコミッションで地域連絡会議というようなものを実施しております、地域の基本的にはツーリズム中心なんですけれども、その地域地域のスポーツをどういうふうに進めていくかということ、各市や町を訪問いたしまして、そこで関係する市町の職員と、それから競技団体の方、観光関係者等を一緒に集めた形でどういうふうに市町のスポーツを振興していくかという会議をするという取組を今実施しております。

【溝口委員】わかりました。

ただ、私は、せっかくスポーツビジョンが県

の方でできているわけですから、そのことについて、市町にしてもこれを基本として市町のそういうスポーツビジョンをつくる必要があるんじゃないかと思うんですけれども、県の方として指導的なことはやらないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

【野口スポーツ振興課長】おっしゃるとおり、現在、地域計画を同じスポーツビジョンを持っておられる自治体が非常に少ない状況でございます。長崎市と西海市と島原市ですか、現在あると思いますけれども、佐世保市が新たに来年度計画をつくりたいということをおっしゃられて、実は宮島委員から本会議でもそういうお話がありましたので、委員の質問があった翌日に、早速佐世保市を訪問いたしまして、佐世保市の職員と話して、そういう計画をつくるのであれば、一緒に我々も参画してつくっていききたいというお話はさせていただいています。

自治体ごとに少し温度差がまだあります。スポーツだけの計画をつくって推進していくに当たってどういう取組をしたらいいかということ、多分私どもができるだけこのスポーツビジョンとかで範を示すことで、これに基づいて皆さんも一緒にやってみましょうというような声かけをしっかりと進めていきたいというところから始めていきたいと思っております。

【溝口委員】ただ、やはり県の方が最初につくって下においていくというのが今は普通になっているんですけれども、本当はこういうすばらしいビジョンができたなら、やっぱり各市町においてもつくって、県民全体としてそういう機運が高まるように、そうすることが県民に対する普及啓発になっていくんじゃないかと思うんですけれども、そのことについてもう一度お尋ねしたいと思います。

【野口スポーツ振興課長】委員ご指摘のとおり
の取組というのがあれば非常にすばらしいこと
だと思います。

今、非常に悩ましいことで現実的な話を申し
上げますと、市町においても観光というか、ツ
ーリズムの視点でのスポーツと、合宿や大会を
誘致される場所、多分そこが私どものカウン
ターパートナーとなるんですけれども、そこ
生涯スポーツ部門として地域住民のスポーツを
考える部門と両方ございまして、そちらを上手
に連携させていくことがなかなか、正直言って
ハードルがある部分も少しございます。

例えば、我々がいつも実際に悩んでいるのが、
スポーツツーリズムで県外からの合宿・大会を
誘致するにおいて、その施設を通常は市民、町
民が利用されておられる。そこに外から競技者
を連れてくるということに関して非常に抵抗が
あるという兼ね合いもございます。こういうバ
ランスをどうとっていくかということ、その中
で地域振興の面でどちらがメリットがあるか
ということと、それから、例えば離島とかであ
れば、自然環境の中での基礎トレーニング、浜辺
でのトレーニングとか、交通量が少ない中で道
路を使ってランニングをしたりということに関
しても意義を感じていただけるようなチームも
ございますので、そういったところはそういう
強みを活かして進めていくということもござい
ますし、それから今、サイクルツーリズムとい
う話をこのビジョンの中でもしておりますけれ
ども、これに関しては県内の至るところで、ス
ポーツと観光の両方の視点からいろんな可能性
があるんじゃないかなということ、これに
ついて特に全体のスポーツ振興計画という形に
はなりませんけれども、推進計画とか、推進し
ていく方向性というのを各自治体にできるだけ

意識を持っていただくような取組というのを現
在進めているところでございます。

【溝口委員】わかりました。ぜひ県民がそろっ
て参加できるような取組をしていただきたいと、
このように思っておりますので、よろしく願
いしたいと思います。

先ほどの観光基本計画のところ、17ペー
ジです。長崎県観光課題の整理ということで、次
の施策を推進していきますということですが、
「多様な関係者を巻き込みつつ『観光ま
ちづくり』の現場を効率的に動かしていくため
の人材の確保・育成」ということですが、
これをどのように具体的にやっけていこうとし
ているのかお尋ねしたいと思います。

【佐古観光振興課長】まだ、現時点では検討中
の案ということでございますけれども、私ども
県の職員の場合、地域の観光まちづくりを支援
するということに取り組んでいるんですが、ど
うしても数年で異動していくと。一方で地域の
カウンターパートの方、観光協会の方というの
は大体常に同じ方、市町の職員についても観光
の経験が長い方というのがいらっしゃいます。
そういう意味で言うと、県職員の場合がしっか
り腰を据えて地域と一緒に観光まちづくりを考
えていくということが少し弱いのかなという
課題認識を持っておりますので、県職員以外の、
例えば外部の人材を活用して、地域が抱える課
題の解決にアドバイスをいただくという形、そ
のアドバイスをしていくことで、いわゆる J
Tと申しますか、従来いらっしゃる地域の人材
の方のスキルアップにもつなげていきたいと、
そういうことを今検討しているところでござい
ます。

【溝口委員】一応、観光のまちづくりという形
の中では、人材の確保・育成というのが大事に

なってくると思うんです。特に、世界遺産関係においては、そこできれいに説明できるような人たちをある程度育成していかないといけないんじゃないかと思っておりますので、この人材育成についてはしっかりとした施策を講じてやっていただきたいと、このように思っております。よろしくお願いたします。

【山本(由)委員長】 委員長を交代します。

【久保田副委員長】 委員長、どうぞ。

【山本(由)委員長】 私から2項目お願いたします。一般質問の続きになるんですけども、観光の付加価値の向上についてということで、先ほど来、重点戦略にもかなり出てきているんですけども、現下、コロナ禍がなかなか収束のめどが立たない中で、売上とか利益を確保していくには客単価のアップと、それも単なる値上げではなくて、価格合理性のある単価のアップによって付加価値を高める必要があると思うんですけども、県における付加価値の向上についての考え方、これまでどういう取組をしてきたか、そして、今後、どういう支援をしていこうとされているのかというのを改めてお尋ねします。

【佐古観光振興課長】 これはコロナ対策ではございますけれども、現在取り組んでおりますのが9月補正で措置をいたしました宿泊施設のグレードアップ事業、これはどうしても観光客の方が県内でサービスに対してお金を支払われるというところは宿泊施設が一つの拠点になりますので、この宿泊施設の魅力というものをいかに高めて、満足していただいて、しっかりした対価をお支払いいただくと、そういう意味でこの事業を今後を見据えて取り組んでいるところです。

現在、採択は終わっておりますけれども、いろんな事業者の方から事業計画の提出を受けま

して、例えばですけれども、露天風呂付きの客室の改修とか、あるいは2部屋あったものを1部屋に改修してグレードの高い部屋にするといった様々な取組を出していただいて、この事業の要件としましては、平均客室単価を従来よりも5%引き上げていただくということを要件にしております。そういうところで、まずは観光の拠点になる宿泊施設での付加価値向上というのは図ってまいりたいと考えております。

それから、やはり宿以外の部分で、先ほどの答弁の少し繰り返しにもなりますけれども、宿以外の部分でいかにサービスを提供して、滞在する時間を提供して、その対価をお支払いいただくかということが付加価値向上につながってまいりますので、宿泊施設以外の地域の様々な事業者の方と連携して、体験型のコンテンツを新たにつくっていただくとか、そういったところをまちづくり補助金の中でも来年度以降は少し手厚く支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

【山本(由)委員長】 先ほど山田(朋)委員からもご紹介がありましたけれども、先日、この委員会で島原観光ビューローの視察をしました。同社をご承知のとおり、もともとは島原の観光協会4団体が統合している観光協会ではあるんですけども、株式会社でもあると。そして、長崎県で3つ目の正式なDでもあるわけですね。いわゆるまちづくりもやっていくという会社で、そこがまず観光施設のバリアフリー化をすること、周遊バスを使って二次交通対策をすること、まちの中をフリーWi-Fi化すること、案内板を多言語化すること、それから外国人案内所の設置をするという形で、まずインフラを次々と整備をしていったと。そこからこのインフラを使った案内板にQRコードを付けて、そ

れにさらにこの間少し体験しましたけれども、VRを組み合わせ、お城に上らなくてもお城の観光とかならない観光ができるような形で、いわゆるソフトバリアフリーの取組も構築をしていると。まず、インフラを整備して商品をつかって、それにユニバーサルツーリズムであったり、インバウンドであったりという形で、それに対応できるような形でずっと商品を転用したり、拡張したりして、満足度や付加価値を向上するというような取組をしています。

実はこの取組にも21世紀まちづくり推進補助金が入っているんですけども、こうした大変有用な、まちづくりとしても一つの観光施設としても非常に付加価値を上げる取組をしていると思いますので、こうした取組について引き続き、21世紀まちづくり補助金はどうしても予算の関係があるので、金額的にも大きなものは出せないということもありますけれども、着実に支援をしていただいて、あと国等のそういった補助金も組み合わせ、引き続きご支援をいただきたいと思います。これは要望にしておきます。よろしくをお願いします。

もう一点、「日本橋 長崎館」についてですが、「日本橋 長崎館」は長崎県の歴史や文化、自然、食の魅力を総合的に発信すると。そして、県内市町や団体と連携して県産品のブランド化というのを図り、長崎県への誘客を図るということで2016年3月にオープンして、間もなく5年ということになるんですけども、この5年間について、こうした目的に対して「日本橋 長崎館」は期待していた成果を上げているのか。まず県の評価をお聞かせください。

【長野物産ブランド推進課長】「日本橋 長崎館」のこれまでの取組に対する評価でございます。

これまで平成28年に開設以降、来館者数は年々増加しておりまして、前回の議会でもご報告させていただいたとおり、令和元年度末で累計約200万人に来場いただき、売上といったところでも徐々に増加している状況でございます。多くの県内事業者にとって首都圏における販売PRの拠点ということで、日本橋 長崎館における情報発信機能といったところでは一定の成果を上げてきているのではないかと考えているところでございます。

また、先ほどの観光の面でも観光コーナーを設けまして、相談数についても増加しているといった状況で、県産品とか観光といった本県の魅力というのをしっかり首都圏の方にもお伝えし、来県いただいているといったお声もございまして、来県いただいた後にお礼にまた来られるといった動きもあるといったところで、観光のコーナーといった部分でも一定情報発信機能としては役割を果たしているのではないかと考えております。

もう一方、情報受信の機能でございますけれども、「日本橋 長崎館」では、首都圏のそういった情報をしっかり収集して、バイヤーの方々のご意見、そういったものを踏まえたり、あるいは消費者の意見をくみ取りながら、県内事業者の実際の商品の改良、開発といったものにつなげていく機能も当然ございますけれども、そういった機能についても実績としては商品改良の事例ですとか、拡大の事例は当然ございます。

ただ、一方で今回出店いただいている事業者や市町の意見、そういった方々にご意見を伺ったところ、やはりまだまだ情報の受信、首都圏での情報のフィードバックという意味では、もっと商談機会につながるような機会の充実や消費者の情報のくみ上げといったところをもっと

やってほしいというお声がございます。そういった意味では、情報受信機能としてはまだまだ見直す余地が当然あるかと思っているところでございます。

こういったところを踏まえまして、来年度以降も「日本橋 長崎館」は運営をしていきたいと考えておりますけれども、そういった情報発信機能に加えて、情報受信機能として様々な取組を加えながらやっていきたいと考えているところでございます。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。私は、前、一般質問でも言ったんですけれども、「日本橋 長崎館」という場所の問題なんですけれども、日本橋は平日8万人以上が働いているいわゆるオフィス街、ビジネス街であると。休日については全国からそれ以上に人が集まる、高島屋とか、そういったものが全部集積しますので、日本最大級の商圈を持つ場所にあるんじゃないかと。

長崎県につきましては、これも以前に紹介しましたけれども、ブランド総合研究所の都道府県魅力度ランキング、今年は11位ですけれども、大体おおむね全国で10位以内ということで、非常にブランド力を持っていると。この立地がある、それからブランド力というのを考えた時に、正直言いまして、私はまだ現状に物足りないというのを感じています。特に、近隣とか、周辺のビジネスパーソンと言われている人たちをどの程度取り込めているのかということに疑問がありまして、そこで働いている彼ら、彼女らは比較的時間もお金もあって、それから物販や観光でも非常に期待できる層ではないかと。そして、SNS等の情報発信力も高いんじゃないかと考えているんですけれども、こうしたビジネスパーソンへどういうふうアプローチをし

ているのか、また、それについて効果を上げているのか、その点についてご答弁をお願いします。

【長野物産ブランド推進課長】物産を扱うキーパーソンへのアプローチのお尋ねでございますけれども、東京には東京観光物産センターとして本県の東京事務所の中に職員を設け、実際首都圏において活動していただいているといった状況でございます。

ただ、そういった首都圏において、バイヤーであるとか、ビジネスパーソンといったところについては、これまでも（発言する者あり）

【山本(由)委員長】 ビジネスパーソンという言葉が適切じゃなかった、いわゆるそこで働くビジネスマンやビジネスウーマン、オフィス街で働く人たちに対してどういうアプローチをしているのかということです。

【長野物産ブランド推進課長】失礼いたしました。

「日本橋 長崎館」の建物、ビルについては、当然民間の企業も入居されておりますので、そういった方々に対しては、当然日本橋 長崎館の方から、例えばお弁当等を販売していることや、今はコロナ禍の中でなかなかできないんですが、福利厚生の一環としてそういった会社の方々のところに出向いていって実際に物産を売ったりといった活動をしていただいている状況でございます。

その他、首都圏の中でも数か所、そういったご依頼というのがございますので、「日本橋 長崎館」から会社にも実際にお昼休みなどに出向いて行って長崎県産品の販売といったようなこともやらせていただいているという状況でございます。

【山本(由)委員長】 先ほど、来年4月以降の運

営事業者の公募を行っているというお話がありました。募集要項を見ると、申込期間というのは既に終了しているようですけれども、現在の申し込み状況はどうなっていますか。

【長野物産ブランド推進課長】現在、運営事業者の公募については締め切っておりまして、12月中旬に選定作業を行うこととしております。実際、今、応募者としましては2者の方から企画提案書が提出されております。

【山本(由)委員長】今回の募集要領というのを見ると、委託期間というのは1年になっていて、その後最大5年まで、いわゆる年度で更新ができるということになっているんですけれども、これまで、当初2年間、A者というところがやっていた。今、3年間はデイ・ナイトというところがやっている。この2者についても契約としてはもともと1年契約で、最長5年までできるような契約だったのか。だとすると、最初が2年間、今回が3年間ということであると、そこに何か事情があったのか、そこについてお尋ねをしたいと思います。

【長野物産ブランド推進課長】今までの運営事業者につきましても1年更新というような形で一定の期間を設けて募集をしているといった状況でございます。最初のノムラデベロップメントという会社でございますけれども、そこにつきましてはまずは3年間ということで、それも1年間の更新という形での契約。次のデイ・ナイトにつきましては、今回の更新の時期も見据えたところでの契約、両方とも3年間で1年更新という形で募集をさせていただいたところでございます。

【山本(由)委員長】要は、私が言いたいのは、5年間契約できたんじゃないか。それを過去の2者については途中で更新をしなかったんじゃないか

いかというふうに理解していたものですから、違っていればそのようにおっしゃっていただければいいんです。結局、最大5年間更新できるんだけれども、2年で終わって次の事業者になったと。今回についても、今、多分3年目だと思わうんですけれども、そこで募集をかけられるということは、4年目の更新はされてないというふうに感じたんですけれども、何か理由があるんですかということをお聞きしています。

【長野物産ブランド推進課長】最初に請け負っていただいた事業者については、今回、5年間の間で2者、実際運営事業者として運営をいただいたといった状況でございます。最初の運営事業者と運営をしていく中で、様々な協議していく中で、我々としても少し鮮魚を扱いたいということで、その事業者ともいろいろな協議を重ねましたが、なかなか取り扱いが難しいというようなお話もございまして募集に至ったといった経過がございます。

そういった意味では、我々が事業者と話し合いをしながら、運営していく考え方の中で、なかなかそういった方向にいかないという状況の中で、今回は再度公募を行ったといった経緯がございます。

【山本(由)委員長】私は、「日本橋 長崎館」、もちろん成果を上げている部分はあると思うんですが、まだいろいろ問題があるんじゃないかと思っていて、運営事業者との関係というところに問題があるんじゃないかと感じています。

要は、「日本橋 長崎館」の目的に沿った、目に見える具体的な成果を上げられるのか。それからターゲットを明らかにして、何よりも運営方針を、県の運営方針と運営事業者が共有をして、それに向かってできるだけ長期間一緒にやるような形で、今回、応募されているというこ

とですから、今後、選考される、それから、そこで打ち合わせをして協定等を結ばれるということかと思しますので、どうしても商品が長崎県に関わるもの売ってくださいますとか、そういうことになりますので、単純に利益だけを上げることは難しいのかもしれないんですけども、結局、家賃とか共益費も一応県の方が全部出すということになりますから、事業者としては自分のところの人件費であるとか、それでやれるような環境にあるわけですから、条件は決して悪くないと思しますので、ぜひそういったところを運営事業者と共有をしていただいて、当初の目的が達成できるように取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

【久保田副委員長】 委員長を交代します。

【山本(由)委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、ほかに質問がないようですので、文化観光国際部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午後 3時50分 休憩

午後 3時50分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。

以上で、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、県民生活環境部関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会します。

お疲れ様でした。

午後 3時51分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年12月10日

自 午前10時58分
至 午後2時47分
於 委員会室3

生活衛生課長 嘉村 敏徳 君
食品安全・消費生活課長 峰松美津子 君
水環境対策課長 本田喜久雄 君
資源循環推進課長 吉原 直樹 君
自然環境課長 石川 拓哉 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 山本 由夫 君
副委員長（副会長） 久保田将誠 君
委 員 田中 愛国 君
" 溝口芙美雄 君
" 徳永 達也 君
" 山田 朋子 君
" ごうまなみ 君
" 宅島 寿一 君
" 宮島 大典 君
" 宮本 法広 君
" 中村 泰輔 君

交 通 局 長 太田 彰幸 君
管 理 部 長 安藝雄一朗 君
営 業 部 長 濱口 清 君
経営戦略室長（参事） 柿原 幸記 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

県民生活環境部長 宮崎 浩善 君
県民生活環境部次長 田中紀久美 君
次長兼地域環境課長 重野 哲 君
県民生活環境課長 本多 敏博 君
男女参画・女性活躍推進室長 有吉佳代子 君
人権・同和対策課長 丸田 哲久 君
交通・地域安全課長 永尾 俊之 君
統計課長（参事監） 笠山 浩昭 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時58分 開議

【山本(由)委員長】 おはようございます。委員会及び分科会を再開いたします。

これより、県民生活環境部関係の審査を行います。

分科会に入ります前に、委員の皆様にお諮りします。

本日審査を行う第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」と委員会付託議案である第128号議案「自然公園内県営公園施設条例の一部を改正する条例」及び146号議案乃至148号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は関連があることから、まず、予算議案、第128号議案及び第146号議案乃至第148号議案についての説明を受け、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論・採決を行うこととします。そして、委員会再開後、第128号議案及び第146号議案乃至第148号議案についての討論・採決を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、そのように進め

させていただきます。

【山本(由)分科会長】 それでは、まず、分科会による審査を行います。

県民生活環境部長より、予算議案、第128号議案及び第146号議案乃至第148号議案について説明を求めます。

【宮崎県民生活環境部長】 おはようございます。県民生活環境部の「予算決算委員会環境生活建設分科会関係議案説明資料」及び別冊でお配りしております「追加1」をお開きください。

県民生活環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第9号)」のうち関係部分、第126号議案「令和2年度長崎県流域下水道事業会計補正予算(第1号)」、第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第10号)」のうち関係部分、第158号議案「令和2年度長崎県流域下水道事業会計補正予算(第2号)」の4件であります。

第122号議案、第126号議案の歳入歳出予算につきましては、職員給与と費関係既定予算の過不足の調整に要する経費、第156号議案、第158号議案の歳出予算につきましては、職員の給与改定に要する経費であり、内容につきましては、記載のとおりであります。

次に、「予算決算委員会環境生活建設分科会関係議案説明資料」の2ページをご覧ください。

第122号議案のうち債務負担につきましては、県有施設の指定管理者の指定に伴い、管理運営負担金に係る経費を計上いたしております。なお、本議案と関連する第128号議案「自然公園内県営公園施設条例の一部を改正する条例」、第146号議案、第147号議案並びに第148号議案の「公の施設の指定管理者の指定について」は、

所管の各課長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)分科会長】 ありがとうございました。

次に、県民生活環境課長より補足説明を求めます。

【本多県民生活環境課長】 説明に入らせていただきます前に、大変申し訳ございませんが、資料の訂正をさせていただきたいと存じます。

お手元にお配りしている資料の中で、「環境生活建設委員会補足説明資料1~4」と表紙に書いてある資料があると思いますので、それをご用意いただければと思います。この資料に基づきまして、これから順次補足説明をさせていただくようにしておりますけれども、その資料の表紙の裏のページをご覧いただきたいと思います。そこに目次として書いておりまして、その一番下の補足説明資料4の「公の施設の指定管理者の指定について」の所管課が「生活衛生課」と記載をしておりますけれども、これは誤りでございまして、正しくは「自然環境課」でございますので、大変申し訳ございませんが、お詫びして訂正をさせていただきます。

それでは、第146号議案「公の施設の指定管理者の指定について」補足説明をさせていただきます。

資料に「補足2」とインデックスが貼ってあるかと思っておりますので、資料をご覧いただきたいと思っております。

本議案は、県民ボランティア活動支援センターの指定管理者の指定についてでございます。

本センターは、県民ボランティア活動の普及及び促進並びに健全な発展を図るため、県民の

ボランティア活動の拠点として、長崎市出島町にございます出島交流会館内に設置している施設でございます。

指定管理期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としており、管理運営負担金について限度額を4,680万円とする債務負担行為を計上いたしております。

今回の指定管理者の選定におきましては、去る7月30日から9月10日までの期間に公募を行った結果、現在の指定管理者であります特定非営利活動法人F i n eネットワークながさきの1団体から応募があり、外部有識者など5名の委員で構成する選定委員会におきまして、10月2日に審査を実施いたしました。

続いて2ページ目をご覧くださいと思います。選定審査の結果、特定非営利活動法人F i n eネットワークながさきを指定管理者の候補者として選定をいたしました。

選定理由といたしましては、県民ボランティア活動センターの運営や目的に対する理解が十分にあり、また、指定管理者としての過去3年間の実績から、県内のN P O・ボランティア活動や当センター運営に係る課題等を十分に把握しており、それらについての課題の改善を図る意欲が見られる点で今後の展開に期待ができること。さらには、限られた職員で県下全域のN P O・ボランティア活動の振興を図るため、市町の社会福祉協議会や県内各自治体と連携しながら取り組むこととしている、そういった姿勢などが評価をされたということでございます。

指定管理者が行う業務及び施設の概要につきましては、資料の7及び8に記載のとおりでございます。説明は以上でございます。

【山本(由)分科会長】次に、交通・地域安全課長より補足説明を求めます。

【永尾交通・地域安全課長】私のほうから第147号議案「公の施設の指定管理者の指定について」の補足説明をさせていただきます。

お手元の資料の補足説明資料3になりますので、ご覧ください。

本議案は、長崎交通公園の指定管理者の指定でございます。

交通公園につきましては、長崎市油木町にございまして、平成18年度から指定管理者制度による管理運営を行っております。業務の内容といたしましては、交通公園の維持管理、そのほか視聴覚教材を活用した交通安全教育、さらには模擬的な横断歩道及び遊具等を利用した実践的な交通安全教育を行っております。

指定管理期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としており、限度額を4,740万円とする債務負担行為を計上しております。

今回の指定管理者の選定におきましては、8月7日から9月9日までの間に公募を行いました。1団体からの応募がございました。

今回指定をしようとしておりますのは、長崎市城栄町にあります一般社団法人長崎県安全運転管理協議会でございます。こちらは、現在の指定管理者であります一般財団法人の長崎県交通安全協会とは別の団体になります。

選定の経過でございますけれども、外部有識者など含めた6名の委員会を設置いたしまして、10月1日にこの選定委員会を開催し、この申請がありました団体から事業計画などの業務概要の説明を受け、審査を実施いたしました。

選定結果につきましては、審査基準に基づき採点を行った結果、この候補者である安全運転管理協議会、これが1,200点満点中で847点という結果でございました。

次に、裏面の2ページになりますけれども、選定理由といたしましては、この応募団体は、交通安全指導や啓発活動を事業として行っている団体ということで、交通公園の目的や運営に対する理解が十分にあり、適切な施設の管理運営ができることがまず1点。それと、あと交通安全教育の指導能力を有する人材を確保する準備ができていること。応募団体が持つ交通安全指導のノウハウを活かして、今後、公園利用者に応じた交通安全教育に取り組む事業計画であったこと。さらには、施設や遊具の修繕及び清掃についても可能な限り職員で行うということで、経費縮減に努めた事業計画であったこととなっております。

指定管理者が行う業務や施設の概要につきましては、ここに記載のとおりでございます。説明は以上でございます。

【山本(由)分科会長】次に、自然環境課長より補足説明を求めます。

【石川自然環境課長】第128号議案及び第148号議案についてご説明いたします。

まず、条例改正であります第128号議案についてご説明いたします。お手元の補足資料1をご覧ください。

本議案は、西海国立公園に設置している3つの県有施設について、地元の市町に譲与することに伴い、条例改正をするものでございます。具体的には、福江島にあります高浜園地休憩施設及び頓泊園地休憩施設を五島市へ、中通島にあります蛤浜園地休憩施設を新上五島町へ、それぞれ令和3年4月1日に譲与を行うことに伴い、当該条例の別表から、これら3施設を削除するものでございます。

続きまして、各施設の概要についてご説明いたします。いずれも海の利用を促進するために

設置している施設であり、夏の時期が利用の中心となっております。

まず、高浜園地休憩施設でございます。平成12年に施設を整備いたしまして、平成18年度からは五島市が指定管理者となり、管理運営を行っていただいております。なお、資料の4ページ目以降に各施設の配置図を添付しておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

2ページ目をご覧ください。頓泊園地休憩施設でございます。平成16年に施設を整備いたしまして、平成18年度からは高浜園地と同様に五島市が指定管理者となり、管理運営を行っていただいております。

続きまして、3番、蛤浜園地休憩施設でございます。こちらは平成13年に施設を整備いたしまして、平成18年度からは新上五島町が指定管理者となり、指定管理を行っていただいております。

3ページ目をご覧ください。譲与に至った経緯でございます。県の行財政改革推進プランに基づきまして、五島市及び新上五島町と譲与に関する協議を進めていたところ、譲与の条件が整ったところでございます。なお、譲与後においても、引き続き自然公園のための施設として管理運営をなされることとなっております。

今後のスケジュールにつきましては、来年2月、3月に所要の手続きを行いまして、4月1日付で両市町に譲与となる予定でございます。

続きまして、指定管理者の指定であります第148号議案についてご説明いたします。お手元の補足説明資料4をご覧ください。

本議案は、自然公園内に設置している4つの施設の指定管理者の指定に係るものであり、対象施設は施設名一覧のとおりでございます。

選定の経過でございますが、7月から8月にか

けて公募を行ったところ、それぞれ1団体から応募がございました。9月4日に委員会を開催いたしまして、各施設の候補者を選定しております。

2ページ目をご覧ください。各施設の概要及び選定結果でございます。

まず1番の雲仙公園テニスコートでございますが、現在の指定管理者である株式会社青雲荘から応募がございました。審査の結果、民間ノウハウを活用した管理運営等が期待できるといった点が評価されまして、指定管理者の候補者として選定されております。

3ページ目をご覧ください。田代原野営場でございます。こちらも国立公園雲仙の利用促進を図るための施設でございます。現在の指定管理者である雲仙市から応募がございました。審査の結果、市の観光施策と連携した運営が可能になるといった点が評価されまして、候補者として選定されております。

4ページ目をご覧ください。大浜園地休憩施設でございます。こちらは、西海国立公園における海水浴利用のために佐世保市の宇久島に設置している施設でございます。現在の指定管理者である株式会社丸勝興産から応募がございました。審査の結果、民間ノウハウを活用した管理運営が期待できるといった点が評価され、候補者として選定されております。

最後になります。5ページ目をご覧ください。海洋スポーツ基地カヤックセンターでございます。こちら西海国立公園における海の利用拠点として、佐世保市小佐々町に設置している施設でございます。現在の指定管理者である公益財団法人佐世保市体育協会から応募がございました。審査の結果、類似施設の運営実績があり、有資格者も揃っているといった点が評価され、

候補者として選定されております。なお、指定管理の期間につきましては、海洋スポーツ基地カヤックセンターが令和3年度からの5年間、他の3施設が令和3年度からの3年間となっております。

これら4施設のうち、田代原野営場につきましては、3年間で限度額を414万円とする債務負担を計上しております。

なお、同様に3年間で限度額を133万8,000円とする債務負担を計上しております金泉寺山小屋及び野営施設については、今回の定例会において指定管理者の指定をいただくこととしております。説明は以上でございます。

【山本(由)分科会長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案、それから第128号議案及び第146号議案乃至第148号議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【永尾交通・地域安全課長】1点、資料の単位の間違がありましたので、修正を読ませさせていただきます。

「補足説明資料3」の交通公園の関係で1の項目の一番下の限度額、これが4,740万円なんですけれども、単位が「万円」となっています。これは「千円」で修正をお願いいたします。申し訳ありません。

【山本(由)分科会長】よろしいでしょうか。では、質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(朋)委員】公の施設の指定管理者の指定について伺いたいと思います。

県民ボランティア活動支援センターについてです。

今回、同じ法人が選ばれたようでありますが、この説明資料の2ページの施設概要の中で、利

用者数、令和元年度1万9,710人とあります。これを稼働日、ちょっと休みがいつ分かりませんが、単純に計算したら1日75人ぐらいの利用かなというふうに確認をしましたが、会議室の利用が主なのか。例えば、ボランティアの方々がいろいろな相談をしているのか、どういった状況にあるのか、この利用者の内訳を教えてください。

【本多県民生活環境課長】ここで記載しております利用者につきましては、主に会議室など施設を利用された方々の数ということになっております。いろいろなNPOの運営に係る相談とか、活動に関わる相談などがありますけれども、それにつきましては令和元年度ですと563件の相談がっている状況でございます。

【山田(朋)委員】会議室が使えるのが、NPO法人とかボランティア団体、企業、各種法人、学校、行政機関、社会福祉協議会その他の団体とありますが、これに登録をして行うようですが、利用者数でいうと会議室がほとんどなのかなと思ったとおりだったんですが、563件の相談を月に割ると40件ちょっとぐらいかなと思いますが、これは多いのか少ないのか、今までどういった推移できたのか。

スタッフの方がお休みとかもあるでしょうけれども、9人いらっしゃるようなんですが、主な利用が会議室だけだったら、そんなに人は要らないのかなと思うので、相談体制と、毎日大体何人ぐらいが勤務をして、月40件ぐらいの相談の対応をしているのか、その辺りを教えてください。

【本多県民生活環境課長】まず、相談件数につきましては、この推移を見ますと、平成18年にこの指定管理制度が始まっておりまして、その直後の平成20年あたりでは1,561件ぐらいの相

談がありまして、それが近年では少し減ってきている状況にはございます。

例えばNPO法人ですと、法律が施行されてからもうかなりの年数が経っておりますので、運営の法的な細かいところの相談件数というのが少し減ってきている状況にはあり、それだけNPO・ボランティア団体が成長してきている証拠かなというふうには思っているところでございます。

それで、体制につきましては、現在9名の職員がおります。うち3名が常勤で6名が非常勤ということで、センター長が運営面の総括とか、人事、労務の責任者として、それから、窓口業務や相談業務の責任者として常勤の職員が2名おります。非常勤含め、NPO法人の運営に関する知識や経験が豊富な職員でございますので、この9名がシフトを組みまして、夜間、休日含め少なくとも2名は職員が常駐するという形で対応をしているところでございます。

【山田(朋)委員】かなりの人数で対応していただいているということでありました。指定管理が始まったのが平成18年で、平成20年の相談件数は1,561件で、今年が563件ということでありました。やはり相談件数が、課長が言われたように、NPOもできてもうかなり経っているから、ちょっとブームというか、そういったのも少し落ち着いてきた感じと、言われたように成熟をされてこられた。それぞれが独立されてきているんだと思いますが、単純に相談件数が3分の1ぐらいになっていると思うんですね。指定管理の費用はどんな推移になっていきますか。

【本多県民生活環境課長】指定管理の経費につきましては、全体といたしまして約2,100万円程度になっておりまして、そのうち指定管理者に関する経費としまして1,564万6,000円程度でござ

ざいまして、ここ数年この水準で推移をしているというところでございます。

【山田(朋)委員】私の質問がちょっと悪かったのかもしれないんですけども、平成20年の今より3倍の相談件数があった時の経費費用と今と、当然3分の1に減っているから費用が安くなっていると私は思うんですが、その辺りをお尋ねしたんですが。

【本多県民生活環境課長】確かに相談件数というのは年度で増減ありますし、当初に比べると大分減っているというところはございますけれども、指定管理者の業務といたしましては、ほかにも貸館業務や情報発信、セミナーの開催による人材の育成、その他相談を受けるだけではなくて、現場に出向いていろいろなNPO団体、ボランティア団体の運営上の悩みを聞き取るなど、そういった形で県内の広域的な部分を担っていただいておりますので、経費自体については過去から増減はしていないような状況になっております。

【山田(朋)委員】分かりました。いろいろな取組をいただいているようではありますが、月に40件、これは延べ相談件数なのかどうか分かりませんが、あっても1日1件～1.5件ぐらいかなと。これだけ結構県内あちこち日々出向いていらっしゃるのかどうかは分かりませんが、これが本当に適正な人数で、この相談件数の状況を見た時にこれだけの人が相談対応を取れる必要性があるのかなと。それを率直にどう思われていますか。

【本多県民生活環境課長】指定管理の管理運営負担金につきましては、毎年事業年度が終了する段階で清算を行っております、実際業務の内容に応じた経費の使い方になっているかを毎年確認をしてきておまして、現在のところ、

適正に運営されているものと認識をしております。

【山田(朋)委員】相談件数がここ10年ちょっとで3分の1になっています。そういったことも踏まえたところで、当然毎年の清算の中できちんと費用と業務量が見合っているということで、今回の指定管理を出されているとは思いますが、単純に考えても、やはりちょっと違ってきているのではないかと思います。

先ほど、課長が答弁されたように、NPOが成熟されていて、結構もう法律もできて大分経つから相談される方も少なくなっているというのであれば、今回はもうこれでそろばんをはじいてたたかれた数字でしょうけれども、やっぱりその状況に合わせて、県の財政状況を考えた時、いろいろ考えていただく上でぜひお願いをしたいと思っております。

次にもう一点、長崎交通公園について伺いたいと思います。

残念ながら佐世保市の交通公園はなくなりました。それで、長崎市の交通公園は、大体平均で13万人ぐらいの方がご利用されているようではありますが、私も、もちろん子どもの時に行ったことがありますが、近年の利用者の状況はどうかをまずお聞きしたいと思います。

【永尾交通・地域安全課長】交通公園の近年の利用状況ということでございますけれども、今年度はやはりコロナの関係がありまして、休園していた経緯もありますので、例年の5分の1程度にはなっております。ただ、前年度を含めて基本的にはやはり13万人前後でずっと推移をしておりました。昨年度は雨天が続いたという部分もありますし、夏場はちょっと猛暑だったということも含めて若干の減少はありました。しかし、10万人を超える利用者があったという

状況であります。

【山田(朋)委員】 恐らく子どもの数も減っていると思うんですけども、昔はもっと20万人とか、30万人とかあったのかなと。どれくらいか分かりませんが、佐世保市が廃止になったのは、利用者が少ないというわけでもなかったのかもしれませんが、必要であると思うんです。子どもたちに交通安全のことを体験をして教えることは大事なんですけど、今回、指定管理をされるということなので、ここが廃止になることはないんでしょうけれども、考え方ですが、ここはそういった対象には一切ない施設であると理解をしいですか。

【永尾交通・地域安全課長】 交通公園に関してのみじゃなくて、いわゆるこういう公の施設の指定管理に関しては、県民のニーズ等を見ながら見直しを図っていきなさいという県の方針もありはするんですが、今現状において廃止という基準はございません。ただ、あくまでも、これは昭和46年に設置したものですので、もう間もなく50年経とうとしているわけです。だから、いろいろな老朽化もありますので、その辺は当然考えていく必要があるのかなと。

ただ、先ほども言いましたように利用者の人数からすれば、平成18年の資料からなんですけど、その当時から13万人なんです。これが全然変わらない状況で今まで推移してきているということで、今回も休園している状況の中にも、「いつになったら開園しますか」という電話が結構入っていたと。件数は拾っておりませんが、今後、また落ち着けば利用度は上がっていくと考えた場合に、今の段階で閉園なりの基準というものは特段予定はしておりません。

【山田(朋)委員】 分かりました。佐世保市になくなったことは非常に残念ですけども、長崎

県で子どもたちに交通安全をしっかりと教えるための施設として、ぜひ今後も存続いただくように。

今言われました老朽化のいろいろ改修とか、そういったものも必要でしょうから、そういったこともいろいろ踏まえて、前向きにご検討いただいた上でいろいろやっていただきたいということをお願い申し上げ、終わります。

【田中委員】 今、交通公園の話が出たので、関連してちょっとお聞きしたいと思うんですけども、これは、長崎県の行革という観点から20年前からずっと問題になっていた施設なんです。佐世保市は佐世保市が全部金を出すと、長崎市は全部県が金を出すと、おかしいじゃないかという議論の中で、もう相当前だけでも、県が半分、長崎市が半分出して財源をやるということで、一時的にはそうするけれども、流れとしては長崎市に移管するというのが長崎県の大きな方針だったはず。長崎市に移管する。20年進んでないんだね。だから、長崎市に移管する、もっとほかにもいっぱいあったけれども、県の施設としてはおかしいよと。長崎市に移管しなさいという、そういうところの関係はどうなっているのが1つと。

今も財源は、長崎市、県と折半でやっているのかどうか確認しておきたいと思う。

【永尾交通・地域安全課長】 今、委員からご意見がありましたように、移管に関しては設置当初から話っております。

現状におきまして、この移管協議に関しては、現在も引き続き行っている状況であります。ただ、当時からもお話はしているんですけども、お互いに出した条件の部分で合意に至らないというところも実情であります。ただ、当然こういう移管協議は引き続き行っていくんですけども

ども、一方で、利用の方法として高齢者の講習会や交通安全指導員などの子どもの交通安全教育をする人たちの研修をこの場を使ってうまくやっていこうということで、利用度を広めているという状況であります。

もう一点、長崎市との負担の率ですけれども、これも現在も引き続き2分の1を長崎市のほうで負担していただいて、うちのほうで2分の1ということで運用をしている状況でございます。

【田中委員】これで終わるけれども、流れるにはそういうことになっているから、解決できないとなると、私は佐世保市が廃止したのはちょっと知らなかったんですが、重要な目的があるということならば、それじゃ、県半分、佐世保市半分で、佐世保市も設置すべきなんですよ、従来の流れからいったらね。ぜひ要望しておきたいと思う。

【宮本委員】それでは、私も第147号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、長崎交通公園について質問させていただきます。

先ほども山田(朋)委員、そして、田中委員からもいろいろありましたけれども、ちょっとここで確認です。これは、今までは一般社団法人長崎県交通安全協会が管理していたものを、今回から一般社団法人長崎県安全運転管理協議会に替わるという認識で聞いておりましたが、今までの現管理者である一般社団法人長崎県交通安全協会からは応募がなかった、その理由、分かれば教えていただければと思いますが、分かりますか。

【永尾交通・地域安全課長】今回、現長崎県交通安全協会が手を挙げなかった理由については現指定管理者ですので、お話をしたところが、県安協は、いわゆる免許窓口の講習事業、試験場の講習事業など、様々な事業をされている

ということで、抱えている事業のスリム化を図りたいということで、今回は手を挙げていないと。

もう一つは、今回、安全運転管理協議会、これは別団体ということでお話しはしましたけれども、基本的に交通安全活動では、ともにお互い連携してやっているという部分で、そちらが手を挙げていただけということで、今回は手を挙げていないと伺っております。

【宮本委員】一般社団法人長崎県安全運転管理協議会、今まさに審議をやっていますけれども、これは人数は何名で対応されるのか分かりますでしょうか。

【永尾交通・地域安全課長】今、委員の何名でということとは、交通公園で働く職員のことでしょうか。

交通安全協会のほうで雇用しています職員、現実にこの公園のほうで働いている職員を安全運転管理協議会がそのまま引き続き雇用したいという考えでおられると。ですから、今現在は事務を含めて5名の体制で運営を行っております。ですから、これがそのまま引き続きの形になるということになります。

【宮本委員】現指定管理者、一般社団法人長崎県交通安全協会、職員数5名、その方々がそのままこちらの一般社団法人長崎県安全運転管理協議会に移るということですか。

先ほど、長崎県交通安全協会、現の指定管理者のほうも人手が足りなくて忙しいという状況の中で、そういったのが可能なんでしょうかという疑問もちょっとありますが、長崎県交通安全協会からすれば、今管理しているところが、ほかの業務もあるので、ちょっと忙しくなっている。手薄になるので、そのままの形で引き継いでもらいたいという認識で、一般社団

法人長崎県安全運転管理協議会にお願いをされたという認識でよろしいのでしょうか。ちょっと確認をさせてください。

【永尾交通・地域安全課長】県の交通安全協会が忙しくなったから手放すという形ではございません。あくまでも、現事業の管理がしっかりできるようにしたいというのが県安協の考え方ということでは伺っております。

形としては引き継ぎというふうに見えますので、県安協のほうからお願いしたようなスタンスに見えられるとは思いますが、県安協の事務所が交通公園のそばにありまして、常にこの職員さんたちやその運営を見てきて、それに併せて安全運転管理協議会は特別な事業を持っていないということなんです。ですから、こういう交通安全活動に関する事業を増やしたいということで、そこで意見が一致したということで伺っております。

【宮本委員】 そうするならば、補足3の6の選定理由にあります「応募団体は交通安全指導や啓発活動を事業として行っている団体」ということは、今回からなるとされていますが県安協というところは、今までいろいろな業務をやっていたということですか。今までの活動状況について教えていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【永尾交通・地域安全課長】 基本的にこの安全運転管理協議会というのは、事業者を対象にいろいろな啓発活動、さらにはこういう安全運転管理に関する研修なり、こういうことを教えた方がいいよというふうな、いわゆる教示的などの指導をされている状況でございます。特別、こういう委託とかいう事業をされてなかったということでございます。

【宮本委員】 分かりました。事業所、団体に対

して、いろいろな啓発活動、交通安全指導を行っていたということで理解をさせていただきました。

最後、債務負担行為ですけれども、年にすると1,580万円ですか、これの経費の内訳について、職員の人件費その他、もろもろの改修もあると思うんですけれども、教えてください。

【永尾交通・地域安全課長】 先ほどお話がありました債務負担行為で4,740万円、さらに単年で換算したら1,580万円なんですけれども、先ほどお話がありましたように、やはり人件費が大半を占めております。7割が人件費ということで、あと残り3割につきましては、いわゆる交通公園の、例えば光熱費とか、消耗品代、さらには遊具の修繕も含めて、そういったところの業務費と、あと敷地が広いですので、草刈り清掃も含めて、これは業者に委託する部分もあります。そういったところを含めて3割がそちらのほうに使われておるという状況でございます。

【山本(由)分科会長】 ほかに議案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】 それでは、ほかに質疑がないようですので、これをもって予算議案、第128号議案及び第146号議案乃至第148号議案に対する質疑を終了します。

次に、予算議案に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第122号議案のうち関係部分、第126号議案、第156号議案のうち関係部分及び第158号議案

については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【山本(由)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題としますが、所管事項等についても併せて説明を求めます。

まず、県民生活環境部長より総括説明を求めます。

【宮崎県民生活環境部長】 「環境生活建設委員会関係議案説明資料県民生活環境部」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、1ページ記載の5件でございますけれども、このうち第128号議案、第146号議案、第147号議案及び第148号議案につきましては、先ほど予算決算委員会環境生活建設分科会におきまして、予算関連議案と併せてご説明いたしましたので、第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」のうち関係部分をご説明いたします。2ページをお開きください。

これまで県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」とし、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念に10の基本戦略を柱とする令和3年度からの5か年計画として策定しようとするものであり、その関係部分の内容は記載のとおりでございます。

次に、主な所管事項についてご説明いたします。

今回ご報告いたしておりますのは3ページから順に、女性の活躍推進について、人権尊重の社会づくりの推進について、犯罪被害者等支援について、長崎県統計功労者表彰伝達式等の実施について、地球温暖化対策の推進について、食品ロス削減の推進について、国立公園雲仙の活性化に向けた取組について、各種計画の策定について、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の達成状況について、事務事業評価及び研究事業評価の実施について、新たな行財政改革に関する計画素案の策定についてであり、内容は記載のとおりでございます。

なお、各種計画の策定につきましては、補足説明資料をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、「環境生活建設委員会関係議案説明資料追加1」の1ページをお開きください。

追加でご報告いたしております令和3年度の重点施策につきましては、来年度が初年度となる長崎県総合計画に掲げる目標の実現に向け、令和3年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。

県民生活環境部では、県民の皆様とともに新たな時代を生き抜いていく力強い長崎県を目指し、「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」ため、国立公園等の豊かな自然資源を活かした地域づくりを推進し、雲仙温泉地域の滞在環境の上質化につながる施設の整備に取り組むことなど5つの施策に取り組むことといたしております。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。第128号議案及び第146号議案乃至第148号議案に対する質疑につきましては、分科会において終了しておりますので、第153号議案のうち関係部分に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】第153号議案のうち関係部分についてちょっと質問させていただきます。

頂いた資料の「チェンジ&チャレンジ2025（案）素案からの変更分のみ」というところで、頂いた素案の中のページでいいますと153ページ、154ページになります。指標名でいいますと、官民による海岸漂着物等の回収活動事業数、これがちょっと変わっています。これについてご説明をいただければと思います。

【吉原資源循環推進課長】宮本委員ご質問の件でございますけれども、前回、素案の中でお示しておりました指標は、ボランティア活動による回収事業数とし、令和元年の92事業であったものを100事業まで引き延ばすということでご説明をしておりましたが、前回の委員会において、行政と一緒に立ち合わないのか、協力していかないのかというご指摘がございましたので、官民による海岸漂着物の回収活動事業数に修正をしております。

【宮本委員】ありがとうございました。さきの委員会の時に質疑をさせていただきましたので、ボランティアだけに任せるのではなくて行政も一緒になってという思いも含めて質問させていただきました。

このような形で書くことによって、行政の役割も非常に大きくなると思いますので、引き続き、また取り組んでいただければと思います。ありがとうございました。

それともう一点、先ほど分科会の審査でもあ

りましたけれども、NPOについてでございます。この素案の中からはいいますと、79ページになります。指標でいいますと、「県とNPOなど多様な主体との協働実施件数」についてであります。

NPOについては、先ほど分科会の中でも質疑がありました。相談件数もちょっと減っているという中で、一定の認識もあるというお話もありました。5年先に向けて、NPO・ボランティア活動に関する情報発信、人材育成、相談機能等の充実という目標も掲げられています。79ページですね。5年先を見据えた時に、NPOについては非常に比重が大きくなる。今までと変わらないのかもしれませんが、場合によっては比重も大きくなるかと思いません。先5年に向けて、このような形で取り組みたいという、NPOに対する指針等々あれば教えていただければと思います。

【本多県民生活環境課長】委員ご指摘のとおり、NPO等の多様な主体と協働を進めていくということは、現在の人口減少、少子高齢化の急速な進展、多様化複雑化する県民ニーズ、もしくは地域課題にきめ細かに対応していくという上で、非常に重要であると認識をしているところでございます。

具体的に今後の取組といたしましては、これまでの取組を引き続き進めて発展させていくという考え方ではございますけれども、まず、県なり、NPO団体といった主体がそういった協働を進めるという認識をまず深めていただく趣旨で、県庁内であれば職員を対象に協働の在り方、必要性などを認識してもらう研修を実施したり、またNPOにつきましては、意欲あるNPO団体などを市町や市町の社会福祉協議会などからも紹介をしていただき、行政と一緒に共

通の目的に従って取り組んでいただけるような団体を掘り起こした上で、実際に地域の課題解決に携わっていただくことなどを通じて、NPO団体の育成というところも力を入れてまいりたいと思っています。具体的には協働サポートデスクを県の中に設置をしておりますので、そこでいろいろな情報を収集し、協働が可能な事業などを紹介しながら、行政とNPO団体とのマッチングの支援も引き続きやっていきたいと思っています。

【宮本委員】ありがとうございました。ここに掲げてあるような形で5年間取り組んでいただければと思います。

NPOの方々とは接する機会があるんですけども、いろいろ不安な面も結構聞いているんですね。先ほどのセンターもありましたけれども、なかなかそのセンターすらもご存じない方もいらっしゃる。

先ほど課長がおっしゃったとおり、行政とNPOの結びつきを深めていくというのは非常に大事であり、意欲あるNPOさんをぐーっと掘り起こして、地域にしっかりと結びついていくという流れは大事だと思います。5年間にわたって、そういったものをされるということで評価したいと思っていますが、今現在、長崎県にNPO団体がどれだけ登録されていて、実際に実働しているNPO団体がどれくらいあるか、数もある程度分かれば教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【本多県民生活環境課長】広くNPOと言った場合は、NPO法人として認証を受けた者と、それ以外でも任意団体、公益法人など、いろいろな団体がございますけれども、認証を受けたNPO法人で申し上げますと、現在、令和元年度末で506法人がございまして、その内訳、どう

いった分野に取り組んでいるかという部分なんですけれども、福祉施設でありますとか、そういった施設の運営に取り組んでいるいわゆる事業系の団体というのが大体半数程度を占めています。それ以外の団体が、子どもの健全育成でありますとか、まちづくりの推進、文化芸術とか、スポーツの振興といった様々な分野に取り組んでいる団体でございます。その中でも私どもが情報として把握している範囲では、先ほどの事業系を除いた280ほどの法人の中の半数ぐらいが活発に事業を実施していただいているのではないかなと思っています。ただ、そのほかの団体につきましても、それぞれ事業目的に応じて取り組んでいただいているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。506法人・団体ある中で、なかなか活動できていないところのほうやっぱり多いという実態はあるかと思っておりますので、先5年間ですね、この取組、そしてまた、新規事業もあろうかと思っておりますので、そういった中でNPO法人の方をどんどん掘り起こしていただいて、積極的にやっぱり活動される団体、しかも、ボランティア精神あられるところなので、県としても、行政との結びつきを一層強くしていただきたいということを要望させていただきます。よろしく申し上げます。

以上です。

【山本(由)委員長】ほかに議案に対する質疑はありませんか。

しばらく休憩します。

午前11時55分 休憩

午前11時56分 再開

【山本(由)委員長】再開します。

【中村(泰)委員】プラスチックごみの対策の推進ということで、チェンジ&チャレンジの概要に新しい取組でということで記載がございます。従来もやっていた内容と継続というような趣旨であろうとは思いますが、重点戦略の令和3年度のところで6億3,500万円ということで費用も充てられておまして、大きなプロジェクトであろうと思います。これまでの継続ということもあろうとは思いますが、新となっておりますので、新たな取組としてどのようなことが挙げられるのか簡単にご説明願います。

【吉原資源循環推進課長】プラスチックごみ対策の推進ということで書いておりますけれども、資料の新で挙げている分に関しましては、海岸環境保全対策推進事業費ということで6億3,500万円あげております。この事業については、平成21年度から国の基金や、地域環境保全対策費補助金等を活用して、県・市町による海岸漂着ごみの回収処理、発生抑制対策事業を実施しているものでございます。

本事業は、3年間の事業期間としておまして、今年度終期を迎えることから、引き続き、新たな対策を追加して予算計上しているものです。昨年度は海岸漂着ごみの回収処理に当たる費用に約4億9,000万円、発生抑制対策費用に5,000万円程度使用しております。また、新たな対策として、次年度はプラスチックごみがやはり陸域のほうから海域に約8割ぐらい流れ出しているということが言われており、その対策として、日頃から道路、河川等で個々に清掃活動が行われているボランティアの方や、学校、企業などと連携して、地域の実情に応じた効率的な回収、発生抑制について話し合う場を設けて、プラスチックを含むごみの海洋への流出を抑制していくということで、事業を計上していると

ころでございます。

【中村(泰)委員】分かりました。継続ということで、ただ、なかなか当然解決もしないということで、追加で新たな施策を打つということで理解をいたしました。ありがとうございます。

【山本(由)委員長】ほかに質疑はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】それでは、ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了します。

次に、第128号議案及び第146号議案乃至第148号議案も含めて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第128号議案、第146号議案乃至第148号議案及び第153号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

しばらく休憩します。

午後 零時 0分 休憩

午後 零時 0分 再開

【山本(由)委員長】再開します。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご

覧願います。

陳情書につきまして、ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

それでは、県民生活環境部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 零時 1分 休憩

午後 零時 1分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして県民生活環境部関係の審査を終了いたします。

しばらく休憩します。

午後 零時 2分 休憩

午後 零時 2分 再開

【山本(由)委員長】 再開いたします。

それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は13時30分より委員会を再開し、交通局関係の審査を行います。お疲れさまでした。

午後 零時 3分 休憩

午後 1時30分 再開

【山本(由)委員長】 では、委員会及び分科会を再開いたします。

これより交通局関係の審査を行います。

【山本(由)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

交通局長より予算議案の説明を求めます。

【太田交通局長】 よろしくお願いたします。今回提案いたしております予算議案の内容につきましては、経営状況と密接に関連しておりますので、まず、経営状況等をご説明させていただいた上で、予算の説明をさせていただきたいと思っております。

「環境生活建設委員会関係議案説明資料」をご覧ください。1ページをご覧ください。

予算議案ではなくて、その他議案の説明資料のほうをご覧くださいと思っております。経営状況をご説明させていただきます。

交通局の経営状況につきまして。交通局におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収益の柱である空港リムジンバスや高速バス、貸切バスにおいて、利用客や受注の大幅な減となり、また、一般定期路線バスについても、緩やかな回復傾向にありますが、これまで経験したことのない減収となっております。

運輸収入については、今年度第1四半期に前年度に比べ7億円の減収となり、第2四半期においても若干の回復傾向にはあるものの5億円の減収となりました。10月以降貸切バスの受注や空港利用者の増など需要に明るい兆しは見えますが、年間を通じた運輸収入の落ち込みは当初の想定より大きくなるものと考えております。

国や県等において、バス事業者への各種支援策を講じていただいておりますが、交通局におきましても、全職員が一体となって、この危機的な状況に対応しており、高速バス等の運休や各種経費の削減、期末手当の減額支給等を行い、総額で4億円を上回る費用の圧縮を進めるとともに、資金不足については、特別減収対策企業債の借入れなどにより必要な資金の確保を図ってまいり所存であります。

新型コロナウイルス感染症が収束した後の経営につきましては、利用実態に合った路線の見直しや資産の活用、事務の効率化を柱として中期経営計画を見直し、借入金の返済や経営の健全化を進めてまいります。

今後とも、県民の皆様が必要とされる県営バスを目指すとともに、公共交通利用の拡大回復を促し、全職員が一体となって、この経営立て直しのための中期経営計画を実行してまいります。

続きまして、「予算決算委員会環境生活建設分科会関係議案説明資料交通局」の1ページをお開きください。

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第125号議案「令和2年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）」であります。

その内容につきましては、営業運転資金に充てるための特別減収対策企業債について、新型コロナウイルス感染症の影響による利用客の減少等により運輸収入の大幅な減収が続いていることから、さらなる収入の落ち込みに備え、起債の限度額10億円の増を計上いたしております。

以上をもちまして交通局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【久保田副会長】 それでは、次に管理部長より補足説明を求めます。

【安藝管理部長】 私から予算議案について補足説明をさせていただきます。

お手元の「令和2年11月定例県議会予算決算委員会環境生活建設分科会補足説明資料 交通局」の1ページをご覧ください。

1、令和2年度11月補正予算についてですが、特別減収対策債の限度額を20億円に増額をお願いしているものであります。

6月補正時は、コロナが経済に与える影響や収束までの期間が分からない状況の中、4月の運輸収入マイナス60%を基に、年度末の3月末には収入も平常化しているものと見込み、通期での減収率をマイナス30%弱程度、減収額を14億円程度とし、4億円の経費削減を行うことで、残り10億円の資金不足を特別減収対策債で対応したいと考えておりました。

しかし、10月までの実績は累計で13億円の減収となっており、当初の予想より回復の速度が遅いため、3月末での減収をマイナス25%と下方修正し、通期ではマイナス45%程度の減収と見込んでおり、今回限度額を20億円に増額補正しております。

1ページ目の中段下にそれぞれ左から10月単月、4月から10月までの累計、令和2年度年間見込みの3つの運輸収入減収についての表を掲載しております。

一般定期路線などの乗合収入については、左の表になりますが、10月単月で前年度比8割程度の収入まで回復しておりますけれども、県外高速バスや貸切バスは、依然として4割程度の回復にとどまっております。このままの状況が続けば、右の表の令和2年度年間見込みのとおり、コロナ前に作成した令和2年度の当初予算の数値と比較して22億円の減収となる見込みとなっております。

現在、交通局において各種経費の見直しやバス購入等の先送り、バスの運休等による経費削減、人件費削減の取組など4億円を超える収支改善を実施しておりますけれども、それでも17億円の資金不足が発生する見込みであります。

なお、限度額の20億円と不足額17億円の3億円の差につきましては、今後、コロナの影響が強まり、今の見込みより収入が激減した場合に備えてのバッファーとご承知おきください。

2ページをご覧ください。

2、令和3年度以降のコロナによる運輸収入の減収についてですが、中段のグラフのとおり、令和2年度における減収率については、4月のマイナス60%から始まり、10月のマイナス32%を経て、緩やかながら3月末にはマイナス25%まで回復すると見込んでいます。

令和3年度におきましては、年度当初マイナス25%から始まり、コロナの影響についてもワクチン等の普及により薄れていくものと考えて、3月末においては減収もマイナス8%まで下がるかと考えております。ただし、企業によるリモートワークの普及や公共交通機関を使わず自家用車を使った移動の増加などにより、減った乗客は完全に回復せず、このマイナス8%の減少は令和4年度以降も続くものと考えております。

その結果、特別減収対策債の償還期間である令和3年度から令和17年度までの15年間の減収額は、下段の表のとおりトータル62億円に上ると試算しております。

3ページをご覧ください。

3、中期経営計画の見直しによる収支改善策ですが、今ご説明したコロナによる減収と企業債の償還への対策として、中期経営計画を見直し、思い切った形で経営改善を実施し、県営バス職員一丸となって経営の立て直しを図ることとしております。

令和3年度以降の取組についてですが、として、コロナの影響のみならず人口減少等により乗客の減少が続いているため、効率的なダイヤ編成や路線の効率化により事業規模を見直し

ます。その結果、バスの必要台数が減少しますので、としてバスの更新など投資計画の見直しを実施します。として諫早ターミナル跡地や本原公舎など交通局保有資産の活用を図ります。として乗務員だけでなく事務職員の業務についても業務削減等を実施し、本局・営業所の人員を見直します。

このような抜本的な経営の見直しにより令和3年度から令和17年度までの15年間で合計83億円の収支改善を実施し、経営の健全化を図ることで、特別減収対策債について安定的に返済できる体制を構築します。

4ページをご覧ください。

3ページで説明した経営見直しについて詳細な内容をご説明いたします。

まず、このページの表のつくりですけれども、左から見直しの内容、年当たりの収支改善額、収支改善期間、令和3年度から令和17年度までの改善総額を記載しています。年当たりの収支改善額については、収支改善期間における改善総額の1年当たりの平均値としております。例えば、一番上の効率的なダイヤ編成、路線の効率化の改善総額18億5,300万円を改善期間の15年で割った数値が、年当たりの数値1億2,300万円です。ただし、端数処理の関係上、計算が合わない箇所があることをご承知おきください。

まず初めに、人口減少等による乗客の減少に対応するため、路線やダイヤ編成などの効率化を実施ですが、効率的なダイヤ編成、路線の効率化により乗務員も削減し、収支改善を図ります。また、運賃改定についても、乗客が減少し採算がとれなくなっているため、実施を検討します。この2つの改善策の効果額については、実施することで乗客が減少することも見込んで算出しております。また、今年6月から導入し

た二モカについては、ポイント付与を見合わせているところですが、経営改善の期間中は見合せを継続したいと考えております。の合計として15年間で39億4,000万円の効果を見込んでおります。

次に、バス更新等投資計画の見直しについては、ダイヤ・路線の効率化の結果、バスの必要台数が少なくなりますので、令和3年度から5年間新車バスの購入を控えることにより、期間中11億5,000万円の効果を見込んでおります。営業所の建替についても、現中期計画では見込んでいるところを一旦白紙とします。

次に、資産の活用についてですが、諫早ターミナル跡地と本原公舎について、売却を含めた活用を考えており、計画上は現在の資産価値相当額から簿価を引いた2億8,000万円を見込んでいます。

次に、人件費の改善についてですが、ダイヤの効率化などにより乗務員の欠員を解消し、業務の平準化を図ることで、時間外勤務を削減してまいります。また、期末勤勉手当について、今年度から実施しているトータルマイナス1.3月分の減額のうち、令和3年6月支給分のマイナス0.4月相当分を計上しております。さらに、事業の先送りや廃止等に伴う事務職員数の削減を見込んでいます。の計として20億円の効果となっております。

その他経費の削減については、減便等に伴う軽油費や通行料等の経費減、長崎・諫早・大村ターミナルの窓口営業時間の見直しによる委託費の減、本局及び営業所の清掃業務を職員で実施することによる委託費の減など、各事業経費の削減を計上し、の計として9億5,000万円を見込んでおります。

から までの見直し策を合わせて、令和3

年度から令和17年度までの15年間で83億5,000万円の効果を見込んでおります。

5ページをご覧ください。

3ページ、4ページでご説明した経営見直しの結果、令和3年度から令和17年度までの収支黒字総額20億9,000万円となり、この黒字により生じた資金をもとに17億円の特別減収対策債を償還していくこととしております。

最後に、6ページには上段に経営見直し前の収益的収支、下段に経営見直し後の収益的収支を掲載しております。

続きまして、お手元、「令和2年度11月定例会議環境生活建設委員会補足説明資料」をご覧ください。

この補足資料につきましては、今回の中期経営計画の見直し内容も含めた新型コロナウイルス感染症の経営に与える影響と対策を中期経営計画本文への追加という形で掲載したいと考えております。

1ページについては、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策、2ページ、3ページについては今、補足説明資料でご説明した内容を記載しております。

補足説明資料の説明は以上でございます。

【山本(由)分科会長】 ありがとうございます。以上で説明が終わりましたので、これより、予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【中村(泰)委員】 簡潔にお伺いをいたします。補足説明資料の4ページで経営見直し策の具体案が出されております。金額をかなり細かくはじいておられるので、恐らく具体的にリストラというか、減便も含めたような、そういった体制の変更を考えておられると思います。

お伺いをしたいことは、まず、減便をするの

であれば、例えば、今の便数の何割減を考えているのかとか、あと、ハブ&スポークということで、あるところを常に通るようなイメージだと多分思うんですけども、それが何割くらい該当するのかとか、あと、運賃改定の実施ということで値上げということだと思んですけど、平均で何割くらい上がっていくのかとか、そういった今現時点で言える数字があればお知らせください。

【柿原経営戦略室長（参事）】先ほどの件でございます。

まず、効率的なダイヤ編成ということで今回取り組んでまいりますが、現時点では具体的な個々の路線についてどうしようという検討はまだしておりません。今後、その辺のところは検討していくことになろうかと思えます。

効率的なダイヤ編成及び路線の効率化というのはどういうイメージをしているかということで申し上げますと、運行ダイヤの見直しであったりとか、運行形態や運行経路などを見直しによるような路線再編といったものを概ね想定しております。

こうした取組と申しますのは、利用動向を踏まえながら実施するものではございますけれども、こちら、従前からの少子高齢化や人口減少等に伴う利用者の減少に加えて、今回新型コロナの影響によって、やっぱり急速かつ大きな影響を被っておりますので、その辺あたりを考慮していくことになろうかなと考えてございます。ただ、先ほど申し上げましたように、個別具体の路線につきましては、今後検討していくということになります。

ハブ&スポークについても、イメージは委員おっしゃったとおりなんですけれども、その路線の再編というのは、あくまでも路線の再編の

仕方のイメージということで、手法の一例ということで示させていただいております。今後、実際の見直しにおきましては、様々な手法が考えられると思いますので、利用動向等を分析しながら検討してまいりたいと考えております。

運賃改定のほうでございますが、こちらのほうも同様でございます。現時点で具体的にどれくらい上げようかというような形で想定しているわけではないです。ただ、今回、計画の中に数字を盛り込んでおりますので、どういう数字を盛り込んだかと申し上げますと、基本的に今、他社のバス会社様と運賃調整をすることで、私どもの運賃水準とはなっていない部分というのがございます。そこを本来の運賃額に換算した場合の額という形で、今のところ、数字としては置いているんですが、ただ、そうした理由としましては、全体的な運賃改定としますと、やっぱり数字が大きくなってございます。実施内容等にやっぱり変化があった場合というのは、ほかの取組でやっぱりカバーが必要になってきたりするものですから、運賃改定の見込みとしては比較的堅めになるようにということで見込んだところでございます。

運賃改定につきましても、実際に運賃を改定するとなると、一般路線だけではなくて、例えば、都市間路線なんかも含めて、今後、運送収入がどう変化していくのかといった推移を見定めながら具体的に検討していかないといけないと考えております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。数字を設定したということで、むしろ、ここをゴールとしながら多分やっていくと。今までやらなければならなかったことをこのタイミングでやろうとされているのかなということで、理解をいたしました。

ただ、いずれにいたしましても、詳細な行動調査というか、過去のデータも含めた調査、県民の皆様に対してなかなか理解を求めるのは難しいと思うんですけれども、そこをしっかりとやっていただければと思います。以上です。

【宮本委員】 ご説明ありがとうございました。様々詳しくご説明をいただきました。6月の補正の時に特別減収対策債10億円、非常にびっくりしまして、いろいろ質問させていただいたところだったんですが、さらに20億円ということで、さらにさらに驚いておるところではあります。

様々中期計画等の見直し、そして、試算等もされています。新型コロナウイルス感染症の影響によりということと10月末、やっぱり議会ごとに新しい数字がどんどん出てきているという現状はよく分かってですね。もちろん、それは把握しないとイケませんので、これをきちんと見ていくべきであると思っています。

乗合、そして、高速、貸切について。やっぱりどうしても高速バス、貸切バスというのがなかなか厳しいという現状も伺ったところではあります。頂いた補足の説明資料の2ページなんですけれども、これの運輸収入の減収について、令和3年度以降について、まずお聞きしたいんですが、令和2年度の新型コロナによる減収率、10月でマイナス32%、3月末では約25%減、そして、その後は一定の減少、8%減。想定ですけれども、ここの数字の根拠。25%減、8%減と想定された根拠、どういった形でこれを想定されたのかを教えてくださいませんか。

【安藝管理部長】 令和2年の10月、32%の減から、令和3年3月の25%の減については、コロナの影響を少し堅めに見積もりたいと。6月補正

の時点から今回の補正において、少し見込みの違いがあったものですから、年度末にかけて、4月から10月にかけての減少率を少し堅めに、もう少し緩やかになったというふうな形で見込んで、25%の減少というグラフの折れ方を緩やかにして見込んでいるところであります。

令和3年度の見込みなんですけれども、基本的にはこの傾向がずっと年度末までに続くという形で見込んでおまして、最終的にマイナス8%というところにつきましては、先ほど補足説明資料の説明で申し上げたとおり、テレワークとか、自家用車通勤等の普及などによって、一定数この減少したものが返ってこないという見込みの下に率を想定しているところであります。

【宮本委員】 分かりました。この新型コロナウイルス感染症の影響というのは、相当厳しいですよ。

今も第3波でやっぱり国も揺れていますし、GoToトラベルさえも6月までという話もありますが、いやいやという話もあったところで、足並みももっと厳しくなるかもしれません。そう考えた時に、この見込みが8%どころではなくもっと高くなった場合、仮定するのは難しいかもしれませんが、今回このような形で10億円、さらに特別で20億円でしょう。これがこういかなかった場合、さらにまたされるのか、そういったところの想定はできていらっしゃるのか。これがこういかなかった場合と考えればですね。これは堅く見積もってという話ではあるけれども、どうでしょうか、なかなかここまで、正直回復するものなのかと。マイナス8%がマイナス10%とか、15%とかになっているんじゃないかなと。すいません、私の臆測なんですけれども、そうなった場合また借入れをする

というような想定でいらっしゃるのかどうか、そこをちょっとお聞きさせてください。

【安藝管理部長】 来年度以降の回復について、今の見込みより戻らなかった場合というところでございますけれども、基本的にはこの時点で黒字が出せるようにと、収支が均衡するようということで、中期経営計画の見直しを行っておりますので、ここで大幅にまた見込みが異なってくるということになれば、企業債ということも検討しなければいけないかとは思っておりますけれども、特別減収対策債が来年度も残るというような情報もちょっとありますので、そこについては次年度の回復状況を踏まえて、また状況によっては、今般見直しました中期経営計画をさらに見直すということも考えながら経営を改善していきたいと思っております。

【宮本委員】 分かりました。すいません。仮の話で大変申し訳なかったんですけれども、ちょっと厳しい目で見ればそういったことも想定されるのかなと思ったものですから、お聞きさせていただきました。

例えば、ほかのバス会社を比較した場合に、ほかのバス会社さんたちもいろいろな形で影響が出ていらっしゃると思います。比較されているのかどうか分かりませんが、長崎市内にも、そしてまた、県北にもあります。その他社と比べて県営バス、交通局の状況がどうだったのかという比較とかはされていれば教えていただければと思います。できなければできなくて結構です。

【濱口営業部長】 きちんとした数字というものは持ち合わせていないんですが、いろいろな意見交換の中で、やっぱり長崎市内におきましても他事業者ございますが、一定影響は受けているということを聞いていますし、県北のほうの

事業者につきましても一定影響を受けているということですが、ただ、どういう事業をやっているかにもよりますが、長崎市内の事業者におきましては、基本乗合事業を主にやっているということで、比較的観光路線的なものがない、貸切事業がないということで、比較的影響は少ない。それでも、やっぱり一定はあっていると。

県営バスの場合は、県外高速、リムジン、それから、貸切バス事業。結構観光に特化した事業が多いものですから、影響が大きいと。

それから、県北のほうの事業者につきましても、貸切事業もございますし、県外高速もありますし、一般乗合もありますし、県営バスと同じような状況ということは伺っております。

【宮本委員】 分かりました。それぞれで形態等々、事業内容も違うので、比較は難しいかもしれませんが、そういった形で意見交換等もしていただければと考えておりました。

それと4ページになりますけれども、ちょっと先ほどの中村(泰)委員ともダブるかもしれませんが、「経営見直し策詳細」ということで書いてあります。いろいろ書いてあるんですけれども、今までバスの運転士が不足しておりましたと。どんどんやっぱり募集せんばいかんという事業をされていたと思います。これについては、一定程度バスの新車購入も見直しながら、そして、ダイヤ改正もするという状況であるならば、今後のバスの運転士さんの確保について、ちょっとご見解があれば教えていただければと思います。

【安藝管理部長】 バスの運転士につきましては、確かに委員おっしゃるように、これまで欠員等数年続いていたところがございます。

しかしながら、今般、このダイヤの編成の見直し、路線の効率化を行うことで、しばらくは

新規の採用を見合わせないといけないと考えております。それが何年続くかというところについては明確にはしておりませんが、しばらくはそういうふうなことになるかと考えておるところです。

【宮本委員】分かりました。人件費の改善という形でも様々事務職員の配置等見直しとあります。今は具体的に何人減とかというのがもしも計画であるならばと思うんですけれども、ちょっと先ほどとかぶるかもしれませんが、もしも何名減というのが計画であれば教えてください。

【安藝管理部長】基本的には、退職不補充という形で人数を見込んでおります。その退職不補充というのは、定年で退職する人数と、あと例年、退職に至らなくても繰り上げて希望退職をされる方がいらっしゃいますので、ここ数年間の希望退職した人数の平均値を足した形で削減する人数というものを試算しております。大体1年につき20人程度で減っていくような形で、トータルで78人を減らすという形で、今、中期計画では見込んでいるところです。

【宮本委員】分かりました。いろいろ詳細な試算もありながら、今回の経営を乗り切るためにということではあります。

最後に局長にお聞きしたいと思います。

特別減収対策債10億円、さらに20億円。通常の一般企業であれば、銀行が貸すというのはなかなかないかなと思いますね、この時期に。よほどのことがないとできない。これは公営企業だからだと思いますけれども、そういった面も踏まえて、今後の中期計画にどのように反映していくのかというのも具体的にありますが、マイクロツーリズムとかいろいろ、先日は観光の基本計画を見直したところでもあります。リピーターを増やししながら、そこにマイクロツーリス

ムでいろいろな形で、自家用車で行かれる場所であったり、歩きの場所であったりという計画もなされているところなんですけれども、今回の経営改善等を踏まえて、今後の交通局としての在り方、ウイズコロナ、アフターコロナとして捉えるならば、今回のこの対策を踏まえてどう捉えていくのか考えをいただければと思います。

【太田交通局長】宮本委員のご質問にお答えをいたします。

まず、今回の経営の見直しにつきましては、コロナによります乗客減というのが非常に大きくございます。これまで人口減少とか、少子化によりまして、わずかずつでも乗客の減というのが続いておったわけですけれども、それが10年分、20年分一気に来たということで、これをまずは規模の見直しといいますか、適正な便数にするとか、そういう体制を整えようということでの計画でございます。

それと、一定そういうのが落ち着きました暁には、やはりこれまでも県営バスで行っておりました乗客増の対策とか、一定需要があるところにいろいろな形でのサービスを行っていくということを考えていかないといけないということを考えております。

まず、今現在考えられるのは、通勤バスで使っている近郊のシャトルバスとかは、今コロナ禍におきましてもお客様が減っていない状況でございますので、一定そういうものについては手厚く対策を取りながら、やはり赤字を止めていくという対策を取っていきたいと思っております。

【山田(朋)委員】すみません。4ページの経営見直しの中でお聞きをしたいと思います。

現在、コロナの影響により車両の利用状況、

何割ぐらい今利用しているのか、利用していない車両があるのかどうかと、ダイヤなんですけれども、JRさんとかは便数を少なくされたり様々されているようなんですが、現状においては路線バスでは便を少なくしたりとかはできないのかもしれませんが、こういった状況にあるかをまずお聞かせください。

【濱口営業部長】車両の状況でございますけれども、車両も減便等をさせていただいていますので、減便状況に応じて車両も使用が減っているという状況でございます。

まず、減便の状況でございますが、県外高速につきましては、長崎・宮崎線、こちらが今運休をさせていただいております。それから、長崎・北九州線、こちらが1日3往復に減便をさせていただいております。もともとが平日で1日5往復あったものが1日3往復に減便をさせていただいております。それから、長崎・熊本線でございますけれども、こちらのほうがもともと4往復させていただいていましたが、今2往復に減便させていただいております。あと、長崎・大分線でございますが、こちらは減便はしておりません。1日2往復運行させていただいております。そういう減便等を高速バスはやっていません。

あと一般路線におきましても、12月1日から特に昼間便、それから、夜の便を中心に減便をさせていただいております。こちらは昼間の出控えだとか、夜が飲食等のやっぱり自粛というものもあるんだろうと思っていますので、そういったことで利用実態として非常に利用者の方が少なくなっているということで、減便をさせていただいております。（発言する者あり）

12月1日のダイヤ改正につきましては、平日で9路線33便の減便をさせていただいております。

す。

【山田(朋)委員】車両の、貸切バスとかは当然置いてあるのが多くなっていると思っていたんですけれども、私が車両の利用状況をお聞きしたのは、パーセンテージとかで返してほしかったんですが、出てこないようですね。分かりました。

この経営見直し策の中で、資産の活用という部分があると思います。収支改善期間が令和4年以降とありますが、それぞれに売却見込みがあるのかどうか、その辺りをまずお聞かせをいただきたいと思います。

【安藝管理部長】資産の活用ということで、諫早ターミナル跡地と本原公舎を挙げておりますけれども、今現在活用が見込めるというところで、この2つを計上しております。

諫早ターミナルにつきましては、令和4年度春に新しいターミナルができますので、その跡地についてというところで計上しているところでございます。

本原公舎につきましては、まだ公舎としての活用をしておりますので、今後、職員組合と話をしながら活用を考えていきたいと思っております。

ということで、はっきり時期を明確にできないということで、令和4年度以降ということで記載をさせていただいているところです。

【山田(朋)委員】それぞれに改善額が書いてあると思いますが、この額は大体今の相場と、そういう専門の業者さんに見ていただいた資産価値で、売却額がこれより少なくはならないという形で確認をしているということでしょうか。

【安藝管理部長】この改善額については、固定資産の評価額から簿記相当額を引いた額を記載

しております。基本的に諫早ターミナル跡地の活用については、すみません、経営戦略室のほうで検討を進めておりますけれども、これが最低ラインと考えておまして、これを越えるような形で貸付けなり、売却なりというところを一番効果が高い形での活用を考えていきたいと思っております。

【山田(朋)委員】これが一番最低のラインということであります。

あと、公舎のほうは今10数人ですかね。何人が入居されている方がいらっしゃるようになります。当然、そういった方々に組合を通してご理解をいただいた上できちんとした新たな住まいを確保いただいて、こちらのほうは丁寧に取り扱っていただくようお願いをしたいと思います。

以上です。

【田中委員】何しろ交通局大変ですね。125号議案は資金繰りだから、これはもう仕方ないとしても、その後の問題だ。どうやって払っていくかという話ですね。

コロナ対策資金は、国がいろいろやっている政策があるわけ、企業に対してね。それはしかし、県営バスは該当しないのかな、全然もらえないのですか、民間と違って。そこら辺はどうですか。

【安藝管理部長】コロナの対策に対する国・県・市町村の支援でございますけれども、交通局も申請をできるもの、できないものというものがございます。交通局が申請できるものについては、全て活用を図るように申請を図っているところでございます。

【田中委員】現実内容はどんなものなのですか、数字である程度、総トータルだけでいいから、出ますか。

【濱口営業部長】コロナの影響によって減収する支援メニューとして、まず県のほうから、交通事業継続等支援事業奨励金ということで一般乗合で上限1億円でございますので、1億円がでございます。それから、貸切バスで約1,000万円、それと国からの支援というのが約3,000万円、交通局としては約1億4,000万円程度頂いております。

それから、交通局とは別に、県営バスのほうにも同じような内容で県から。県営バスは民間でございますので、交通局では頂けなかった部分もでございますが、県から約740万円程度、国から460万円程度、それと諫安市、大村市から各30万円程度という補助を頂いております。

【田中委員】それをもらっても、ありがたい話だけれども、あまり大局に影響ないという感じなんですね。10億円では足りんで、もう10億円、20億円ということなただけけれども、民間は借入れ申請して借入れできなければ、もうそれで企業は終わりなんです。民間はね。あなたたちは特別減収対策企業債、これは財政課が世話する形になるんだろうけれども、県営バスが直やるのか、金利とかなんとかの関係はどうなっていますか、15年で。

【安藝管理部長】金利については入札で行うことにしておまして、12月8日から借り入れる分については0.13%となっております。

【田中委員】総額で幾らぐらいになるのですか、15年で。

【安藝管理部長】利子だけで2,200万円ということでございます。

【田中委員】そのくらいの利子で、15年で払っていけばということだから、小さいかも分かんけれども、民間のことを考えれば恵まれていますよね。特別減収対策企業債。これは県営

バスだからできるんだろうけどね。

それともう一つ、この経営見直し策詳細というところで出ているけれども、確実にやれるのかな。私は、この内容を見て、こんなことやっているって経営ができないんじゃないかという危惧を持つんですけどね。

この1番の人口減少等による乗客の減少で2億6,900万円か、改善策。バス更新等で1億1,500万円、更新しなければ事業はスムーズにいくのですか、古いのだけこうやっていってね。

それから、資産活用が今、話に出ていたけど、交通局はこんなもんしか資産はないのですか。駅前の移転の関係は、この15年間にどういう位置づけになるのかな。駅前の、あそこも持っているだろう、交通局が。移転関係の収支みたいなものは、計画はどうなっていますか。

【柿原経営戦略室長（参事）】長崎ターミナルのお尋ねだと思えますけれども、長崎ターミナルにつきましては、本年7月に、長崎市中心部の交通結節等検討会議という会議が開かれました。その中で、長崎市中心部の交通結節を考えようじゃないかということで、最終的に大黒町側にバスターミナルを再整備し、駅側とデッキで接続することなどを盛り込んだ長崎市中心部における交通結節等機能の強化に向けた基本計画が策定をされたところでございます。

今、その基本計画策定以降ということで、現状、そのバスターミナルの再整備方法であるとか、その運営に際して、これは公民連携の手法でありますコンセッション方式を導入することなどにつきまして、現在、県の土木部のほうで検討を行っているところでございます。これにより、私ども従前から県営バスのほうで進めてまいりましたバスターミナルの移転計画につきましては、現状としては中断することとなって

ございます。

【田中委員】計画云々じゃなくて、交通局の収支でも見通しが大体どんな感じなのかというのが知りたかったんだけどね。プラスにはなると思う。ただ、プラスになるためにも立替的な金が出てきたりする可能性もあるんで、そこら辺も入っているのかなと。

それから、4番の人件費の改善で1億5,000万円ほど毎年やるのかな。1年間で1億5,000万円ほど減らしているから、やっていける、事業を。皆さん方がオーケーしているのかな、それで。昔は組合は強かったけど、今はどうのというのは言わんけれども、やっていけるのかな。トータルして5億5,600万円、1年間当たりの収支改善。5億6,000万円ぐらい毎年やっていくよと。そして、営業はちゃんと現状を維持するよと。現状を維持しなければ、この売上のペースは確保できないわけだからね。減らしていく形になる。減らせば減らすほど、また落ちてくるわけだから。これはその中間になるんだな。

そういうことで、令和17年までの15年、それで20億8,900万円を捻出して、20億円の特別減収対策債の返還原資としますと。15年先のことまで我々もちょっと予測できないし、皆さん方は数字で予測するんだろうけどね。だから、普通四、五年までならば分かるけれども、15年先の計画です。これは大変なことです。その前に5億5,600万円、毎年、現状から収支改善していかなくちゃいかんわけですよ。数字を実行できるような対策が整っているのかな、ちょっとそこを聞かしてもらおう。

【安藝管理部長】額が大きいこと、また、15年と長期間にわたることから、委員ご心配されているのは全くそのとおりだと思いますけれども、我々もきちんとした形で試算を積み上げて

きて、この計画を立てているところでございます。

やはり収入が減る中で、固定経費を減らさなければなりませんので。ただ今回、今年は職員組合と合意をして期末手当のカットというところをいたしましたけれども、全てそこに頼るといわけにはいきませんので、人の数そのものを減らすというところで、ダイヤの編成、路線の効率化により人を減らし、その分、また要るバスも減らすという形で、まずは固定経費を減らしていこうと考えているところでございます。

古くなったバスについては、順次更新していかなければなりませんけれども、バスを減らすことによって、古くなった更新時期が来たバスは廃棄ということで、更新の時期を後ろ倒しにできますので、そういうふうな形で5億5,000万円はかなり厳しい計画ではありますけれども、基本的にはやっていくものとして計画を立てているところでございます。

【田中委員】資産、資産というのは、私は資産形成の資産かと思ったら、試し算の試算だからね。だから、これが試算どおりにいくかという、そこら辺が一番、私はちょっとはてな、クエスチョンと思うね。経営やっていけるのかな、こんな感じで。今までやってきても、そんなにはプラスにならなかったよね。とんとんいけばいいほうで。それが毎年5億5,600万円も経営見直し策をやっていくんだと。通常の営業活動が正常にいくのかなと。資産活用の分は、もうこれだけしかないの、交通局は。私は、あちこちもう少し資産があるのかなと思っていたけれども、もう売却してしまったのかな。雲仙とかなんとか営業所がいっぱい昔あったのは、資産がもうないのですか。それと駅前だけですか、資産活用の資産は。現状。私も決算の時の固定資産の

合計とか覚えていないので、何とも言えんけれども、どうなんですか。

【安藝管理部長】基本的に交通局が保有している土地に関しては、ほとんど局として財産として使用をしているところでございまして、活用できる土地の一番大きいものが諫早ターミナルの跡地と本原公舎の敷地というところでございます。ほかにあと一、二か所活用未利用地はございますので、そこは活用を検討してまいりたいと思っておりますけれども、あとは交通局として使用していたり、貸付けを行っていたりとかいう土地でございます。

【田中委員】だから、20億円の債務を我々は保証するわけじゃないけれども、委員会で認めるという感じだから、保証したような感じになるんだけれども、20億円を。大変なお金よ。もう少し資産活用ができるのかなと思ったけれども、3億円ぐらいしか担保的なものは考えられないわけね、今のところ。1番は人件費の改善で1億5,000万円15年間、20億円ばかりね、ずっと毎年毎年減らしていくんだと。これは大丈夫かなと。ダイヤ編成とかなんとか、これは減らせば減らすほど営業収入も減っていくと思うんだけど。体質がずうっと縮小されていく、先細りになっていくわけだからね、これだけ減らしていけば。だから、ここで議論しても、あなたたちは試算をして、試算どおりやればこうなりますよと。その保証はないんだけれども、我々は保証して委員会を通さなきゃいかんわけだからね、20億円を。財政課がよく、うんと言ったなと思うんだけれども、本庁の財政課とも詰めた話はしているわけだろう、県営バス、交通局だから。どうなんですか。

【安藝管理部長】交通局の現在の経営の状況及び今後の見直しについても、財政課と協議をし

た上で、今回の補正予算はあげさせていただいております。

【田中委員】ここで終わるけれども、ぜひ外部の人を入れて経営の審議会みたいなものをつくることを勧めたい。外部の人を入れなきゃ、あなたたちだけではちょっと申し訳ないけれども、信用できないところもある。こんなに簡単に、15年かけて83億円を捻出していくなんで大変ですよ。普通借りても、資産売却とかなんとかで戻すというなら、それは可能だけれども、人件費を減らして行って借金払いをずっとしていくんだという、そういう経営の仕方というのはちょっと私も納得し難いですね。だから、ぜひ外部の専門家を入れて、そういう審議会みたいなものをつくって、やっぱりやる努力をしてもらいたい。我々の審議の許容範囲から外の問題です。15年かけて20億円払ってきますという計画表はちゃんとできている。それが順調にいけば、昔みたいなことはなかったわけだからね。

我々が議員になった頃には解決していたけれども、その前は大変だったと。ようやく解決した頃、私は県議会議員になったんだけど、交通局問題は大変な問題だったんです。

そんなことで、質問は終わります。もう答弁ももらったって、それは内容について私は疑義を感じているわけだから、それ以上のことは言わないけれども、ぜひそういう審議会みたいなものをつくってやってほしいなという要望だけしておきたいと思います。

【安藝管理部長】1点だけ。田中委員から外部の委員会をということでお話がありましたけれども、県営バスでは、交通局交通事業の在り方に関する方針に基づいて、経営の外部評価を実施する経営評価委員会というものを設置しております。経営者の方とか、学識経験者の方を迎

えて5名の委員さんをお願いして、年に一、二回程度委員会を開いて、意見を聞いているところでございます。一応そういうものがあるというところだけお話をさせていただきます。

【田中委員】ぜひその資料を出してください。どういう人がやってもらって、どういう質疑をやっているのか。それは別に公にできない話じゃないんです。県の交通局だからね。それは、もしそういうのがあったらすればですね。私は、誰がおやりになっているか知らない。監査委員に聞いても、何となく、いや県営バスはですねという話です。ぜひその資料出してください。

【山本(由)分科会長】ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】それでは、ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了します。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第125号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】ご異議なしと認めます。よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【山本(由)委員長】次に、委員会による審査を行います。

交通局におきましては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受ける

ことといたします。

それでは、交通局長より所管事項の説明を求めます。

【太田交通局長】「環境生活建設委員会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、交通局関係の議案はありませんので、主な所管事項につきましてご説明いたします。

交通局の経営状況につきましては、先ほどご説明をいたしました。2ページをお開きください。

路線バス等の状況について。新型コロナウイルス感染症の影響により公共交通の利用が減少しており、交通局におきましても、県外高速バスや空港リムジンバス等において、各路線の状況に応じて運休や減便運行を実施しております。

県外高速バスや空港リムジンバスにつきましては、利用客数が前年度比で半数に達していないものの10月以降は回復傾向にあり、利用客の動向を見極めながら運行便数等の調整を図ることとしております。

一般定期路線バスにつきましては、利用客数が前年度比で8割程度に回復してきておりますが、昼間帯や深夜の利用客の減少が大きいことから、利用が少ない時間帯での減便や最終便の時間を少し早めるなどのダイヤ改正を12月1日から実施しております。

今後も、新型コロナウイルス感染症の影響により利用客減の状況が続くことが想定されることから、効率的な運行便数の確保などの見直しを行いながら、公共交通として路線バスの維持を図ってまいります。

接客・接客及び安全安心への取組について。交通局では、安全、確実、快適、親切をモットーに、コロナ禍の下でもお客様がより快適に安心してバスをご利用いただけるよう、全乗務員

を対象とした各種研修や、ドライブレコーダー等を活用した個別の指導教育など、事故防止と安全教育のみならず、接客・接客の向上にも努めております。

今年度においても、職員一人ひとりがお客様に親切で丁寧な対応ができるように、外部講師を招いた接客・接客研修やマナー講座を実施し、231名の職員が受講しました。

また、現在、バス車内への新型コロナウイルス感染症対策として、乗務員のマスク着用や乗務席へのビニールカーテンの設置、車内消毒や換気の実施などの対策を講じておりますが、今回の接客・接客研修に併せて、バス車内の消毒についても外部専門家を招き、フェイスマスクや除菌剤を使用しながらの講習を実施し、バスの利用について県民や観光客の安全・安心のさらなる確保に努めております。

今後も、安全・安心なバス事業を目指し、お客様へのサービス向上に継続して取り組んでまいります。

貸切バスツアーについて。貸切バスツアーについては、子会社である長崎県営バス観光株式会社とタイアップし、毎年実施しているところです。

今年度は、従来県外への1泊2日のツアーである県営バスよか余暇ツアーについて、県内の観光事業を活性化させるため、佐世保市内の観光と平戸温泉宿泊を組み合わせた内容で11月から1月まで実施することとしております。

日帰りツアーについても、松浦アジフライを堪能するツアーなどを実施しており、いずれのツアーともG o T oトラベル事業の活用による割引と地域共通クーポンの配布で大変お得なツアーとなっており、利用促進を図ってまいります。

また、長崎県営バス観光におきましては、長崎県観光連盟ともタイアップし、長崎県しま旅滞在促進事業とGoToトラベル事業を活用し、ORCで行く！壱岐フリープランと、ORCで行く！対馬フリープランを実施しており、県内離島地域の観光の活性化にも取り組んでおります。

今後ともツアーの実施により、長崎県の観光振興と交流人口の拡大を通じた地域の活性化に寄与してまいりながら、貸切バスの稼働増にもつなげたいと考えております。

新たな行財政改革に関する計画素案の策定について。令和3年度から新たに取り組む行財政改革に関する計画につきましては、これまでの県議会や長崎県行財政改革懇話会におけるご意見も踏まえて、このたび、計画素案として取りまとめました。

素案においては、挑戦と持続を両立する行財政運営、行政のデジタル化と働き方改革、多様な主体との連携と人材育成を柱とし、具体的な取組をお示ししており、推進期間につきましては、令和3年度から7年度までとしております。

交通局関係としましては、公営企業を取り巻く環境変化を踏まえた地域公共交通サービスを提供するとともに、中期経営計画を着実に推進するなど経営健全化に取り組むこととしております。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様のご意見もいただきながら、今年度中の計画策定を目指してまいります。

次に、「環境生活建設委員会関係議案説明資料追加1」をご覧いただきたいと思っております。

職員の処分について。今年10月29日午前8時頃、交通局の運転士が、貸切バスを回送中に業務用の携帯電話を使用して通話を行ったことが

ら、11月16日付で停職10日の懲戒処分を行いました。

今回の事案は、交通局の内規で貸切バス運行時に認めている業務用携帯電話の使用について、イヤホンマイクを使用せず通話を行ったものであります。

交通局では、運行中の携帯電話・スマートフォンの原則使用禁止や業務上の取扱いについて周知及び指導を徹底してきたところでありますが、このような事案が起きたことは公共交通を担うバス事業者として大変遺憾であり、県民の皆様にも深くお詫び申し上げます。

今回の事案発生を踏まえ、貸切バス出庫前の点呼時に業務用携帯電話とイヤホンマイクの接続を確認するとともに、これまで行ってきた取組の徹底を図っていくこととしております。

このようなことが二度と起こることがないように、全職員に改めて指導を行い、県民の皆様への信頼回復に全力で努めてまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。以上で説明を終わります。

それでは、交通局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時36分 休憩

午後 2時36分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

交通局の理事者の皆様には大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 2時37分 休憩

午後 2時37分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開します。

環境生活建設分科会長報告及び環境生活建設委員長報告については、正副委員長一任のもとで報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時38分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動についてご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと思います。

ほかにはないようですので、閉会挨拶のため、しばらく休憩いたします。

午後 2時39分 休憩

午後 2時43分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本任期中における定例会の最後の委員会になりますので、閉会のご挨拶を申し上げます。

本任期中の定例会における委員会は、これが最後になると思いますので、閉会に当たり、委員長として一言ご挨拶を申し上げます。

委員長を仰せつかりまして本日まで、久保田副委員長はじめ、委員の皆様、理事者の皆様

ご協力をいただき、無事に委員会までは終了することができました。大変お世話になりました。

さて、振り返ってみますと、本任期期間中は文化観光国際部が新たに所管に入ったということもあったんですけれども、また、今度は新型コロナウイルスということで、感染拡大に伴う観光関連産業と各分野への深刻な影響であるとか、感染者の方への偏見差別の問題であったり、それから、県営バスの大型減収の問題であったり、さらには7月豪雨、台風9号及び10号に伴います被害への対応ということで、コロナに振り回されたような形になりますけれども、コロナ禍における経済対策、感染拡大防止に向けた各部局の各種施策の取組を主に審議させていただきました。

委員の皆様には、熱心なご議論を交わしていただくとともに、コロナ禍での施策の取組について指導助言をいただくなど、議会と行政が県民の皆様のために、県の発展のために、さらには新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けて全力で取り組むため、この委員会が進められたものと深く感謝を申し上げます。

最後になりますけれども、委員並びに理事者の皆様方には健康に十分ご留意をいただき、さらなる長崎県の発展のためにご活躍をされますことを心からお祈り申し上げまして、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

次に、理事者を代表して県民生活環境部長からご挨拶をいただくことにいたします。

【宮崎県民生活環境部長】 環境生活建設委員会の閉会に当たりまして、理事者を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

山本(由)委員長、久保田副委員長をはじめ、

委員の皆様には、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な時間が取れない中、委員会におきましてご審議をはじめ、現地視察など、環境生活建設全般にわたる重要課題について終始熱心にご議論いただくとともに、様々な観点から貴重なご意見等をいただきましたことに対しまして、心よりお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

いただきましたご指導、ご提言につきましては、今後の施策の中に反映してまいりたいと考えております。

私ども4部局におきましては、長崎県総合計画や各部局の個別計画に基づき、県民の皆様の安全・安心で快適な暮らしの実現、地域の特徴や資源を活かしたまちづくりに向けて取組を進めてまいります。

委員の皆様におかれましては、今後とも環境生活建設分野におけます県政の推進に対しまして、より一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様にはお体に十分留意され、ますますのご活躍を祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

【山本(由)委員長】 どうもありがとうございました。

これをもちまして、環境生活建設委員会及び予算決算委員会環境生活建設分科会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後 2時47分 閉会

環境生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年12月10日

環境生活建設委員会委員長 山本 由夫

議長 瀬川 光之 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 128 号 議 案	自然公園内県営公園施設条例の一部を改正する条例	原案可決
第 129 号 議 案	長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 145 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原案可決
第 146 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 147 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 148 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 149 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 150 号 議 案	諫早市テニスコートの事務の受託に関する協議について	原案可決
第 153 号 議 案	長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025についてのうち関係部分	原案可決

計 9 件 (原案可決 9 件)

委員長（分科会長） 山 本 由 夫

副委員長（副会長） 久保田 将 誠

署 名 委 員 徳 永 達 也

署 名 委 員 中 村 泰 輔

書 記 坂 井 文 孝

書 記 永 井 美 佐 子

速 記 (有)長崎速記センター